別紙3 果樹農業生産力増強総合対策

第1 事業の実施方針

果樹農業については、永年性作物であるという果樹の特性を踏まえ、消費者ニーズの動向に即した果実及び果実製品(以下「果実等」という。)の安定供給を図るため、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)に基づく果樹農業振興基本方針(以下「基本方針」という。)を策定・公表し、諸施策を推進している。

我が国では、地域の特性に応じた多種多様な果樹が栽培されており、地域ごとに特色ある果樹農業が展開されている。近年は、優良品目・品種への改植等に取り組んできたこと等を背景に、消費者ニーズに対応した高品質な果実等の生産が行われている。

こうした高品質な国産果実等は国内で高く評価されている。また、海外からの評価も高く、輸出品目としても高いポテンシャルを有している。

しかしながら、高品質な国産果実等の生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた 手作業によって実現されており、整枝・せん定等の高度な技術を要する作業や、摘果、 収穫等の機械化が困難な作業が多い果樹農業は、労働集約的な構造となっている。

また、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となり、栽培面積も長期的に減少が続いていることや、果樹農業を支える苗木の生産・供給体制のぜい弱化、一定程度を輸入に頼っている花粉の供給の不安定化等により、果樹農業の生産基盤がぜい弱化しており、それが国産果実等の供給力の低下につながっている。

永年性作物であり、植え付けから収穫まで長い年月を必要とする果樹について、 こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくために は、果樹産地の生産基盤の強化に取り組むことが必要である。

こうした考えのもと、令和2年4月に公表した新たな基本方針においては、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るため、「これまでの供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策へ転換していく」こととしたところである。

この実現に向けて、果樹産地の労働生産性の向上を推進するための「果樹労働生産性向上等対策事業」、省力樹形の導入等に必要な苗木の生産及び一定程度を輸入花粉に頼っている品目の国産花粉の安定供給を推進するための「果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業」、果実の需要に即した流通加工等の推進を図る「果実流通加工対策事業」、近年頻発している大規模な自然災害により、果樹産地において甚大な被害が発生していることに対応するための「被害果実利用促進等対策事業」等を実施することとする。

また、果樹労働生産性向上等対策事業において、「未来型果樹農業等推進条件整備事業」を措置し、果樹農業等の労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や、中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組を総合的に支援し、収益性の高い経営を営む、未来型の果樹農業等への転換を推進する。

これらに必要な経費について、果振法第4条の4の規定に基づき指定された公益

財団法人中央果実協会(以下「指定法人」という。)、都道府県法人(同条第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。)又は農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が別に定めるところにより実施する公募に応募した者の中から選定された者(以下「事業実施主体」という。)が補助を行うものとする。

第2 事業の内容

- 1 事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。
- (1) 果樹労働生産性向上等対策事業 Iに定めるとおりとする。
- (2) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業 Ⅱに定めるとおりとする。
- (3)果実流通加工対策事業 皿に定めるとおりとする。
- (4)被害果実利用促進等対策事業 IVに定めるとおりとする。
- (5) パインアップル構造改革特別対策事業 Vに定めるとおりとする。
- (6) 果樹緊急総合対策支援事業

指定法人は、(3)から(5)までに定める事業のほか、果実等の輸出入の急激な変動、自然災害等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として、農産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(7) 推進事業

指定法人は、(3)から(6)までの事業を適正かつ円滑に実施するため、次に 掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための (1)から(5)に定められる各事業における事業実施者及び支援対象者に対す る指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項 アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業の対象期間及び実施

- (1) 事業の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。
- (2) 事業の実施は、原則として4月1日から翌年3月31日までの単年度で完了する ものとする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度以降に及ぶものについては、当 該年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができ

るものとする。

(3)(2)のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、事業実施計画の承認を行った年度の翌年度以降の年度に関しても、当該事業実施計画の承認に基づく事業を実施することができるものとする。

なお、前年度と事業実施主体が異なる場合においても、(2)のただし書の規定 に基づく事業の継続ができるものとする。

- (4)自然災害等の不測の事態が生じた場合にあっては、当該自然災害等を対象として 1の(1)のうち果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を実施できる 旨を農産局長が別に定めることができ、この場合にあっては、事業実施主体は業務 方法書等に当該事業に係る取扱いを定めるものとし、また、当該事業における支援 対象者が行う取組について、発災日以降にさかのぼって補助対象とすることがで きるものとする。
- (5) 1の(3)から(7)までの事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第6及び第7の規定は適用しないものとし、1の(1)及び(2)の事業の実施に当たっては、交付等要綱第29、本要領本体第3の1(4)のイ、第6及び第7の規定は適用しないものとする。

3 指定法人の業務

果振法第4条の4各号の指定法人の業務の具体的内容及び運営については、「果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」(昭和60年7月1日付け60農蚕第3664号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。)第4の3及び以下に定めるところによるものとする。

(1)業務の内容

- ア 都道府県法人に対する出資
- イ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業において、都道府県法人がその 事業実施者に対して行う補助に対する補助
- ウ 1の(3)、(4)、(5)及び(6)の事業について、その事業実施者に対 する補助
- エ 1の(3)、(5)及び(6)の事業の実施
- オ アからエまでの業務に附帯する業務
- (2) 業務実施方針及び業務実施規程の作成
 - ア 指定法人は、農産局長と協議の上、1の(4)のうち果汁特別調整保管等対策 事業に係る補助を行うための業務実施方針を作成するものとする。
 - イ アの業務実施方針及び果振法第4条の5第1項の規定に基づく業務実施規程 の作成は、別添1に沿って行うものとする。
- (3) 都道府県法人及び事業実施者に対する業務の指導等
 - ア 指定法人は、都道府県法人に対し、業務の円滑な実施に必要な事項につき助 言、指導等を行うものとする。
 - イ 指定法人は、事業の運営上必要な限度において、都道府県法人に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について、報告を求め、又は当該都道府県法人の帳簿及び書類を閲覧することができるものとする。

ウ 指定法人は、(1)のウの業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対し必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(4)業務方法書の制定

指定法人は、(1)の業務の実施に関する事項について業務方法書に定めるものとし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ農産局長に協議することとする。また、これを変更する場合も同様とする。

4 都道府県法人の業務

都道府県法人の設立の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

(1) 法人の設立

都道府県法人の設立は、次のア又はイに定めるところによるものとする。

- ア 都道府県法人を新たに設立する場合には、定款及び業務方法書を作成するものとする。
- イ 一般法人を活用して都道府県法人を設立する場合には、以下に定めるところ によるものとする。
- (ア)類似の事業を行う一般法人の定款及び業務方法書を変更し、本要領に基づく 業務を行う機能を付与するものとする。
- (イ) 本要領に基づく事業に係る収支とその他の収支とを明確に区分して経理を 行うものとする。
- (ウ) 都道府県法人が解散し、その機能を類似の事業を行う既存の一般社団法人に付与する場合及び類似の事業を行う既存の一般社団法人が解散し、その事業を都道府県法人が引き継ぐ場合においては、(ア)及び(イ)の規定を準用するものとする。

(2) 都道府県法人の事業年度

都道府県法人の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(3)業務の内容

- ア 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業及び新品目・新品種導入実証等事業、 (2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の事業の事業実施者又は支援対象者 に対する補助
- イ 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業及び新品目・新品種導入実証等事業、 (2)のうち優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業、(3)のう ち国産果実競争力強化事業、(5)及び(6)の事業の実施
- ウ ア及びイの業務に付帯する業務

(4) 交付準備金等の管理

- ア 都道府県法人は、指定法人の出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならない。
- イ アの財産は、以下に定めるところにより管理するものとする。
 - (ア)銀行、農林中央金庫その他金融機関への預金

- (イ) 国債、地方債その他有価証券の取得
- (ウ)(イ)により取得した有価証券の信託業務を営む銀行若しくは信託会社への 信託又は証券会社への預託
- (エ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- ウ イの財産の運用により生じた利益は、都道府県法人の管理運営に要する経費 及び(5)の借入金の利息の支払いに充てるものとする。
- エ 交付準備金は、イに準じて管理し、他の資金と区分して経理するものとする。
- オ 交付準備金は、会員等の納付した負担金、指定法人、都道府県等から交付された補助金等からなるものとする。
- カ 交付準備金の運用により生じた利益は、指定法人と協議して承認された使途 に充てることができるものとする。
- (5) 交付準備金に不足が生じた場合の借入れ

都道府県法人は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができるものとする。

なお、この借入れの償還は、指定法人以外の当該法人の会員の負担において早期 に行うものとする。

(6) 指定法人との協議

都道府県法人は、定款を定め、又は変更した場合には、速やかに当該定款の写し を指定法人に提出するものとする。

(7)報告及び調査

都道府県法人は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対し、 必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(8)業務方法書の制定

都道府県法人は、1の事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。ただし、Iの第1の事業における支援対象者、Iの第2及びⅡの第3の事業における支援対象者のうち、事業実施主体が特に必要と認める者については、当該事業の実施に必要な事項とする。

(9) 事業の円滑な推進

都道府県法人は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組 を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

(10) (9) に定める取組に要する補助対象経費は、次の表のとおりとする。

区分	内容
謝金	都道府県法人の職員以外の専門家、指導員等として依頼
	した者(以下「外部専門家等」という。)に対する謝金及
	び報償費(会議の出席、補助金の交付要件の確認、産地協
	議会に対する指導等に伴う者であり、会議録、日誌等によ
	りその活動内容が証明できる者に限る。)
旅費	都道府県法人の職員旅費及び外部専門家等旅費
事業費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費
	(燃料費を含む(自動車燃料に限る。)。)、借上費、備
	品費(取得単価が50万円以上の機器及び器具については、
	見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っ
	ていない場合は除く。) やカタログ等を添付すること。) 、
	賃金、保険料、器具機械等の修繕料
委託費	都道府県法人の行う事務の一部を他の者に委託する場合
	における当該委託に要する経費

5 事業実施主体の業務等

1の(1)及び(2)の事業を実施する事業実施主体の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

- (1)業務の内容については、次のアからウまでに定めるものとし、これらの業務を一体的に行うものとする。
 - ア 1の(1)のうち果樹経営支援等対策事業及び新品目・新品種導入実証等事業 並びに1の(2)の事業の事業実施者に対する補助
 - イ 1の(1)のうち果樹農業調査研究等事業の実施
 - ウ ア及びイの業務に付帯する業務
- (2) 応募団体の要件、募集方法等については、次のとおりとする。

アー応募団体の要件

民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

イ 募集方法

農産局長は、別に定める公募要領に基づき、アに該当する応募団体から事業実施主体を選定するものとする。

ウ 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(ア) 果実・果樹に対する知見

- a 果実の生産に関する知見を有しているか。
- b 果実の流通に関する知見を有しているか。
- c 果実の加工に関する知見を有しているか。
- d 果実の消費に関する知見を有しているか。
- e 果樹の試験研究に関する知見を有しているか。

(イ) 事業実施者等との協力体制

- a 応募団体と果実の流通加工対策等の業務を行う指定法人との協力体制が 構築されている事業体系となっているか。
- b 応募団体と都道府県法人及び事業実施者との協力体制が構築されている 事業体系となっているか。
- c 『果樹産地構造改革計画について(平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知)』(以下「産地計画通知」という。)に 基づく産地協議会(以下「産地協議会」という。)や農協等の関係機関と の協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- d 地方農政局等と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- e 都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。

エ 成果目標

産地協議会が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画(以下「産地計画」という。)における生産振興品目・品種の栽培面積のうち、優良品目・品種への転換等に係る面積等の具体的な成果目標を定めること。

(3) 事業実施等の手続

ア 事業実施主体は、交付等要綱第7の規定に基づく交付申請を行う際に、事業実施前に別添2により事業実施計画を作成の上、農産局長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、交付等要綱第9による交付決定の通知により、当該事業実施計画が承認 されたとみなすことができるものとする。

また、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなすことができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業終了後3か月以内に、アに準じた内容の事業実施報告書 を、別添3に基づき交付決定額等に係る一覧表と併せて作成し、農産局長に提出 するものとする。

(4)報告及び調査

事業実施主体は、(1)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業実施主体の事業年度

事業実施主体の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が 4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施 に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(6)業務方法書の制定・変更

事業実施主体は、1の(1)及び(2)の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

(7) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(1)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組 を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項 アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

6 国の助成等

国は、予算の範囲内において、以下に掲げる経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 指定法人が行う本事業の実施に必要な経費につき定額
- (2) 生産者団体等が行う本事業の実施に必要な経費につき定額
- (3) 事業実施主体が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

第3 農業機械・施設等の管理運営・リース導入に関する基準等

1 農業機械・施設等の管理運営

(1)管理運営

支援対象者(IIの第2の果樹種苗増産緊急対策事業にあっては、事業実施者をいう。第3において以下同じ。)は、事業により整備した農業機械・設備・施設(以下本別紙において「施設等」という。)やほ場について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

(2)管理委託

事業により整備した施設等やほ場の管理は、原則として、支援対象者が行うものとする。ただし、支援対象者が事業により整備した施設等やほ場の管理運営を直接行い難い場合は、他に定めのある場合を除き、支援対象者が適当と認める者に管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県法人又は I 第 1 (2) のただし書きに定める団体(以下第 3 において「都道府県法人等」という。)(Ⅱの第 2 の果樹種苗増産緊急対策事業にあっては、事業実施主体をいう。以下同じ。)は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況

及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等やほ場の管理、処分等において 適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

支援対象者は、事業により整備した施設等や実証ほ場について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

2 施設等のリース導入等

(1) リース導入を行う施設等の範囲

リース導入を行う施設等の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、施設等のリース方式による導入の規模決定に当たっては、支援対象者が成果目標の達成に必要な規模で決定できるものとする。

ただし、次に掲げる機械は除く。

ア トラクター

- イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの(例:運搬用乗用車輌、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)
- ウ 中古の農業機械
- エ 施設等の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の施設等への更新と みなされるもの
- (2)施設等のリース導入に係る留意事項 施設等をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 施設等のリース料助成金の額は、対象施設等ごとに次のア又はイに掲げる計算 式により算出し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計と すること。

なお、計算式におけるリース物件価格(園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする ニレ

- (ア) リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数) ×1/2 以内
- (イ) リース料助成額= (リース物件価格-残存価格) ×1/2 以内
- イ 支援対象者は、リース内容やその決定根拠等の対象施設等に係る事項を事業実 施計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。
- ウ 支援対象者が成果目標の達成後もリースにより導入した施設等を継続利用する場合は、都道府県法人等と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の施設等の利用方針を別途設定すること。
- エ 本事業で助成の対象となる施設等のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務 次官依命通知)に関わらずリース方式による導入ができるものとする。
- オ 導入する施設等は、動産総合保険等の保険(盗難補償を必須とする。)に加入す

ることが確実に見込まれること。

カ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(支援対象者又は支援対象者の構成員(以下「支援対象者等」という。)と支援対象者等が導入する対象施設等の賃貸を行う事業者 (以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア)リース事業者及びリース料が次のキにより決定されたものであること。
- (イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。

キ リース事業者及びリース料の決定

支援対象者等は、本事業について都道府県法人等から交付決定を受けた後に、原 則として、一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者 及びリース料を決定すること。

- ク 助成金の支払申請に係る書類
 - (ア)支援対象者等は、キの入札結果及びリース契約に基づき施設等を導入し、都道府県法人等に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付すること。
 - (イ) 都道府県法人等は、支援対象者等から提出のあった請求内容及び資料を確認 の上、アの(ア)又は(イ)により算出されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うこと。

第4 適正な補助金の執行

1 不用額等の返還

事業実施主体は、以下(1)又は(2)に該当する場合、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施者に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

- (1) 交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったとき
- (2) 合理的な理由なく、本事業に係る取組の様態が適切な期間継続していないこと 及び本事業に係る支援を実施した園地で適切な栽培管理が行われていないこと が明らかになったとき

2 不正行為等に対する措置

国、事業実施主体及び事業実施者(I並びにIIの第1及び第3に限る)は、支援対象者等(IIの第1の事業における苗木生産コンソーシアム及び第2の事業における輸入苗木供給推進コンソーシアム並びに事業実施者が直接事業を行う場合は事業実施者を含む。)が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、支援対象者等に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 資機材の低減

事業で必要となる資機材については、農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

第5 その他

- 1 水田農業高収益化推進計画(『水田農業高収益化推進計画の策定について』(令和 2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省 生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく水田農業高収益化推進計画を いう。以下同じ。)において、第2の1(1)から(5)までのうちいずれかに係る 申請者が位置付けられている場合、当該申請者を優先採択するものとする。
- 2 国の行う他の施策との連携を図るため、下表の事業欄に掲げる事業を実施する関係者は、連携する施策欄に掲げる施策に取り組むよう努めることとする。

連携する施策	事業	取組主体
【科学技術イノベーション施策】	第2の1(1)	産地計画を策定した協議会及
担い手の不足や高齢化等の生産現	の事業	び生産出荷団体等(事業実施者
場が直面する課題に対応し、農業		を除く)
における生産性を向上させるた	第2の1(3)	事業実施者(指定法人を除く)
め、先進技術の導入等の科学技術	の事業	
イノベーションに資する取組の導		
入に努める。		

- 3 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業 実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。
- (1) 都道府県の区域を越える地域を地区とする事業実施者であって、都道府県の区域 を地区とする従たる事務所を設置して事業を行う場合の事務手続については、事 業実施者が都道府県ごとの事業を委任する者に行わせることができる。
- (2) 事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県法人を通じて指定法人に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は指定法人に届け出るものとする。

- (3) 前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの 事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行 う際の事務手続に準じるものとする。
- 4 第2の1(1)、(2)及び(3)の事業に係る事業実施者及び支援対象者のうち 農業生産活動を実施する者は、別記を用いた自己点検の実施に努め、指定法人及び事 業実施主体はこれを指導するものとする。

I 果樹労働生産性向上等対策事業

第1 果樹経営支援等対策事業

1 果樹経営支援対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に基づき、(3)のイの支援対象者が行う、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の 区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施 する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(3)補助対象及び補助率

ア 本事業において補助対象となる取組、補助率等は次の表のとおりとする。

ただし、対象となる品目・品種、省力樹形は、産地計画において今後振興すべきと定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種、省力樹形を対象とするものに限る。

また、主要果樹とは、かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

更に、省力樹形とは、試験結果又は事例で、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすことが確認でき、かつ未収益となる期間の短縮が期待できる樹形をいい、高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいう(本別紙において以下同じ。)。

- (ア) 10a 当たり労働時間を慣行栽培と比較して 10%以上縮減できる。
- (イ) 10a 当たり収量を慣行栽培と比較して 10%以上増加できる。

なお、種苗法(平成10年法律第83号)第20条に基づく登録品種を扱う場合は、 育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対 象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特 に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確 認の上で利用しなければならない。

補助対象となる取組	補助率	
	()内は改植(新植)支援単価	
1 整備事業		
(1)優良品目・品種への転換等		
ア 慣行樹形等への改植・新植		
(ア) うんしゅうみかん等のかんきつ類への	定額(23(21)万円/10a 以内)	
改植・新植		

(イ) りんごのわい化栽培への改植・新植	定額(33(32)万円/10a 以内)
(ウ) ぶどう(加工用)の垣根栽培への改植 ・新植	定額(33(32)万円/10a 以内)
(エ) (ア) から (ウ) までを除く主要果樹へ の改植・新植	定額(17(15)万円/10a 以内)
(オ) (ア) から (エ) までのいずれの場合に も該当しない改植・新植	1/2 以内
イ 省力樹形への改植・新植	
(ア) 超高密植(トールスピンドル)栽培 (りんご) への改植・新植	定額(73(71)万円/10a 以内)
(イ) 高密植低樹高(新わい化) 栽培 (りんご) への改植・新植	定額(53(52)万円/10a 以内)
(ウ) 根域制限栽培(うんしゅうみかん等の かんきつ類)への改植・新植	定額(111(108)万円/10a 以内)
(エ) 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等) への改植・新植	定額(100(99)万円/10a 以内)
(オ) ジョイント栽培(なし、もも、すもも、 かき等)への改植・新植	定額(33(32)万円/10a 以内)
(カ)朝日ロンバス方式(りんご)への改植・ 新植	定額(33(32)万円/10a 以内)
(キ) V字ジョイント栽培(なし、りんご、 もも、おうとう、かき等) への改植・新植	定額(73(71)万円/10a 以内)
(ク) (ア) から (キ) までのいずれにも該当 しない改植・新植	1/2 以内
ウ 高接	1/2 以内
(2)小規模園地整備 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、 排水路の整備等	1/2 以内

(3) 放任園地発生防止対策 作業性の悪い以下品目の園地等において、 産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林 等の取組 ア うんしゅうみかん等のかんきつ類 定額(10万円/10a以内) イ アを除く主要果樹 定額(8万円/10a以内) ウ ア及びイのいずれにも該当しない品目 1/2 以内 (4) 用水・かん水設備の整備 1/2 以内 果実の品質向上等を目的として行う取組 (5) その他事業実施主体が特に必要と認める取 1/2 以内 組 2 推進事業 (1) 労働力調整システムの構築 1/2 以内 担い手に雇用労働力を的確に供給するため の取組 (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの 構築 ア 果実供給力維持対策 定額 産地での検討会の開催等の取組 イ 園地情報システムの構築 1/2 以内 園地情報を的確に把握し、園地の集積、 荒廃園地の発生抑制のための情報システム 構築等の取組 (3) 大苗育苗ほの設置 1/2 以内 購入した苗等を一定期間育成するための 育苗ほの設置 (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築 ア 果樹生産性向上モデルの確立 定額 「農地中間管理機構果樹モデル地区」と して、農地中間管理機構を活用して園地を 集積・集約し、産地の構造改革を進める産

地協議会(以下「果樹モデル地区協議会」 という。)が行う、省力・低コスト技術を 活用した生産技術体系を構築するための実 証等の取組

イ 新技術の導入・普及支援

果実の高品質化や生産性の向上を達成するため、生産現場での普及率が低く、今後の普及が望ましい技術の導入のための実証等の取組

1/2 以内

(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化 今後振興すべき品目又は品種の販路開拓や ブランド化に向けた取組 1/2 以内

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証 輸出先国・地域の輸入条件に適合するため の取組 1/2 以内

(7) 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会 基本方針の改定を踏まえた産地計画の改定 その他産地の課題解決のための検討会の開催 等の取組 定額

イ 支援対象者

- (ア) アの表の1の取組に係る支援対象者
 - ① 産地計画において担い手と定められた生産者
 - ② 産地計画に参画している①以外の生産者(1年以内に①の担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は、①の担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して8年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組(アの表の1の(3)の放任園地発生防止対策(以下「放任園地発生防止対策」という。)に係る取組を除く。)を行う場合に限る。)
 - ③ 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)
 - ④ 生産出荷団体(事業実施者を除き、かつ、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合に限る。)
 - ⑤ 事業実施主体が特に必要と認める者
- (イ) アの表の2の取組に係る支援対象者
 - ① 市町村
 - ② 生産出荷団体(事業実施者を除く。)

- ③ 果樹モデル地区協議会
- ④ 事業実施主体が特に必要と認める者

ただし、2の(4)アの取組に係る支援対象者は果樹モデル地区協議会に限る ものとする。

- ウ アの表のうち改植・新植について、次に掲げるいずれか又は全てに該当する場合であって、改植・新植に伴い追加的な土層改良経費を要するなど事業実施主体が農産局長と協議して定めた要件に該当するときは、支援単価に2万円/10a 以内を加算できるものとする。
 - (ア) 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っていると事業実施主体が認めた者が集積・集約した園地において行う改植・新植
 - (イ) 農地を集積・集約した上で、急傾斜地から平地等に園地を移動して行う改 植
- エ 事業実施主体は、自然災害により、生産者の営農活動の継続に支障を来した場合において、その支援のために都道府県法人又は1の(2)のただし書きに定める団体(以下「都道府県法人等」という。)が緊急的に実施する事業に対して経費の一部を交付することができるものとする。

この場合において、交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援 対象者及び補助率等は農産局長が別に定めるものとする。

オ 事業を円滑に推進するため、事業実施主体が農産局長と協議して別に定める 使途の基準等に基づき、都道府県法人等に対して推進事務費を交付することが できるものとし、その補助率は定額とする。

(4) 支援の要件

本事業の支援を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ただし、農産局長と協議の上、事業実施主体が別に定める場合にあっては、この 限りではない。

- ア 事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度 中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。
- イ 推進事業の支援対象者の主たる事務所が所在する都道府県において、当該推 進事業の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主 体が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済(対象品目に ついて果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合に限る。)又は収 入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されてい ること。
- ウ 改植・新植を行う年度の前年度から起算して過去8年以内に本事業を含む国 費補助事業による同一の支援の対象となっていないこと。ただし、本別紙本体第 2の2(3)より農産局長が別に定める場合については、この限りではない。

(5)推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うも

のとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携 して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

ウ 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、 支援対象者に指導を行うものとする。

(6)果樹経営支援対策事業実施計画

- ア 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の 実施に必要な事項を定めた果樹経営支援対策事業実施計画(以下、第1の1において「事業実施計画」という。)を都道府県法人等に提出し、その承認を受ける ものとする。
- イ 都道府県法人等は、アの承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実 施主体に協議するものとする。

なお、特に事業実施主体が認める場合は、(7)ア(イ)の交付申請と併せて 事業実施主体に対し事業実施計画の協議が実施できるものとする。この場合、提 出された事業実施計画は、(7)ア(ウ)の交付決定の通知により、承認された ものとみなす。

ウ 事業実施計画を変更する場合は、ア及びイの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(7)補助金の交付

ア 補助金の交付手続

- (ア)補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (イ) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業 実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (ウ) 事業実施主体は、(イ) により申請された場合には、本別紙本体第2の5(6) の業務方法書に定めるところにより補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

イ 事業実施主体の助成措置

事業実施主体は、都道府県法人等が本事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を助成するものとする。

(8) 実績報告

- ア 支援対象者は、本事業の実績について、(6)のアの事業実施計画の内容に準 じて記載したものを、都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告 するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するも

のとする。

- (9) 政策の重要度に応じた補助金の配分
 - ア 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項 を勘案して算出した額を事業実施者へ交付するものとする。

ただし、自然災害による被害に対応した事業実施計画については、この限りではない。

- (ア) 担い手への園地の集積状況
- (イ) 振興品目の生産状況
- (ウ) 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- (エ) 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- (オ) 農業共済及び収入保険の加入状況
- (カ) GAPの取組状況
- (キ) 革新計画(令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又はみどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱(令和4年4月1日付け3農会第644号農林水産事務次官依命通知)に規定する次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画)の策定の有無
- (ク) 輸出の取組状況
- (ケ) 水田活用の取組状況
- (コ) 労働生産性向上の取組状況
- イ アに基づく交付額の算出の基礎となる指標については、アに掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や 農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優 先配分する点に留意するものとする。

(10) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様式番号
果樹経営支援対策整備事業実施計画(兼	(6) ア	別添4-1
実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対		
象者申告書 (兼確定報告)		
果樹経営支援対策推進事業実施計画(兼	"	別添4-2
実績報告)		
果樹経営支援対策事業実施計画(及び果	"	別添4-3
樹未収益期間支援事業対象者)承認申請		
書		
果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益	(7) ア (ア)	別添4-4-1

期間支援事業)補助金交付申請書		
果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益 期間支援事業)補助金交付申請書(生産出 荷団体に委任する場合)	"	別添 4 一 4 一 2
果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未 収益期間支援事業対象者確定)報告兼補 助金支払請求書	(8) ア	別添4-5

2 果樹未収益期間支援事業

(1) 事業の内容

本事業は、果樹産地の生産基盤を強化するため、次のアから力までに定める者(2において「支援対象者」という。)に対し、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や、優良品目・品種への改植・新植が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間(以下「果樹未収益期間」という。)に要する経費の一部を補助する事業とする。

- ア 1の(3)アの表のうち1の(1)に定める優良品目・品種への転換等を実施 した者(1の(3)イの(ア)②の生産者を除く。)
- イ 1の(3)アの表のうち、1の取組を実施した園地の所有権又は貸借権等を1年以内に取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者
- ウ 農地中間管理機構がアの取組を実施し、当該取組終了後1年を超えて園地を保全管理(中間管理事業法第2条第3項第4号に規定する農用地等の管理又は「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」(平成12年9月1日付け12構改B第846号)の「別添2特例事業規程例」の第18条に規定する管理をいう。以下同じ。)する場合において、当該園地の所有権又は貸借権等を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる者
- エ 福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号 農林水産事務次官依命通知)に基づき、果樹の改植の取組(ただし、対象となる 品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。)により放射性物質の果実への 移行低減に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者(産地計画に参画 している生産者に限る。)
- オ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱(平成 28 年 10 月 11 日付け 28 文第 152 号農林水産事務次官依命通知)別記の2の別表2に定める果樹の新植・改植(ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。)に取り組んだ園地の所有権又は貸借権等を有する者
- カ 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付け元食産第4536号農林水産省食料産業局長、元生産第1697号農林水産省生産局長、元政統第1781号農林水産省政策統括官通知)別記2の第2の1の別紙3の第2の1の

(1)に定める果樹の改植・新植を実施した者

(2)果樹未収益期間

本事業における果樹未収益期間は改植・新植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた4年間とする。ただし、(1)のウの場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数その他事業実施主体が特に必要と認めた年数を減ずることができる。

(3)補助率

本事業による補助率は定額(22万円/10a(=5.5万円/10a×4年分)以内)とする。

(4) 事業実施者

本事業の事業実施者は、1の(2)の事業実施者とする。

(5) 推進指導体制

本事業の推進指導体制は、1の(5)に準ずるものとする。

(6) 果樹未収益期間支援事業対象者の申告

(1)のア又はイの取組に係る支援対象者は、1の(6)アの事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人等に支援対象者申告を行い、その承認を受けるものとする。

(7)補助金の交付

本事業の補助金の交付については、1の(7)に準ずるものとする。

- (8) 果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告
 - ア (1)のア又はイの取組に係る支援対象者は、1の(8)アの実績報告と併せて、都道府県法人等に支援対象者の確定報告を行うものとする。
 - イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告 するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するも のとする。

(9) 関係様式

(6)、(7)及び(8)のアに規定する手続に係る様式は、(1)のア又はイの支援対象者にあっては、1の(10)の表に掲げるものを例として、また、(1)のウからオまでのいずれかの支援対象者にあってはこれに準じて、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

3 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(1) 事業の内容

本事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、次のア又は イに係る取組を実施することにより、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形 (園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽 する栽培方法をいう。本別紙において以下同じ。)のいずれか及び機械作業体系の 導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経 費を総合的に支援する事業とする。

ア 新産地育成型

平坦で作業性の良い水田等において、基盤整備実施後の樹園地への転換等を

通じた果樹の新植により、生産性の高い園地づくりの推進・水田の高収益化を図る取組

イ 既存産地改良型

中山間地等の既存産地において、基盤整備実施後の改植等により、生産性の高い園地づくりを推進する取組

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

(3) 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 産地計画において担い手と定められた者
- イ 実質化された人・農地プラン(『人・農地プランの具体的な進め方について』(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3の既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4の一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことのできる同種取決め等を含む。また、事業に申請する年度内に、プランの策定が確実である又はプランの中心経営体となることが確実であると市町村が判断している場合も含む。)に位置付けられた中心経営体

ウ 法人化した経営体

- エ アからウまでの者のほか、生産者により組織された団体
- オ 事業実施主体が特に必要と認める者

なお、イからエまでの支援対象者については、今後産地計画において担い手と定められることが確実と見込まれる者であることとする。

(4)補助対象となる取組等

本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおり とする。

ただし、支援対象者は、第1の1(3)のアの表のうち1の(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第1の2に係る取組を一体的に実施することができるものとする。

なお、改植・新植については、省力樹形又は整列樹形の導入に係るものであること、また、産地計画において今後振興すべきものとして定められている又は今後定められることが確実と見込まれる品目・品種を対象とするものに限る。

	補助対象となる取組	補助対象経費	補助率
早期成園	大苗の育成	新植又は改植後の早期成	定額
化や経営		園化を図るため、あらか	(20 万円
の継続・		じめ大型の苗を育成する	/10a 以内)
発展に係		取組に必要な労賃、育苗	
る取組		費(苗木代は除く。)、	
		地代、排水対策費、栽培	

	管理に要する肥料代、農 薬代、かん水設備費等	
代替農地での営農 ※(1)のイに限る。また、原則として、高齢化により管理できなくなっている農地、他の農業者等から新たに借り受け、若しくは取得した農地、又は裏作を行っていない等により利用していない自己の農地を対象とし、自らの経営のため現に利用している農地は対象外とする。	未利用の農地等を取得又 は賃借して野菜等を栽培 することにより、代替的 な収入を確保するための 取組に必要な労賃、パイ プハウスやトンネル等の 導入費、地代、種苗費、 農薬代、肥料代等	定額 (28 万円 /10a 以内)
省力技術研修	省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための調査や研修の受講、講習会の開催等に必要な旅費、謝金、資料印刷費、作業労賃、通信費等	定額 (3万円 /10a以内)
機械作業体系に必要な農業機械・設備等の導入 又は農業機械・設備のリース導入 ※ただし、農業機械・設備等の導入は以下の① 又は②に該当するものに限る ①経営面積の拡大に必要な農業機械・設備及 び資材 ②地域において、労働生産性の向上に向けた モデルとなり、かつ、当該地域において、導 入事例のない農業機械・設備及び資材	省力化・機械化に対応 し、労働生産性を抜本的 に高めた園地づくりに必 要となる農業機械・設備 及び資材の導入費又は農 業機械・設備のリース導 入費	1/2 以内

(5) 新産地育成型の実施に係る要件

水田農業高収益化推進計画において、(1)のアの新産地育成型に係る支援対象者が位置付けられている場合、当該支援対象者は、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(『経営所得安定対策等実施要綱』(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)別紙1に規定するものをいう。)において、次の①及び②に係る取組(同要綱別紙14に規定するものをいう。)を実施するものとする。

① 高収益作物定着促進支援

② 高収益作物畑地化支援

なお、①及び②に係る取組を実施し、当該支援を受ける場合(4)の表のうち、「大苗の育成」及び「省力技術研修」の取組の支援と併せて、補助率は最大 40.5 万円/10a までとする。

(6)面積規模要件

新植又は改植を行う面積がおおむね2ha 以上であることとし、公共事業による基盤整備を実施する場合は、原則として5ha 以上とする。

なお、新植又は改植を行う面積は、地続きであることを要せず、また、新植又は 改植を行う品目・品種は、同一のもの又は複数のもののいずれであっても支援対象 とする。

(7) 支援対象面積

(4)の表の「早期成園化や経営の継続・発展に係る取組」の支援対象面積は、 以下の取組ごとの条件を満たす面積とする。

ア 大苗の育成

新植又は改植を行う園地の面積のうち、当該取組により育成した大苗を用いて新植又は改植を行う面積とする。

イ 代替農地での営農

改植を行う園地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合(100%を限度とする。)を改植面積に乗じて得た面積とする。

ウ 省力技術研修

新植又は改植を行う園地の面積のうち、省力技術(省力樹形や整列樹形、機械 作業体系をいう。)を導入する面積とする。

(8) 事業の成果目標

ア 支援対象者は、本事業の開始前に支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日 日その他本事業の実施に必要な事項を定めた未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、3において「事業実施計画」という。)を策定し、事業の成果目標を定めなければならない。

- イ 成果目標の設定に関し、必要な事項は、次に掲げるものとする。
 - (ア) 事業実施前と比較して、新植又は改植を行った園地における 10a 当たりの作業時間当たり収穫量を向上させること。
 - (イ) 成果目標の設定に当たっては、その設定根拠を明確にすること。
 - (ウ)目標年度は、新植又は改植を行った年度の翌年度から起算して8年以内とする。

(9) 推進指導体制

ア 全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他関係機関に指導を行うものとする。

イ 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携 して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

ウ 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、 支援対象者に指導を行うものとする。

(10) 事業実施の手続

- ア 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、(12) ア の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。 なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本 事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振 興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認め承認しようとするときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、(12)イの交付申請と併せて、事業実施主体に協議するものとする。
- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画にかかる協議があったと きは、内容を確認し適切と認める場合は、当該計画に異存はない旨を通知するも のとする。
- エ 都道府県法人等は、ウの通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やか に支援対象者に通知するものとする。
- オ 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、(12) ウの交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- カ 事業実施計画を変更する場合は、アからオまでの規定を準用するものとする。 ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者 の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と 認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報 告をもってこれに代えることができる。
- キ 事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状 況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (11) 施設等の管理運営・リース導入等

施設等の管理運営・リース導入等については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

(12) 補助金の交付

- ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、(10) アの事業実施計画の提出と併せて、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、(10) イ の事業実施計画の提出と併せて、事業実施主体に対し補助金の交付を申請する ものとする。
- ウ 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別 紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するも のとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定める ところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

(13) 実績の報告

ア 支援対象者は、目標年度までの間、交付申請を行った翌年度に、都道府県法人

等に対し、本事業の実績を報告するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告 するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するも のとする。

(14) 事業実施状況の報告等

- ア 支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、同年度の9 月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し、支援対象者に対して適切な措置 を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体 に報告するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の 11 月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を 講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告 するものとする。

エ 農産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、 事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

(15) 事業の評価

- ア 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- イ 都道府県法人等は、アによる成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。
- ウ 都道府県法人等は、イの指導を行った結果、成果目標が達成されない場合に は、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対 し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度まで に当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要 な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

エ 事業実施主体は、イによる報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を

行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うと ともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- オ 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施 主体を指導するものとする。
- カ 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

(16) その他

- ア 本事業への申請者が、『地域別農業振興計画』(中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2に基づく計画をいう。)が認定された地域において、本事業に係る取組を実施しようとする場合、当該申請者を優先採択するものとする。
- イ ドローン(ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合において、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、本事業の支援対象者(支援対象者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者)等は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(17) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様 式 番 号
未来型果樹農業等推進条件整備事業補 助金交付申請書	(12) ア	別添5-1
未来型果樹農業等推進条件整備事業実 績報告兼補助金支払請求書	(13) ア	別添5-2
未来型果樹農業等推進条件整備事業実 施状況報告書	(14) ア	別添5-3
未来型果樹農業等推進条件整備事業目 標達成状況報告書	(15) ア	別添 5 — 4
未来型果樹農業等推進条件整備事業における改善計画	(15) イ	別添5-5

第2 新品目·新品種導入実証等事業

1 事業の内容

本事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温

暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 生産出荷団体
- (3) 事業実施主体が特に必要と認める者

4 補助対象となる取組

本事業において、補助対象となる取組は、支援対象者が行う以下の取組とする。

(1)検討会の開催

新たなニーズや栽培適地の変化等に対応し、新品目・新品種を導入するため、 学識経験者や生産者、流通業者等を参集した国内での検討会を開催する。

(2) 適地条件調査等

新品目・新品種の導入に向けて、国内の他産地における先進的な取組の視察や、土壌の特性や立地・気象条件等の栽培条件を確認するための調査等を実施する。

(3) 実証ほの設置

新品目・新品種の導入に向けて、ほ場の借り上げや苗木の植え付け、かん水設備の設置等を通じて、栽培実証を行う。

5 補助率

本事業の補助率は、定額とする。ただし、1地区当たりの補助金額の上限は、1 千万円とする。

6 推進指導体制

(1)全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者に対して、必要に応じて指導するものとする。

(3) 産地段階

支援対象者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事

業を行うものとする。

7 事業実施の手続

- (1)支援対象者は、本事業を実施する際には、新品目・新品種導入実証等事業実施計画(以下、第2において「事業実施計画」という。)を作成の上、10(1)の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。
 - なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画や、産地協議会が策定する産地計画等との整合をとることとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めると きは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、10(2) の交付申請と併せて、事業実施主体と協議するものとする。
- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画に係る協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。
- (4) 都道府県法人等は、(3) の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。
- (5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、10(3)の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- (6) 事業実施計画を変更する場合は、(1) から(5) までの規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、支援対象者の変更、 事業の中止、支援対象者における事業費の 30%を超える増、国庫補助金の増又 は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要 な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれ に代えることができる。

8 施設等及び実証ほ場の管理運営

施設等及び実証ほ場の管理運営については、本別紙本体第3に定めるとおりとする。

9 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費及びほ場整備費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、謝金、委託費、役務費及び雑役務費(手数料及び租税公課)とする。

10 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、7(1)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施

主体に対し、7(2)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。

(3)事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別 紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するも のとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定め るところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

11 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告 するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するも のとする。

12 収益納付

- (1)支援対象者は、補助事業により借り上げ、整備された実証ほ場で生産された果実の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1) の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、支援対象者に納付を命ずることができるものとする
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費と して交付した補助金総額を限度とする。

(4) 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付を行うこととする。

13 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体 又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様式番号
新品目·新品種導入実証等事業補助金 交付申請書	10 (1)	別添 6 一 1
新品目·新品種導入実証等事業実績報 告兼補助金支払請求書	11 (1)	別添 6 一 2

収益状況報告書	12 (1)	別添6-3

第3 果樹農業調査研究等事業

- 1 事業の内容
- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業
- (2) その他本対策の目的を達成するために必要な事業
- 2 事業実施者は、1の事業を実施する場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

Ⅱ 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

第1 優良苗木生産推進事業

1 事業の内容

本事業は、果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るため、優良苗木の生産・供給体制の構築に向けた取組や、苗木生産に必要となる育苗ほの設置に係る取組のほか、慣行樹形と比べて多くの苗木を必要とする省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 支援対象者

本事業の支援対象者は、以下の(1)から(6)までの要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(1) 都道府県、市町村、産地協議会、種苗法の第2条第6項に規定する種苗業者のうち自ら果樹の苗木を生産する技術を有し、優良品目又は品種の穂木等を提供できる者(以下、単に「苗木業者」という。)等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、産地協議会又は苗木業者のいずれかは必須の構成員とする。

- (2) 苗木生産コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- (3) 苗木生産コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- (4) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部 監査の方法等を明確にした苗木生産コンソーシアムの運営等に係る規約(以下「苗 木生産コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- (5) 苗木生産コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体 制が整備されていること。
- (6)年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認すること としていること。

4 補助対象となる取組

本事業において補助対象となる取組は、次の(1)から(3)までに掲げるものと する。

なお、対象となる品目・品種は、原則として苗木生産コンソーシアムの構成員となっている産地協議会が策定した産地計画において、今後振興すべき品目・品種として 定められているものとする。

また、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、 適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条によ り義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への 照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならな い。

(1)検討会の開催

果樹生産に必要な苗木の安定生産・供給体制を構築するため、産地協議会や苗木業者等の連携による検討会を開催する。

(2) 苗木育苗ほの設置

苗木の安定生産を図るため、苗木育苗ほの設置に必要となるほ場の借り上げや、 かん水設備の設置等を行う。

(3) 省力樹形用苗木の育成

省力樹形の導入推進のため、りんごの高密植栽培用のフェザー苗やなしのジョイント栽培用の大苗等の省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を行う。

なお、その支援対象面積は、本取組により育成した省力樹形用苗木を用いて改植 又は新植を行う面積とし、本取組において支援対象となる省力樹形は、Iの第1の 1(3)のアの表のうち1の(1)イにおける省力樹形とする。

5 補助率

補助率は、4の(1)及び(2)の取組は1/2以内、同(3)の取組は定額(20万円/10a以内)とする。

6 事業の成果目標

苗木生産コンソーシアムは、事業開始前に優良苗木生産推進事業実施計画(以下、第1において「事業実施計画」という。)において、事業実施年度の翌年度から起算して3か年度(以下「目標年度」という。)までの優良苗木の供給計画を策定することとし、目標年度までに苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

7 推進指導体制

(1)全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、苗木生産コンソーシアムに対して、必要に応じて指導するものとする。

(3) コンソーシアム段階

事業実施計画を策定した苗木生産コンソーシアムは、本事業を円滑かつ的確に 実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

8 事業実施の手続

(1)苗木生産コンソーシアムは、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、 11(1)の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものと する。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、原則として、都道府県の果樹農業振興計画、苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会が策定した産地計画との整合をとることとする。

- (2) 都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムから提出された事業実施計画を適切と認めるときは、当該計画を取りまとめ、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、11(2)の交付申請と併せて、事業実施主体に提出するものとする。ただし、都道府県が苗木生産コンソーシアムの構成員である場合は、都道府県知事との協議は不要とする。
- (3)事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画の提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、第1の11(3)の通知に併せて、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。
- (4) 都道府県法人等は、(3) の通知があったときは、本別紙本体第2の4(8)の 業務方法書に定めるところにより、速やかに苗木生産コンソーシアムに通知する ものとする。
- (5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、11(3)の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- (6)事業実施計画を変更する場合は、(1)から(5)までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の 30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (7)事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況 を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 9 施設等及び苗木生産ほ場の管理運営

施設等及び苗木生産ほ場の管理運営については、本別紙第3に定めるとおりとする。

10 補助対象となる経費

本事業のうち4の(1)及び同(2)において補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費及びほ場整備費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、謝金、委託費、役務費及び雑役務費(手数料及び租税公課)とする。

また、4の(3)において補助対象となる経費は、省力樹形用苗木を育成する取組に必要な労賃、育苗費(苗木代は除く。)、地代、排水対策費、栽培管理に要す

る肥料代、農薬代、かん水設備費等とする。

11 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする苗木生産コンソーシアムは、都道府県法人等に対し8(1)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムからの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、8(2)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (3)事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

12 実績の報告

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムからの報告を取りまとめ、事業実施 主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報 告するものとする。

13 事業実施状況の報告等

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1) により報告のあった事業実施状況について、同年度の 9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府 県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断し たときは、都道府県と協力し当該苗木生産コンソーシアムに対して適切な措置を 講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報 告するものとする。
- (3)事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11 月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体 が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、 事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の 提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。
- (4) 農産局長は、(3) により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、 成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、 事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

14 事業の評価

(1) 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成

状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。

- (2) 都道府県法人等は、(1) による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して当該苗木生産コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に同年度の9月末日までに報告するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、(2) の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう苗木生産コンソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他苗木生産コンソーシアムの責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業実施主体は、(2) による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (5) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (6)国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

15 収益納付

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、補助事業により借り上げ、整備された育苗ほ場で生産された苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1) の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、苗木生産コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間とする。 ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として 交付した補助金総額を限度とする。
- (4) 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付 を行うこととする。

16 関係様式

第1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様 式 番 号
優良苗木生産推進事業補助金交付申請 書	11 (1)	別添7-1
優良苗木生産推進事業実績報告兼補助 金支払請求書	12 (1)	別添7-2
優良苗木生産推進事業実施状況報告書	13 (1)	別添7-3
優良苗木生産推進事業目標達成状況報 告書	14 (1)	別添7-4
優良苗木生産推進事業における改善計 画	14 (2)	別添7-5
収益状況報告書	15 (1)	別添7-6

第2 果樹種苗増産緊急対策事業

1 事業の内容

輸入ぶどう苗木等の供給不足に対応するため、民間施設における隔離検疫の実施拡大等を推進する必要があることから、本事業では、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的に輸入ぶどう苗木等を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、以下の(1)から(6)までの要件を満たす輸入苗木供給 推進コンソーシアムとする。

(1) 都道府県、都道府県法人等、市町村、産地協議会、大学、試験研究機関、苗木業者、果実加工業者等により輸入苗木供給推進コンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、一以上の産地協議会及び一以上の大学又は試験研究機関は必須の構成員とする。

また、輸入苗木供給推進コンソーシアムは、隔離検疫について、植物防疫所と連携し指導を受けるものとする。

- (2)輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員の中から、法人格を有する中核機関が 選定されていること。
- (3)輸入苗木供給推進コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続

等を担うこと。

- (4) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部 監査の方法等を明確にした輸入苗木供給推進コンソーシアムの運営等に係る規約 (以下「輸入苗木供給推進コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
- (5)輸入苗木供給推進コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6)年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認すること としていること。

3 補助対象となる取組

需要の急増等により安定供給が困難となったぶどう苗木等について、需要に対応した供給が行えるよう、輸入苗木の安定確保に向けた検討会の開催、苗木の輸入の際に義務付けられている隔離栽培による検疫を、既存施設等を活用して行う場合に必要な施設の改修等の取組を支援するものとする。

輸入する苗木は、輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員となっている産地協議会の産地計画において、今後振興すべき品目・品種として定められているもの又は産地協議会が振興すべき品目・品種とすることを検討しているものであることとする。

なお、種苗法第 20 条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、 適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第 55 条によ り義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への 照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならな い。

4 補助率

補助率は事業費の1/2以内とする。

ただし、1地区当たりの補助金額の上限は、1千万円とする。

5 事業の成果目標

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業開始前に果樹種苗増産緊急対策事業実施計画(以下、第2において「事業実施計画」という。)において、事業実施年度の翌年度から起算して5か年度までの輸入苗木の供給計画を策定することとし、事業実施年度の翌年度から起算して3か年度までに輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会等に事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とする。

6 推進指導体制

(1)全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な 情報の収集に努めるとともに、必要に応じて都道府県、都道府県法人等、その他関 係機関に対して、指導を行うものとする。

(2) コンソーシアム段階

事業実施計画を策定した輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

7 事業実施の手続

(1)輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業を実施する際には事業実施計画を作成の上、10(1)の交付申請と併せて、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとし、都道府県の果樹農業振興計画、輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会の産地計画との整合をとることとする。

- (2)事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムから提出があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、事業実施計画を承認し、10(2)の交付決定の通知と併せて輸入苗木供給推進コンソーシアムに通知するものとする。
- (3)事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。 ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、成果目標の変 更、事業実施者の変更、事業の中止又は廃止、事業実施者における事業費の 30% を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及 び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項につい ては、実績報告をもってこれに代えることができる。
- 8 農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入 農業機械・隔離栽培施設の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第3 に定めるとおりとする。

9 補助対象となる経費

本事業において補助対象となる経費は、別表のうち備品費、賃金等、事業費(会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、資機材費、消耗品費、施設等リース費及び改修費)、旅費(委員旅費及び調査等旅費)、謝金、委託費、役務費及び雑役務費(手数料及び租税公課)とする。

10 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施主体に対し、第1の7(1)に規定する事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1) により申請された場合には、本別紙本体第2の5(6) の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

11 実績の報告

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、本事業の実績について、事業実施主体に報告

するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものと する。

12 事業実施状況の報告等

- (1)輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を作成し、6月末日までに事業実施主体に報告するものとする。
- (2)事業実施主体は、(1)により報告のあった事業実施状況について、同年度の9 月末日までに報告書を作成し農産局長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

(3) 農産局長は、(2) により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、 成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、 事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

13 事業の評価

- (1)輸入苗木供給推進コンソーシアムは、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い事業実施主体に報告するものとする。
- (2)事業実施主体は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断されるときは、国と協力し当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を農産局長に9月末日までに報告するものとする。
- (3)事業実施主体は、(2)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、 目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう輸入苗木供給推進コン ソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、事業実施主体が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・ 指導を行うものとする。

ただし、天災その他輸入苗木供給推進コンソーシアムの責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

- (4)農産局長は、(2)による報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (5)国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

14 収益納付

(1)輸入苗木供給推進コンソーシアムは、補助事業により改修等された施設により隔離検疫を受けた苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果によ

る収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して 5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業実施主体に報告するもの とする。

- (2)事業実施主体は、(1)の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、輸入苗木供給推進コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算し5年間とする。 ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。
- (4) 事業実施主体は、収益納付が行われた場合、国に納付を行うこととする。

15 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体が その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様式番号
果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付 申請書	10 (1)	別添8-1
果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金支払請求書	11	別添8-2
果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書	12 (1)	別添8-3
果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書	13 (1)	別添8-4
果樹種苗増産緊急対策事業における改 善計画	13 (2)	別添8-5
収益状況報告書	14 (1)	別添8—6

第3 花粉専用園地育成推進事業

1 事業の内容

本事業は、なしやキウイフルーツ、りんご等の海外からの輸入花粉に一定程度依存 している品目について、海外での病害の発生等による輸入の不安定化のリスクを軽 減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の改植・新植や施 設等のリース導入等に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 支援対象者

本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産地計画において担い手と定められた生産者
- (2)産地計画に参画している(1)以外の生産者(1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の、継続して8年以上の期間を有する契約を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。)
- (3) 生産出荷団体
- (4) 事業実施主体が特に必要と認める者

4 補助対象となる取組等

本事業により補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。なお、種苗法第20条に基づく登録品種を扱う場合は、育成者権者の許諾を受け、適正に生産された種苗のみを利用するものとし、支援対象者は、種苗法第55条により義務付けられた種苗業者による種苗への表示及び特に必要な場合は種苗業者への照会により、適正に生産された種苗であることを確認の上で利用しなければならない。

また、改植・新植について、本別紙 I の第 1 の 1 (3) アの表の 1 (1) において 定額とされていないものについては 1/2 以内とする。

補助対象となる取組	補助対象経費	補助率
検討会の開催	別表のうち備品費、賃金等、事業費	定額
(花粉の安定的な生産	(会場借料、通信運搬費、借上費、印	
・供給を図るための生	刷製本費、資料購入費、原材料費及	
産者や市町村、生産出	び消耗品費)、旅費(委員旅費及び調	
荷団体等を参集した連	査等旅費)、謝金、委託費、役務費及	
携体制構築のための検	び雑役務費(手数料及び租税公課)	
討会の開催)		
小規模園地整備	左記の取組に必要な重機リース代・	1/2 以内
(傾斜の緩和、土壌土	燃料費、均平・法切り費、深耕・整地	
層改良、排水路の整備、	費、土壌改良資材費、明渠・暗渠施工	
用水・かん水設備整備	費、オペレータ賃金、貯水槽・ポンプ	
等)	•揚水設備•撒水設備•自動制御装置	
	等導入費等	

改植・新植	なし、キウイフルーツ、りんご等の	定額
	花粉専用樹の改植・新植に必要な深	(新植:15 万円
	耕・整地費、土壌改良資材費、植栽	/10a 以内、改植
	費、苗木代等(改植の場合は伐採・抜	:17 万円/10a
	根費も補助対象経費)	以内)
花粉専用樹の育成管理	新植・改植後、花粉が採れるまでの	定額
	幼木の育成管理に必要な肥料代・農	(11 万円/10a
	薬代等の経費	(=5.5 万円
		/10a×2年分)
		以内)
機械・設備のリース導	花粉採取機や開葯機、花粉精選機等	1/2 以内
入	の機械・設備のリース導入に要する	
	経費	

5 事業の成果目標

本事業の支援対象者は、事業開始前に花粉専用園地育成推進事業実施計画(以下、第3において「事業実施計画」という。)において、事業実施年度の翌年度から起算して5か年度(以下「目標年度」という。)までの花粉の供給計画を策定することとし、目標年度までに産地協議会等に事業実施計画に沿った花粉の供給を開始することを成果目標とする。

6 推進指導体制

(1)全国段階

国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者、産地協議会その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

7 事業実施の手続

(1)支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を作成の上、9(1)の 交付申請と併せて、都道府県法人等に提出するものとする。

なお、事業実施計画の内容は、補助対象となる取組、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(2)都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画を適切と認めるとき

- は、当該計画を取りまとめ、あらかじめ、都道府県知事と協議した上で、9 (2) の交付申請と併せて、事業実施主体と協議するものとする。
- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画に係る協議があったときは、 内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、当該計画に異存はな い旨を通知するものとする。
- (4) 都道府県法人等は、(3) の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。
- (5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、9(3)の交付決定の通知により承認されたとみなすことができるものとする。
- (6)事業実施計画を変更する場合は、(1)から(5)までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の 30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。
- (7)事業実施計画は、次年度以降の国の予算が確保できた場合、当該計画の進捗状況 を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 8 施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入 施設等及び花粉生産ほ場の管理運営、施設等のリース導入については、本別紙第3 に定めるとおりとする。

9 補助金の交付

- (1)補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、7 (1) の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、7(2)の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (3)事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

10 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものと する。

11 事業実施状況の報告等

(1)支援対象者は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度

における事業の実施状況を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

(2) 都道府県法人等は、(1) により報告のあった事業実施状況について、同年度の 9月末日までに報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

(3)事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

(4)農産局長は、(3)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、 成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、 事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

12 事業の評価

- (1)支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1) による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、(2) の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合に は、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、 継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果 目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとす る。

- (4)事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (5)農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (6) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うととも

に、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

13 関係様式

第3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様式名	条 文	様式番号
花粉専用園地育成推進事業補助金交付 申請書	9 (1)	別添9-1
花粉専用園地育成推進事業実績報告兼 補助金支払請求書	10 (1)	別添 9 一 2
花粉専用園地育成推進事業実施状況報 告書	11 (1)	別添9-3
花粉専用園地育成推進事業目標達成状 況報告書	12 (1)	別添 9 — 4
花粉専用園地育成推進事業における改 善計画	12 (2)	別添 9 - 5

Ⅲ 果実流通加工対策事業

第1 果実加工需要対応産地強化事業

1 加工専用果実生産支援事業

(1) 事業の内容

この事業は、国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を行うとともに、事業の成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等を行う事業とする。

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、生産出荷団体、地方公共団体、大学、試験研究機関、果実加工業者等とする。

(3) 加工専用果実生産支援事業実施計画

- ア 事業実施者(指定法人を除く。(4)及び(5)において同じ。)は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めた加工専用果実生産支援事業実施計画(以下、1において「事業実施計画」という。)を策定し、(4)アの交付申請と併せて、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。
- イ 指定法人は、アにより提出された事業実施計画を適当と認めて、承認しようと する場合には、指定法人自らが事業実施者となる事業実施計画と併せてあらか じめ農産局長と協議するものとする。

なお、農産局長との協議の結果、当該計画が適当と認められた場合、(4)イの交付決定の通知により当該計画が承認されたとみなすことができるものとする。

ウ アの事業実施計画を変更する場合はア及びイに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4)補助金の交付等

- ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて 指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 指定法人は、アにより申請された場合には、(3)イによる協議の上で、本別 紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金 を交付するものとする。
- ウ補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(1)果実加工品の試作品製作のための検討委員	定額(指定法人が農産局
会の開催、試作品の製作、試作品の成分分析、消	長と協議して定める額)
費者 モニター調査及び報告書の作成に要する経	

費((2)を行う場合に限る。)

(2) 当該加工品の原料価格を想定した栽培手法 定額(指定法人が農産局 等の検討のための検討会の開催、栽培技術の実証|長と協議して定める額) 及びマニュアル・報告書等の作成に要する経費

(3) 事業成果の報告会及び交流会の開催に要す 定額(指定法人が農産局 る経費

長と協議して定める額)

エ 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、農産局長に 報告するものとする。

(6) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人が、その 業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条	文	様	式	番	号
加工専用果実生産支援事業補助金交付申請書	(4) ア		別添	10-	- 1	
加工専用果実生産支援事業実績報告 書兼支払請求書	(5) ア		別添	10-	- 2	

2 国産果実競争力強化事業

(1) 事業の内容

この事業は、国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化 を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び 需要調査並びに過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果実を対 象として高品質果汁製造設備等の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する事 業とする。

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が 構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている 国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。

(3) 国産果実競争力強化事業実施計画

ア 事業実施者(指定法人を除く。(4)及び(5)のアにおいて同じ。)は、事 業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算、都道府県及び都道府県法 人等との連携を図る体制の構築その他この事業の実施に必要な事項を定めた国 産果実競争力強化事業実施計画(以下、2において「事業実施計画」という。) を策定し、(4)アの交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者となる場合にあっては農産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。

- イ 都道府県法人は、アにより提出された事業実施計画を適当と認めて承認しよ うとする場合には、知事と調整の上、(4)イの交付申請と併せて、指定法人と 協議するものとする。
- ウ 指定法人は、アのただし書により提出された事業実施計画及びイにより協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認めて承認しようとする場合には、指定法人自らが事業実施者となる事業実施計画と併せてあらかじめ農産局長と協議するものとする。
- エ ウにより協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく 事業計画に即していると認められた場合、ア及びイで交付申請書と併せて提出・ 協議された事業実施計画は、(4)ウの交付決定の通知により、承認されたとみ なすことができるものとする。
- オ アの事業実施計画を変更する場合はアからウまでに準じて行うものとする。 ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の 変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認 められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告 をもってこれに代えることができる。

(4)補助金の交付

- ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて、 都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人 に対し補助金の交付を申請するものとする。
- ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、(3) ウによる協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。
- エ 補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
部門別経営分析及び需要調査に要する経費	定額
過剰な搾汁設備等の廃棄に要する経費	3分の1以内
高品質果汁製造設備等の導入に要する経費	3分の1以内
廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費	2分の1以内

新製品や新技術の開発又は普及に要する経費

2分の1以内

果実加工品等の需要拡大の取組に要する経費(指定法人)定額 が事業実施者としてこの事業を実施する場合に限る。)

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、補助金の交付を受けた都道府県法人 又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を 取りまとめ指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、農産局長に 報告するものとする。

(6) 関係様式

2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都 道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
国産果実競争力強化事業補助金交付申請書	(4) ア	別添 11-1
国産果実競争力強化事業実績報告 書兼支払請求書	(5) ア	別添 11-2

3 加工·業務用果実安定供給連携体制構築事業

(1) 事業の内容

この事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通 実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的 な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加 工原料用果実の選別及び出荷体制の構築、加工専用園地を育成するための産地に おける加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証、加 工専用園地における有機栽培への転換に要する経費を交付する事業とする。

(2) 事業実施者

事業実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を 行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加 工業者等で構成する協議会とする。

(3) 加工·業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他 事業の実施に必要な事項を定めた加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業 実施計画(以下、3において「事業実施計画」という。)を策定し、(6)ア(ア) の交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、 契約取引等による計画的な取引手法の実証、事業実施者が都道府県の区域を越 えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域 において事業を行う場合にあっては、指定法人に提出し、承認を受けるものとす る。

- イ 都道府県法人は、アにより提出された事業実施計画を適当と認めて承認しようとする場合には、知事と調整の上、(6)ア(イ)の交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。
- ウ 指定法人は、アのただし書により提出された事業実施計画及びイにより協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認め承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。
- エ ウにより協議された事業実施計画が、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められた場合、ア及びイで交付申請書と併せて提出・協議された事業実施計画は、(6)ア(ウ)の通知により、承認されたとみなすことができるものとする。
- オ アの事業実施計画を変更する場合はアからウまでの規定に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 取組内容

事業の実施に当たっては、次のア、イ、ウ、エのいずれかの取組を行うこととする。

ア 国産果実需要適応型取引手法実証の取組

国産果実の需要に適応した契約取引によるサプライチェーン等の構築に向けた取組を実施するものとする。

- イ 加工原料用果実の選別、出荷の取組
 - (ア) 品種、糖度等の品質又は大きさ等に基づく取引を新たに導入すること。既に 品種、糖度等の品質又は大きさ等に基づく取引を導入済みである場合は、新た に加工原料用果実の区分を加えた取引を導入するとともに、加工原料用果実 の区分(1kg 当たりの取引価格が最も低い区分を除く。)を含むそれぞれの 区分において等級別取引価格を設定すること
 - (イ)加工原料用果実の区分において、取引価格(加工場渡し価格)の引き上げに係る目標を定めること。なお、引き上げの目標は、現状の取引価格に新たに選別・出荷等に要する経費を加えた価格以上となっていることを要することとする。
- ウ 省力型栽培技術体系等の導入の取組
 - (ア) 実需者が求める品質・価格の果実を産地にもメリットがある労力・経費で安定的に供給するため、既存の知見や技術等を活用した病害虫対策、土壌改良等の作柄安定技術、省力化技術体系等の導入を実証するものとする。
 - (イ) 果実加工業者等の実需者を協議会に参画させるなどして、実需の意見を踏ま えた事業実施が行える体制とすること。

エ 有機果樹栽培の導入の取組

加工専用園地における有機栽培への転換に向けた取組を実施するものとする。

(5) 採択要件

採択に当たっては、(4)アの取組にあっては、次のウ、(4)イの取組にあっては、次のアからウまで、(4)ウの取組にあっては、次のイ及びウ、(4)エの取組にあっては、次のウの要件を満たさなければならない。

- ア 生産者又は生産出荷団体と実需者との間で加工・業務用果実に係る長期取引契約(契約期間が2年以上のもので、契約期間中の各年において契約数量の定めがあり、かつ、当該契約数量が原則として30トン以上のものに限る。)を締結しており、当該契約に基づき品質の優れた加工・業務用果実を確保又は出荷することが確実であると見込まれること。
- イ 本事業に係る受益農家が5戸以上であること。
- ウ 事業実施及び会計手続を適正かつ効率的に行い得る体制を有していること。

(6)補助金の交付

ア 補助金の交付手続

- (ア)補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- (イ) 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法 人に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (ウ) 指定法人は、(ア) 又は(イ) により申請された場合には、(3) ウによる協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。
- イ 補助対象となる経費及び補助率

補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率	
(1) 国産果実需要適応型取引手法実証の取組	定額(指定法	
ア 供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要	人が農産局長	
調査、生産・流通コスト調査に要する経費	と協議して定	
	める額)	
イ 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要		
な研修会の開催、展示ほの設置、栽培マニュアルの作		
成、産地指導に要する経費		
ウ 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多		
様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器		
の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡		
大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や		
流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出		

荷規格の設計等に要する経費	
エ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者 等への理解醸成活動に要する経費	
(2)加工原料用果実の選別、出荷の取組 事業実施者に交付する加工原料安定出荷促進費に要 する経費	定額(指定法 人が農産局長 と協議して定 める額)
(3) 省力型栽培技術体系等の導入の取組 実需者と連携した省力型栽培技術体系等の導入実証 に必要な検討会の開催、栽培実証データの取得・分析・ マニュアル作成等に要する経費	
(4) 有機果樹栽培の導入の取組 ア 地域に即した有機栽培の導入に向けた検討会の開 催、事例調査等に要する経費	定額(指定法 人が農産局長 と協議して定 める額)
イ 加工専用園地における有機栽培への転換に必要な 施肥・防除等に要する経費(アを行う場合に限る)	定額 (15 万円 /10a 以内)
(5) (1) から(4) までの取組の成果に係る報告書の作成に係る経費	定額(指定法 人が農産局長 と協議して定 める額)
(6) その他果実加工品の安定供給のための(1)から(5) までの他の取組にかかる経費	定額(指定法 人が農産局長 と協議して定

ウ 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(7) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人 に報告するものとする。

める額)

イ 指定法人は、アの報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(8) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都 道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
加工·業務用果実安定供給連携体制 構築事業補助金交付申請書	3 (6) ア (ア)	別添 12-1
加工·業務用果実安定供給連携体制 構築事業補助金実績報告書兼支払 請求書	3 (7) ア	別添 12-2

第2 果実輸送技術実証支援事業

- 1 事業の種類及び内容
- (1)果実輸出効率化支援事業

この事業は、国産果実を船便等により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

この事業は、国産果実を船便等により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験を行う事業とする。

2 事業実施者

この事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とする。

3 果実輸送技術実証支援事業実施計画

- (1)事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めた果実輸送技術実証支援事業実施計画(以下、第2において「事業実施計画」という。)を策定し、4(1)アの交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合にあっては、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。なお、(3)に定める優先採択を受ける場合にあっては、輸出事業計画の承認規定(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)第3の2(4)に定める承認通知の写しを併せて提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県法人は、(1) により提出された事業実施計画を適当と認める場合には、知事と調整の上、4(1) イの交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。
- (3) 指定法人は、(1) のただし書きにより提出された事業実施計画及び(2) により協議された事業実施計画を果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認め承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。なお、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行うもの

とする。

- (4)(3)により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく 事業計画に即していると認められた場合、(1)及び(2)で交付申請書と併せて 提出・協議された事業実施計画は、4(1)ウの交付決定の通知により、承認され たとみなすことができるものとする。
- (5) (1) の計画を変更する場合は、(1) から(4) までの規定に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の 30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

4 補助金の交付

(1)補助金の交付手続

- ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画の提出と併せて 都道府県法人に対し、また、事業実施者が都道府県の区域を越えて事業を行う場 合は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人は、事業の実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法 人に対し補助金の交付を申請するものとする。
- ウ 指定法人はア又はイにより申請された場合には、3(3)による協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。
- (2)補助対象となる経費及び補助率

補助対象となる経費及び補助率は、次の表に定めるところによるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(1)果実輸出効率化支援事業	2分の1以内
ア リーファーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携	
による混載輸送等効率的な輸出の実施に係る検討会の	
開催にかかる経費	
イ 効率的な輸出の実証試験に要する経費	
ウ 報告書の作成にかかる経費	
エ その他本事業実施に必要な経費	
(2)果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	2分の1以内
ア 長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資	
材等による品質劣化防止技術等の開発及び応用に係る	
検討会の開催にかかる経費	
イ 検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作	
等にかかる経費	
ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実	

証試験にかかる経費

- エ 報告書の作成にかかる経費
- オ その他本事業実施に必要な経費
- (3) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

5 実績の報告

- (1)事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告する ものとする。都道府県法人は、事業実施主体からの報告を取りまとめ、指定法人に 報告するものとする。
- (2) 指定法人は、(1) の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

6 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都 道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
果実輸送技術実証支援事業補助金交付	4 (1) ア	別添 13-1
申請書		
果実輸送技術実証支援事業実績報告書	5 (1)	別添 13-2
兼補助金支払請求書		

Ⅳ 被害果実利用促進等対策事業

第1 事業目的

本事業は、近年大規模な自然災害等が頻発していることを踏まえ、被害果実の利用 促進等に係る取組を実施することにより、果樹農家の経営の安定を図ることを目的 とする。

第2 事業内容

指定法人は、以下に掲げる事業を実施するものとする。

1 果汁特別調整保管等対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、災害等により傷果等生食用に適さない果実(以下1において「対象果実」という。)が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄に係る取組を行う事業とする。

ただし、産地廃棄に係る取組については、果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第5条に基づくうんしゅうみかん(以下「特定果実」という。)のみを対象としたものに限る。

(2) 事業実施者

ア 果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると農産局長が認めた果実加工業者とする。

- イ 果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、 計画的な生産を的確に実施している者とする。
- (3) 果汁特別調整保管等対策事業実施計画の策定
 - ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算、都道府 県及び都道府県法人との連携を図る体制の構築その他本事業を効率的に実施す るために必要な措置に関する事項を定めた果汁特別調整保管等対策事業実施計 画(以下「特別調整保管等計画」という。)を策定し、(4)アの交付申請と併せ て、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都 道府県の区域を越えて本事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を 受けるものとする。
 - イ 都道府県法人は、アにより提出された特別調整保管等計画を適当と認めて承認しようとする場合には、都道府県知事と調整の上、(4)イの交付申請と併せて、指定法人と協議するものとする。
 - ウ 指定法人は、アのただし書により提出された特別調整保管等計画及びイにより提出された特別調整保管等計画を、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即しているものとして承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。
 - エ ウにより協議された特別調整保管等計画が、果振法第4条の6第1項の規定 に基づく事業計画に即していると認められた場合、ア、イ及びウで交付申請書と 併せて提出された特別調整保管等計画は、(4)ウの交付決定の通知により、承

認されたとみなすことができるものとする。

オ アの計画を変更する場合はアから工までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量の増減、事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4)補助金の交付

- ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、当該特別調整保管等計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人 に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を 交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法 書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。
- エ 補助対象となる経費及び補助率は、以下に定めるところによるものとする。
 - (ア) 果実製品の調整保管に係る事業

補助対象となる経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費とし、補助率は、金利については定額、保管料については 1/2 以内とする。

(イ) 果実の産地廃棄に係る事業

補助対象となる経費は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費とし、補助率は 1/2 以内とする。

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、本事業の実績について、(4)アの実施計画の内容に準じて記載したものを都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

(6) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都 道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
果汁特別調整保管等対策事業補助金交	(4) ア	別添 14-1
付申請書		
果汁特別調整保管等対策事業実績報告	(5) ア	別添 14-2
書		

2 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(1) 事業の内容

本事業は、台風、降ひょう等の自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が次のア及びイを別途定めたときに、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通又は当該被害果実及びその果実製品の利用促進を行う事業とする。

ア 対象となる果実

本事業の対象となる果実は、自然災害等による被害が当該果実の国内需給に与える影響等を勘案し、農産局長が別途定めるものとする。

イ 事業の種類及び内容等

本事業の種類及び内容は以下に定めるところによるものとし、アで定める対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費、補助率等を農産局長が別途定めるものとする。ただし、(イ)の対策は、(ア)の対策と一体的に実施する場合のみ対象とする。

(ア) 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

対象果実の有効利用の促進や区分流通の実施、加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成するものとする。

(イ) 自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費を助成するものとする。

(ウ) (ア) 及び(イ) の対策のほか、必要と認められる対策

(2) 事業実施者

本事業の事業実施者は、被害対象果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とし、具体的な内容については農産局長が別途定めるものとする。

(3) 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の策定

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他本事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項等について定めた自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画(以下「被害果実利用促進等計画」という。)を策定し、都道府県法人(都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域をその地区とする農業協同組合連合会その他指定法人が本事業を適切に実施できると認める団体をいう。以下2において同じ(1の規定を準用する場合を含む。)。)に、イの交付申請と併せて提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えて本事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ アに定めるもののほか、被害果実利用促進等計画の承認等に係る手続については、1の(3)のイからオまでに準ずるものとする。

ウ補助金の交付

本事業に係る補助金の交付については、1の(4)のアからウまでに準ずるものとする。この場合において、同項「当該特別調整保管等計画」とあるのは「当該被害果実利用促進等計画」と読み替えるものとする。

エ 実績の報告

本事業の実績の報告については、1の(5)に準ずるものとする。

第3 推進指導体制

- 1 指定法人及び都道府県法人
- (1) 指定法人及び都道府県法人は、関係機関に対し、本事業の適切な実施に必要な情報の提供及び助成を行うものとする。
- (2) 都道府県法人は、都道府県等と連携し、その会員の充実等体制の強化に努めるものとする。

2 都道府県

- (1) 都道府県は、都道府県法人に対する指導及び支援を行うとともに、農林事務所、 普及指導センター、試験研究機関等の出先機関と市町村、生産出荷団体等関係機 関との連携を図り、産地の指導体制を整備するものとする。
- (2) 都道府県は、農業共済組合連合会及び市町村の協力を得て、都道府県果協及び 都道府県法人に対し、本事業の適切な実施に必要な情報の提供を行うものとする。

3 国

国は、本事業の円滑な実施に資するため、その実施状況等に関する調査及び関係機関・団体に対する情報の提供を行うものとする。

Ⅴ パインアップル構造改革特別対策事業

第1 事業の内容等

- 1 事業の種類及び内容
- (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業
 - ア 優良種苗増殖事業
 - (ア) この事業は、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設等の整備を実施する事業とする。
 - (イ)この事業の実施者は、増殖又は栽培に関して優れた技術を有する者に対し、 当該事業を委託することができるものとする。
 - (ウ) この事業により育苗ほを設置する場合には、優良種苗の効率的な育苗を実施するため、その面積を増殖ほの面積に照らし適切なものとする。
 - イ 優良種苗供給推進事業
 - (ア) この事業は、優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の 開催等を実施する事業とする。
 - (イ) この事業により開催する協議会においては、以下に掲げる事項について協議 するものとする。
 - a 優良種苗の供給計画
 - b その他優良種苗の増殖普及に関する事項
 - (ウ) この事業の実施者は、アの事業により生産された優良種苗の配布に関し、配布申請及び配布決定の方法その他配布に必要な事項を含むパインアップル優良種苗緊急配布要綱を定め、第2の1のパインアップル構造改革特別対策事業実施計画が承認された後にこれを関係市町村長及び関係農業団体の長に通知するものとする。
 - (エ) この事業の実施者は、(イ) の a の供給計画に即し優良種苗の適正な配布、 配布した優良種苗台帳の作成・保管を行うものとする。
- (2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

- (ア) この事業は、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他の推進体制を整備する事業とする。
- (イ) 産地構造改革検討会は生産者、生産出荷団体、果実加工業者、実需者、沖縄県その他の関係者をもって構成するものとし、以下の事項について検討するものとする。
 - a 産地の構造改革の基本的な方針に関する事項
 - b 知事が定めるパインアップル栽培指針に即したパインアップルの栽培管理の改善に関する事項
 - c パインアップルの需給の見通しに関する事項
 - d 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に関する事項
 - e その他必要な事項

イ 栽培管理改善事業

- (ア) この事業は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理 方法の改善を行う事業とする。
- (イ) この事業の実施者は、ア(イ)の産地構造改革検討会における検討内容に基づき事業を実施するものとする。
- ウ 生食用パインアップル緊急定着事業 この事業は、加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行 う事業とし、産地計画又はこれに準ずる計画として知事が承認した計画に基づ く改植であること。

(3) その他

パインアップルの需給改善上、必要となる緊急対策事業として農産局長が別に 定める事業

3 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体その他農産局長が適当と認めた者とする。

第2 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めたパインアップル構造改革特別対策事業実施計画(以下「事業実施計画」という。)を策定し、第3の1の交付申請と併せて、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者となる場合にあっては農産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。
- 2 都道府県法人は、1により提出された事業実施計画を適当と認めて承認しようと する場合には、知事と協議の上、第3の2の交付申請と併せて、指定法人と協議する ものとする。
- 3 指定法人は、1のただし書により提出された事業実施計画及び2により協議された事業実施計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認めて承認しようとする場合には、あらかじめ農産局長と協議するものとする。
- 4 3により協議された計画が、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に 即していると認められた場合、1及び2で交付申請書と併せて提出された事業実施 計画は、第3の3の交付決定の通知により、承認されたとみなすことができるものと する。
- 5 1の事業実施計画を変更する場合は1から4までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要

な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第3 補助金の交付

- 1 補助金の交付を受けようとする事業実施者(指定法人を除く。以下第3及び第4において同じ。)は、事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人又は指定法人に対し、 補助金の交付を申請するものとする。
- 2 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。
- 3 指定法人は、1又は2に定める申請を受けた場合には、第2の3による協議の上で、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。
- 4 補助対象となる経費及び補助率は、以下によるものとする。
- (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

	. –
補助対象となる経費	補助率
優良種苗を増殖及び育苗するための増殖用種苗の取得費	定額
増殖ほ及び育苗ほの設置費並びに管理費	定額
育苗した種苗の配布費	定額
種苗増殖のための施設等の整備費	10 分の 6 以内

イ 優良種苗供給推進事業

この事業の補助対象となる経費は、優良種苗の供給計画の作成費及びその普及推進のための協議会の開催費とし、補助率は2分の1以内とする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

この事業の補助対象となる経費は、産地構造改革検討会の開催費、生食用パインアップルの普及に係る指導費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 栽培管理改善事業

この事業の補助対象となる経費は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るための展示ほの設置、栽培様式の改善、施設等の整備その他栽培管理の改善に要する経費とし、補助率は施設等の整備を実施する場合は10分の6以内、それ以外の場合は定額とする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業の補助対象となる経費は、加工用パインアップルから生食用パイン

アップルへの改植に必要な経費とし、補助率は定額とする。

第4 実績の報告

- 1 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ指定法人に報告するものとする。
- 2 指定法人は、1の報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

第5 関係様式

第2から第4までに規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
パインアップル構造改革特別対策事業補助	第3の1	別添 15-1
金交付申請書		
パインアップル構造改革特別対策事業実績	第4の1	別添 15-2
報告書		

みどりのチェックシート

記	入年	三月	Н	(年	月	日)
υь.	/_	_ , ,	_	`	_	,,,	

組織名又は法人名	
氏名(法人の場合は代表者名)	

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に**ノ**(図)を記入してください。 該当しない場合は、□欄にはノ(斜線)(図)を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】
農薬の適正な使用保管
農薬の使用状況等の記録を保存
病害虫・雑草発生しにくい生産条件の
整備
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除
去等)
病害虫・雑草の発生状況を把握した上
での防除要否及びタイミングの判断
(発生予察情報の活用による防除等)
多様な防除方法(防除資材、使用方
法)を活用した防除
(物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】
肥料の適正な保管
肥料の使用状況等の記録を保存
有機物の施用
(堆肥や有機質肥料の利用、緑肥
・作物残渣のすき込み等)
作物特性データに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物排出削減】

- □ 電気・燃料の使用状況の記録を保存
- □ 温室効果ガスの排出削減に資する技術 の導入

(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)

□ 廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は 排出量削減や廃棄の際の処分の適正 化)

【農作業安全】

□ 農業機械・装置・車両の適切な整 備と管理の実施

> (定期メンテナンス、点検記録作 成等)

□ 農作業安全に配慮した適正な作業 環境への改善

> (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の 操作方法確認等)

補助対象経費

別紙3のうち I の第2及び II に係る取組における補助対象経費は、下表のうちそれぞれの取組において補助対象となる経費として掲げられたものとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証 及び調査に係る備品の購入に要する経費(た だし、リース・レンタルを行うことが困難な 場合に限る。)	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、 見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社し か扱っていない場合は除く。)やカタログ等を添付 すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者(IIの第2 にあっては、事業実施者をいう。以下同じ。)によ る善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理 する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理 についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開 催する場合の会場費として支払われる経費	・支援対象者が会議室を所有している場合は、支援対 象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、 電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、 事務機器、通信機器、農業機械・設備・施設、 ほ場等の借上経費	・ほ場等の借り上げについて、苗木の生産など収穫まで複数年継続して同じほ場を使う必要がある場合、収穫までに要する年数相当分(ただし、3年相当分を超えないものとする。)の経費を計上できるものとする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印 刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考 文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。

	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開 発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料費は物品受払簿で管理すること。 ・Ⅱの第1及び第2に係る取組にあっては、穂木代、 苗木代は除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く。)	
	消耗品費	 ○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費 	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	ほ場整備費	 ○実証ほや育苗ほの整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費(重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等) ・苗木代、苗木植栽費 ・用水、かん水設備等の整備費(揚水設備、散水設備、自動制御装置等の整備費) 	・Ⅱの第1に係る取組にあっては、苗木代、苗木植栽 費は除く。
	農業機械・設備・施設リース費	・事業を実施するために直接必要な農業機械・ 設備・施設のリース料に係る経費	・II の第2及び第3に係る取組に限る。 ・本別紙本体の第3を参照すること。
	改修費	・事業を実施するために直接必要な機械・設備 ・施設等の改修等に必要な経費	・Ⅱの第2に係る取組に限る。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者 等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、 打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実 施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、 補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、 原稿の執筆、資料の収集等について協力を得 た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に 従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、 事業の成果の一部を構成する調査の実施、取 りまとめ等)を他の者に委託するために必要 な経費	・委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要、かつ、合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、 試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、 通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振 込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約 書に貼付する印紙に係る経費	

- 注 1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。 なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
- 注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。
 - ・ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - ・ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
- 注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。
 - ・ 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
 - 農産物等の販売価格支持又は所得補てん
 - ・ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

〇〇年産業務実施規程(業務実施方針)

年 月 日

実施要領別紙3のIVの第2の1の果汁特別調整保管等対策事業の実施に関し、以下のとおり業務実施規程(又は業務実施方針)を定める。

- 1 対象果実
- 2 実施時期

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

- 3 実施方法
- (1) 事業の内容
- (2) 事業実施者
- (3)補助対象経費
- (4)補助条件
- 4 経費
- 5 その他

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 応募団体名称 代表者氏名

〇年度〇〇〇事業及び〇〇〇事業実施計画書

〇年度〇〇〇事業及び〇〇〇事業を実施したいので、関係書類を添えて計画書を提出する。

- (注) 別添の事業実施計画書については、以下の事業ごとに作成すること。
 - ① 〇〇〇事業
 - 2 000事業
 - ③ 〇〇〇事業
 - ④ 000事業
 - ⑤ 〇〇〇事業
 - ⑥ 〇〇〇事業

事業実施計画書

事業名:

1_	事業の概要
	(1) 事業目的及び趣旨
	(2) 事業内容
	(3)事業の成果目標と根拠 ①成果目標 ・ ・
	②目標の根拠(①を目標とする理由及び目標数値の設定根拠を記入) ・ ・ ・
	(4) 事業実施体制及び事業実施者等との協力体制
2	事業の効果
	(1) 事業の成果と活用、波及効果
•	

3	事業	内	宓
U	尹木	ľΊ	乜

取組項目	目的	内 容 (手法、時期、対象者など)	活動指標 (箇所数、回数、 参加者数など)

_	1.1	SHALL L.
4	7加甲.	測定
4	3/1/1	(첫미 AF

効果の測定方法	
-	

(注) 効果の測定方法は、事業目標の達成度を測る具体的な手法を記入すること。

5 事業効果

~_	1. 210/23210	
	事業成果	成果の活用、波及効果等
Ī		

(注) 想定される事業成果及びその活用、波及効果等について記入すること。

6 事業成果の公表

方法	公表時期	公表内容	備考

(注) 公表の方法、時期及び内容を簡潔に記入すること。

7	事業の委託
1	サポツ安肌

委託する事業の 内容及びそれに 要する経費	
委託先	
委託する理由	

(注) 委託する理由には、委託することが必要かつ合理的・効果的であることを明確に記入すること。

8 経費

取組項目	事業費 (千円)	うち国費 (千円)	備考
合 計			

(注) 3「事業内容」に記入した取組項目ごとに記入すること。

9 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること

(注)提案事業の戦略(方向性)、戦術(方法・施策)、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

別添3-1(第2の5の(3)のイ関係)

〇年度事業 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 交付決定額一覧

(本表は、事業実施主体が〇年度事業において交付決定した額等を記入すること)

※本表は	、事業男	ミ施主体か	(〇年度事	業におし	いて交付決	定した額等	手を記入	、すること。																					果	樹経	宮	支 援 🤅	対策
				压白	品種·品目	• O=#												A. 10 15	整 園地整備	備	事 業	ŧ											
道府県名		改植			新 植		1	高接			壬園地発生院			園内道整備			傾斜の緩和			十壤十層	女良	1	排水路の翌	E 備		用水・かん水			000			特認事	
	園地数	面積(㎡)	補助金額(円)	園地数	面積(m)	補助金額(円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(円)	園地数	面積(m)	補助金額(円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(円)	園地数	面積(m)	補助金額(円)	園地数	面積(㎡)	補助金額 (円)	園地数	面積(m)	補助金額(円)	園地数	面積(m)	補助金額(円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(円)
〇〇県	i																																
××県						ļ		ļ	ļ			ļ																					
△△県												ļ																					
	į					<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			ļ			İ					ĺ			İ									<u>. </u>	<u> </u>
	į		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>								<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			į
	į		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	ļ			<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>			ļ			<u>i </u>
	ļ. ļ		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>
			<u> </u>			<u> </u>		!	<u> </u>		!	!			<u> </u>		<u> </u>	!		<u> </u>	!		<u> </u>			<u> </u>	!			!			<u> </u>
			ļ			ļ		ļ	ļ		ļ	ļ					ļ	ļ			ļ					ļ	ļ			ļ			<u> </u>
	į		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>					ļ	<u> </u>			<u> </u>						<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>
			ļ			ļ		ļ	ļ		ļ	ļ			<u> </u>		ļ	ļ		<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>			ļ	ļ			ļ			₩
	H		ļ			ļ	1	ļ	ļ		<u> </u>	ļ	<u> </u>		<u> </u>		ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>			ļ	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	—		₩
	l i		ļ			ļ	1	ļ	ļ		<u> </u>	ļ	<u> </u>		<u> </u>		ļ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	!	1	<u> </u>			ļ	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	—		↓
	ļ į					<u> </u>		ļ .	<u> </u>			ļ .					ļ.				<u> </u>												
			<u> </u>			 		 	 		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	1				<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			i :		<u> </u>	<u> </u>			-	1	i			<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			
	┝─┆		ļ — —			ļ —		ļ	ļ —		ļ	ļ					ļ — —	ļ			ļ					ļ — —	ļ			ļ	H		┼
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			!			<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>							
	i					<u> </u>		!	<u> </u>						<u> </u>																		
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		!	<u> </u>			 		<u> </u>	<u> </u>			!					<u> </u>	!			<u> </u>			†
	H					 		 	 			!									1												†
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>			-					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			†
	i		<u> </u>			!		!	!		<u> </u>	!					<u> </u>	<u> </u>			•					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			†
						į		i .	į		ļ	į			l		ļ	ļ		l	İ						ļ			ļ			†
						!		!	!			!																					$\overline{}$
						<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>																					<u> </u>
	I							•				•																				i	
	İ																																
						<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>																					
	ŀ																																
						•		ļ	•			ļ					<u> </u>	<u> </u>												<u> </u>			
								1																									1
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
	Li		<u> </u>			į		į	į		ļ	į														<u> </u>	ļ						<u> </u>
			<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>
			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	ļ		<u> </u>			<u> </u>
			<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		ļ		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>
	ļ <u>i</u>		<u> </u>			ļ	1	ļ	ļ		<u> </u>	<u> </u>			ļ		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	ļ		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	ļ		<u> </u>
	.		!			 	1	 	 		!	 	-		<u> </u>		!	!		<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>			!	!	ļ		!		,	
	H		<u> </u>			<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>	ļ		<u> </u>			!
	₩		ļ			<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	-	ļ	ļ	<u> </u>	<u> </u>	 	<u> </u>	<u> </u>			ļ	<u> </u>	ļ		ļ	 		╄——
計			į			į		į	į		<u> </u>	į			i		İ	<u> </u>		į	!		İ			<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			1

日本日本 日本日本	
安全の 安との 安と	- 合計
No. No.	古 音計
Mart Mart	額 補助金額
	額 補助金額 (円)
Section Sect	
	-
	_
	-+
	-+
	-
	-+
	-
	-
	
	-1
	
	-+
	_
	-+
	\neg
	-+

果樹	未収益期間	
園地数	面積(m)	補助金額 (円)
		(H)
		i i
		į
		į
		i
1		
ì		
		į
		i
ì		
		į
ì		
		į
		<u> </u>
		İ

別添3-2(第2の5の(3)のイ関係)

〇年度事業 果樹経営支援対策事業·果樹未収益期間支援事業 支出額額一覧

※本表は、事業実施主体が〇年度事業において交付決定したもののうち、年度末現在において支出した額等を記入すること。

			0 1/2/1	X1-00	/· (XII/)	.X_ 0/_ 00/	,0,,,,,	+及不死	T1-930 - C	又田し	니까지 그 다니	入すること	0																果	樹経	営	支 援 :	対 策
				傷自	見品種・品目	への転換				1								小扫描	整割地救備	備	事 #	ŧ			1			ı				结 韧 事	#
道府県名		改植			新植	107+A1X		高 接		放1	壬園地発生院	5止対策		園内道整備			傾斜の緩和	11.79(1)(1)	AN ACTE IN	土壌土層る	收良	1	排水路の整	備	-	用水・かん水	施設		000			000	
l.	園地数	面積(mi)	補助金額(円)	園地数	面積(m)	補助金額 (円)	園地数	高接 面積(ml)	補助金額 (円)	園地数	面積(m)	補助金額 (円)	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(m)	補助金額	園地数	面積(ml)	補助金額 (円)	園地数	面積(ml)	補助金額 (円)	園地数	面積(m)	補助金額 (円)	園地数	面積(m)	補助金額
OO県																																	
××県																																	
△△県																																	
			İ		İ	ļ		ļ	İ		İ	İ			ļ			İ			!					İ					ŀ		1
									İ		İ							İ			İ												1
																					1										i		!
	İ														•																i		
	l		i		i							i									<u> </u>					İ					į		1
	İ		i I		i 	İ		İ	i İ		i İ	i I			İ			i İ			<u> </u>					i I					İ		t
			-		-	<u> </u>			-		-	-			<u> </u>			-			 					-							
	H		i		ŀ	:		:	ŀ		ŀ	i			:			ŀ			 	1 :									i		
						<u> </u>									<u> </u>						<u> </u>												
	 		1		1	1		1	1		1	1			1			1			.	1				1					H		
	 		<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>			i	1		<u> </u>			 	1 1			1	<u> </u>					H		†
	H		<u>!</u> !		<u>:</u>	<u>i </u>	1	<u>i </u>	<u>. </u>	-	<u>. </u>	<u>!</u> !			<u>i </u>			<u>. </u>			<u> </u>	+				<u>!</u> !					H		
	H			<u> </u>		 	1	 		 					 	 					 	+			 						H		
			<u> </u>		<u> </u>	1		1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			1			<u> </u>			 	1				<u> </u>					H		
	 		 		 	 		 	 		 	 			 			 			 	1 - 1				 							┼
	 		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>							
	ŀ		ļ		ļ	ļ		ļ	ļ		ļ	ļ			-			ļ			ļ	+				ļ							┼
	1		!		ļ	!		!	ļ		ļ	!			!			ļ			ļ					!							
	H					<u> </u>		<u> </u>							<u> </u>						<u> </u>	1									i i		
	 		<u> </u>		 	 		 	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			 			<u> </u>			 	+ !				<u> </u>							┼
	├ 		-		-	 		 	-		-	-			 			-			 	1				-							
			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>					- 1		
	l i		<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	1				<u> </u>							
			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>					į		↓
	1		<u> </u>		<u> </u>	!		!	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			!			<u> </u>			!	1				<u> </u>					l i		!
	l l		ļ		ļ	ļ		ļ	ļ		ļ	ļ			ļ			ļ			ļ	-				ļ							╄——
			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	1				<u> </u>					- !		!
									<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	1											∔——
	ļ.		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>			<u> </u>	1				<u> </u>							<u> </u>
	į		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>	1				<u> </u>					i		<u> </u>
	ļ .		ļ		ļ	<u> </u>		<u> </u>	ļ	<u> </u>	ļ	ļ			i	<u> </u>		ļ			į	1			<u> </u>	ļ							
	 		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>			ļ					<u> </u>							<u> </u>
			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>					ļ		<u> </u>
			<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>			<u> </u>					<u> </u>							<u> </u>
			ļ		ļ	<u> </u>			ļ		ļ	ļ			<u> </u>			ļ			<u> </u>					ļ							<u> </u>
																					į .										l i		<u> </u>
																					ļ												
																					<u> </u>												
																																_	
	İ		<u> </u>		<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>			ļ					<u> </u>					ĺ		
			ļ		ļ				ļ		ļ	ļ						ļ			ļ					ļ							
ā l																																	

業																										
						554 MA +	- 田敷と、マニノ	1		В	F 144 8年 8月			EE +++	推進	事	業化学の消1.			禁	日田中の上产	产业のも	#1生34女. 什容			合計
	000			整備事業小		労働ル	」調整システム の構築	果実供	給力維持対策	シス・	関地情報 テムの構築	大苗門	育苗ほの設置	来倒 モラ	生産性向上 デルの確立	新技·	術等の導入・ 普及支援	販路開	拓の推進強化	判 □ F ・ 流 通	月果実の生産 体系の実証	産地の1	構造改革・生産 a化等検討会	推進	事業小計	
園地数		補助金額	園地数	面積(m)	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額(円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額(円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	補助金額 (円)
		(17)			(17)		(17)		(1)/		(17/		(1)/		(1)		(17)		(17)		(1)/		(1)		(1)/	(1)/
\vdash		ļ			İ		i e																			
		!																								
					<u> </u>		i i																			
		<u> </u>					! !																			
-		<u> </u>			<u> </u>																					
-		<u> </u>																								
H		<u> </u>			i i	1	<u> </u>	 				 		—		 		 								
\vdash		 			i e	1	<u> </u>	 				 		—		 		 								
		<u> </u>			<u> </u>	-	<u> </u>	1								<u> </u>		-								
		!			<u> </u>		!	 																		
\vdash		<u>. </u>			i	-	<u> </u>	-				 				<u> </u>		-						- i		
\vdash		ļ —	H		 		 	 														H				
-		<u> </u>			ļ		<u> </u>																			
\vdash		 			<u> </u>		 	-																l i		
-		<u> </u>			i !		i !													i				i		
 i		ļ					ļ																			
-		!			i I		<u> </u>																	i		
		<u> </u>			ļ																					
-		<u> </u>																								
-		-			-		 																			
		<u> </u>					<u> </u>																			
<u> </u>		<u> </u>																								
-		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>																			
-																										
		 					<u> </u>																			
		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>																			
\vdash		-			 		 																			
		<u> </u>			<u>i</u>		<u> </u>																			
\vdash		ļ			 		 																			
\vdash		 	H		<u> </u>		 															H				
\vdash		ļ			 		<u> </u>	-				ļ				ļ				i				— İ		
H			H		<u> </u>			-				ļ				ļ						H				
\vdash		 			<u> </u>		 	<u> </u>										-								
 		<u> </u>	ļ		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>										-				ļ		!		
\vdash		<u> </u>					<u> </u>											-								
		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>											-								
		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>											-								
<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>		<u> </u>											-								
<u> </u>		<u> </u>	ļ		<u> </u>		<u> </u>															ļ				
		ļ			<u> </u>		<u> </u>																			
							<u> </u>																			
		İ			İ		į																			

	果樹:	未収益期間	
1	園地数	面積(m)	補助金額(円)
1			
1			
1			
]			
1			
1			
4			
4			
4			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
4			
4			
-			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			
1			

別添3-3(第2の5の(3)のイ関係)

〇年度事業 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業 未支出額一覧

※本表は、別添3-1の内容(交付決定額等)から別添3-2の内容(支出額等)を除いたものとする。

								観寺)を除し											整	備	事 業	ŧ							果	樹経			
道府県名		25 坊		慢艮	品種·品目/ 新 植	への転換	1	宣 埣		放任	壬園地発生院	方止対策		周内省教備			傾斜の緩和	小規模	園地整備	十倍十四四	小自	1	排水路の製	z.備		用水・かん水	施設	-	000			特認事	莱
	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(m)	補助金額	園地数	高接 面積(ml)	補助金額	園地数	面積(m)	補助金額	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(m)	補助金額	園地数	五碳工/6 g 面積(m)	補助金額	園地数	面積(m)	補助金額	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(㎡)	補助金額	園地数	面積(㎡)	補助金額
〇〇県			VI //			11/			""			1			100			17/			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			477			11/			117			
××県																					į												
△△県																					<u> </u>										i		
						1		1	i i		i i							i i			ŀ												
	İ					İ		İ				ĺ			ĺ						•												
						1		į	i e		i e							i e			į					İ							
	l																				•										İ		
	İ											İ			ĺ						1										İ		
																					•										l		
						!		!	!		!							!			ļ .												
									!		!							!			!					!					ļ		
												İ			İ						İ										İ		
																					1												
	i								į		į							į			į					į					i		
												İ			İ						İ					İ							
						1		1	i i		i i							i i			1					 							
	l					İ		İ				Ì			ĺ																		
																					•												•
	i								į		į	i						į			į					į					i		į –
						i		İ	İ		İ	į			İ			İ			İ					İ							
	i					i		i				İ			İ						İ										i		
	İ							İ				ĺ			ĺ																		
						!		!	ļ		ļ							ļ			ļ					!							
	i i					ļ		ļ	İ		İ	l			1			İ			!					İ					i i		<u> </u>
																					1												
	1					İ		İ	İ		İ							İ			İ												
																					į												
	i								ļ .		ļ .							ļ .			l					ļ .							
																					1										l		
	İ					i .		1	i		i	l			l			i			i					i					İ		
	İ					i .		1	i		i	l			l			i			i					i					İ		
																					į												
															l						į												
	i								ļ		ļ	l			ļ .			ļ			į					İ					i		
																					į					l							
	i								<u> </u>		<u> </u>							<u> </u>			ļ					<u> </u>							
	İ														l						1										İ		
									ļ .		ļ .							ļ .			į					ļ .							
																					į												
																					ļ												
il	İ																																

業																_													
			1			学術士	調軟システル			l R	引州传報	1		里块	推 進生産性向上	争	乗 街等の道 λ・	1		輸出日	田里宇の生産	産物の	搓洗內苗, 生產	1		合計	果植	未収益期間	支援事業
	000		1	整備事業/		20 140 23	調整システム の構築	果実供	給力維持対策	シス	関地情報 テムの構築	大苗	育苗ほの設置	未165 モ	デルの確立	#/11X	術等の導入・ 音及支援	販路開	拓の推進強化	·流通	用果実の生産 M体系の実証	基盤引	供足以平·工座 幺化等検討会	推注	進事業小計				
園地数	面積(m)	補助金額 (円)	園地数	面積(m))	補助金額 (円)	件数		件数	補助金額 (円)	件数		件数	補助金額 (円)	件数		件数	補助金額 (円)	件数	補助金額 (円)	件数		件数	補助金額 (円)	件数	補助金額(円)	補助金額 (円)	園地数	面積(m)	補助金額 (円)
		(H)			(H)		(H)		(H)		(H)		(H)	1	(H)		(H)	1	(H)		(H)		(H)		(H)	(H)		+	(H)
H					ļ		<u> </u>	-		-					<u> </u>	1		H									-	<u> </u>	
l i			-		<u> </u>		ļ						ļ		<u> </u>	<u> </u>		ļ į			ļ							 	i
					<u> </u>		ļ								ļ			ļ į										<u> </u>	ـــــــ
İ							į						į		į						İ							į	<u>i </u>
l					į		i						l		i						l							1	1
					•																							i	1
					!		ŀ						!		! !													 	
H					<u> </u>		ļ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —						<u> </u>		ļ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			H			<u> </u>							 	+
			-		 	<u> </u>						-		-		<u> </u>		 		-				-				 	
├					<u> </u>		ļ								ļ	<u> </u>		l i										 	
							ļ								ļ													<u> </u>	<u> </u>
į																												1	<u> </u>
i																													
					 	t	<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>	†		1 1										 	
					<u> </u>	1	<u> </u>	l		l					<u> </u>	-		 			<u>. </u>					\vdash	-	†	+
ŀ					!	 	<u> </u>	-		-			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1		 			<u> </u>					 	-	 	
i					ļ	ļ	ļ						Ļ	<u> </u>	ļ	<u> </u>		↓		L	Ļ						-	<u> </u>	∔
į					į		i						į		ļ			į										į	<u> </u>
i					1		ļ						l		ļ						l								
i					i																							İ	
i							i e								i e			l i										i	<u> </u>
					 		ļ								ļ			 										 	+
					<u> </u>										<u> </u>			1									_	<u> </u>	+
					<u> </u>			-		-		-				-											-	<u> </u>	
į					<u> </u>		ļ						ļ		ļ						ļ							<u> </u>	<u> </u>
ŀ																												<u> </u>	<u> </u>
ŀ																												į	
							į						İ								İ							Ī.	
1					İ																							1	
- i					! !								! !		! !			t i										1	+
					ļ		ļ — —	-		-					ļ — —	1		H			-						-	 	
					į	.	į						<u>i</u>	<u> </u>	į	<u> </u>		.			<u> </u>					\vdash	-	<u> </u>	
į					<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		ļ			<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>
į					<u> </u>		<u> </u>								<u> </u>						<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>
T					<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>		<u> </u>			┖			<u> </u>							<u> </u>	
					i e																							i	T
i					i		İ						i		İ			l i			i							1	t
i					 	 	 	-		-			-	†	 	 		1			ļ —					 	-	 	+
					+	1	-						 	1	-	<u> </u>		l i			 					 	-	 	+
					<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		├			<u> </u>					\vdash	-	<u> </u>	
					<u> </u>								<u> </u>					┷			<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>
					<u> </u>									<u> </u>							<u> </u>							<u> </u>	<u> </u>
																												1	
																												1	
i					:	i e	<u> </u>						i	1	<u> </u>			1 1			<u> </u>							†	†
- i					 	1	<u> </u>	l		l			<u> </u>		<u> </u>	-		 			<u> </u>					\vdash	-	† —	+
				-	 	1	<u> </u>						<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>		├			<u> </u>					 	-	 	
					<u> </u>		<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		ļ			<u> </u>							<u>i </u>	<u> </u>
					!		!						į		}						<u> </u>							1	!
							<u> </u>						<u> </u>		<u> </u>			┖										<u> </u>	
•						-		-				•				•													

園地数	面積(m)	補助金額 (円)
		(11)
į		
į		
į		
ļ		
į		
i		
i		
į		
İ		
i		

別添4-1(Iの第1の1(6)のア関係)

〇〇年度 果樹経営支援対策整備事業実施計画(兼実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(兼確定報告)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	果樹未収益期間支援事業 対象者申告(確定報告)欄
		担い手 ・ その他	

- (注) 1 生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。
 - 2 実施要領 別紙3の I の第1の2(8)のアに該当する場合、「果樹未収益期間支援事業対象者申告(確定申告)」の欄に「O」を記入すること。
 - 3 農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「〇」を付すこと。

Ⅱ 経営支援対策整備事業の事業計画(実績)

		転換	元(現況) T	朝	換先			計画(受益	面積 面積)		事業(定率助展		助成単価		補助金			虫坐	車業	
園地 番号	園地の 所在地	品目	□品種名	品目	○品種名○	事業内容	容	当該年度 完了(予 定)分	次年度 完了(予 定)分	事業量	当該年度 完了(予 定)分	次年度 完了(予 定)分	助成単価 -(定額助成事 業)		当該年度 完了(予 定)分	次年度 完了(予 定)分	- 補助率	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
	(特認事業を実施す	する理	由)		•						,									
						E - 0 0 0 4	(改植)	m	м́		Ħ	Pi	円/㎡	А	Ħ	Я				
						優良品目・品種 への転換	(新植)	m²	m		m	m	H/m²	m	m	m				
							(高接)	m²	m		m	m		m	m	А				
1			()	()	小規模園地整備	()	m²	пf		m	m		m	m	Ħ				
						放任園地発生	防止対策	m²	ų		m	m	PJ/m²	m	m	Ħ				
						用水・かん水施	設の整備	m	m		я	Ħ		円	Ħ	Я				
						指定法人特認事業	()	m	m		я	Ħ		円	Ħ	Я				
						小			計					Ħ	Ħ	н				
	(特認事業を実施す	する理	由)										l.							
						T+	(改植)	m	m		Ħ	Ħ	円/mi	円	Ħ	А				
						優良品目・品種 への転換	(新植)	m²	m²		m	m	H/m²	m	m	m				
							(高接)	m²	m		m	m		m	m	m				
2			()	()	小規模園地整備	()	m	m		я	Ħ		円	Ħ	Ħ				
						放任園地発生		m	m		я	Ħ	FI/m²	円	Ħ	А				
						用水・かん水施 指定法人特認事業	設の整備	m [*]	m*		m	m		PI PI	m	A H				
						小	()	m	計		Я	Я								
						/\trace{\pi_1}	T		āT					Ħ	н	Ħ				
							事業実施園地数			①定額5 (単価×面 を記入)	②定 積 (事: を記	[平分 業費 [3入]	1)+2)							
						(改植)	[園地]	mi	mi		Ħ	Ħ	Ħ	円	Р	Ħ				
						優良品目・品種への 転換 (新植)	[園地]	m	m		Ħ	Ħ	Ħ	円	円	А				
						(高接)	[園地]	m	mî			Ħ	Ħ	円		A			/	
	合			計		小規模園地整備 放任園地発生防止対策		m m	m'		н	円	H H	PI PI		A				
						用水・かん水施設の整備	園地 園地 1	m'	m'			Ħ	Ħ	Pi Pi		Я		/		
						指定法人特認事業	[園地]	m	m			Ħ	Ħ	円	Р	Я				
						果樹未収益期間支援事業の対象となる改植	[園地]	пf	nf		Ħ		Ħ	А	н	н	/			
							,	1			Ħ	н	Ħ	PI	А	А				
										L			L							

(注) 1 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換もしくは優良品目・品種への転換と同時に小規模園地整備、用水・かん水施設の整備を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。小規模園地整備、用水・かん水施設の整備のみを実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。

なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。

また、放任園地発生防止対策を実施する場合は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種、「跡地利用」の欄に該当する作目名等を記入すること。

- 2 「事業内容」の欄については、小規模園地整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。また、放任園地発生防止対策 を実施する場合は、経営移譲年金の受給権取得条件や相続税及び贈与税の納税猶予条件等に十分留意すること。
- 3 「事業内容」の「]書は、本事業により整備する(した) 園地数を記入すること。
- ₄ 「事業完了(予定)年月日」の欄には、産地協議会が都道府県法人等に対して「果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記 入すること。
- 5 「計画面積(受益面積)」、「事業費(定率補助事業)」及び「補助金」の欄の「当該年度完了(予定)分」及び「次年度完了(予定)分」の区分については、次のとおりとすること。
 - ①「事業完了(予定)年月日」が申請年の12月31日までの取組は、「当該年度完了(予定)分」の欄に記入。
 - ②「事業完了(予定)年月日」が申請年の翌年の1月1日以降の取組は、「次年度完了(予定)分」の欄に記入。
- 6 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、小規模園地整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長、幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 7 補助率が定率助成のものは「事業費(定率助成事業)」の欄に事業費を、補助率が定額助成のものについては「助成単価(定額助成事業)」の欄に助成単価を記入すること。
- 8 「果樹未収益期間支援事業の対象となる改植・新植」の計画面積(受益面積)の欄には、同一年度内に完了する改植・新植面積が果樹未収益期間支援事業の下限面積(業務方法書に定める面積)以上の場合に記入し、補助金の欄には(面積×業務方法書に定める単価/10a×4年間)を記入すること。
- 9 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 10 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれ ぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 11 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。

園地 番号	跡地利用	園地集積		園地の	特例	出作地	
番号	奶地利用	集積田	寺期	集積先(担い手)氏名	所有者	例農地	штью
		年	月				
		年	月				
		年	月				

- (注) 1 この表は、放任園地発生防止対策を実施する場合、または担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
 - 2 放任園地発生防止対策を実施する場合は、植林等を行う作目名を「跡地利用」の欄に記入すること。
 - 3「集積時期」の欄は、担い手に園地を集積する場合、その予定時期を、「集積先氏名」の欄は集積先の担い手の氏名を記入すること。
 - 4 転換等を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
 - 5 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に〇印を記 入すること。
 - 6 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

Ⅲ 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

〇〇年度 果樹経営支援対策推進事業実施計画(兼実施報告)

都道府県名: 支援対象者:

第1 事業計画総括表

事業種目名	事業内容	事業量	事業費	補助金	備考
労働力調整システムの構築			円 円 円	円 円 円	
	小計		円	円	
果実供給力の維持対策・園地情報システムの構築			8 8 8 8	円 円 円	
	小計		円	円	
大苗育苗ほの設置			円 円 円	円 円 円	
	小計		円	円	
省力技術活用等による生産技術体系構築			田田田田	円 円 円	
	小計		円	円	
販路開拓・ブランド化の推進強化			田田田田	円 円 円 円	
	小計		円	円	
輸出用果実の生産・流通体系の実証			田田田田	円 円 円	
	小計		円	円	
産地の構造改革・生産基盤強化等検討会			9 8 8 8 8	円 円 円	
	小計		円	円	
	合 計		円	円	

⁽注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

第2 事業の実施方針

_	・地域の農業生産の概要
Ļ	
	・事業実施の必要性及び目的

第3 事業の内容 1 労働力調整システムの構築

・現状の状況 【(問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)先進事例調査

調査地	調査者	調査時期	調査項目	調査結果の活用方法	必要な経費	うち消費税	備考
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
		合	計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、資料作成費、会場費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2) 農家等音向調杏

調査対象農家数	調査時期	調査方法	必要な経費		備考
嗣且凡多辰尔奴	<u> </u>	两 直刀丛	うち消費税		VH 75
戸			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合		計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、調査票作成費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3) 臨時雇用者の就労前技術研修

実施時期	場所	参加予定人数•対象	内	容	必要な経費		備考
关加图 斯 [20]	79 171	罗加丁足八级 对象	r i	ъ	と文を作り	うち消費税	DHI CO.
		人			円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
	合		計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、指導員旅費・謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(4)その他()

		必要な経費	うち消費税	備≉	考
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
合	計	H	円		

(注)(1)~(3)の内容に該当しないものについては、(4)に必要な項目、その内容を記入すること。

2-1 果実供給力の維持対策

・現状の状況 【(問題点・課題を含めて記入すること。)

(1)果実供給力対策検討会開催

①検討委員の構成

(検討委員の所属・役職・専門分野を記載すること。)

②検討会の概要

	開催時期	開催場所	検討内容	必要な経費	うち消費税	備考
	年 月			PI PI	円 円	
				円 円	円円	
ı		合	計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)産地情報の集約・分析

①補完調査

ア アンケート調査

調査時期	調査対象者(機関)・調査対象数	調査方法	主な調査項目	必要な経費	うち消費税	備考
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	Î	<u> </u>	+	円	円	_

(注)「必要な経費」の欄は、調査票作成費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

イ 聞き取り調査

実施時期	場所	調査実施者	調査対象者	調査の内容	必要な経費	うち消費税	備考
年 月					Ħ	Ħ	
		合	計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②情報の集約・分析の実施

実施時期	実施内容	必要な経費	うち消費税	備考
年 月		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
合	計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3)その他

(3) (3)			必要な経費	S could the six	備考
			と文が社員	うち消費税	כי מוע
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	合	計	円	円	

(注)(1)~(2)の内容に該当しないものについては、(3)に必要な項目、その内容を記入すること。

2-2 園地情報システムの構築

TO.	115	_	.115	٠.
現	ᅑ	(/)	ЯX	∵π

(問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)園地情報把握調査

(1) MICH THOUSE					
調査対象農家数	調査時期	調査方法	必要な経費うち消費税		備考
戸			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
Í	≒	†	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、調査票作成費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)園地情報システムの構築

①園地情報システムの作成・入力

情報対象入力農家数	園地情報の内容	活用方法	必要な経費	うち消費税	備 考
戸			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	合計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、園地情報入力費(賃金)、システム導入費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②情報入力端末機器等導入

機器等の名称	仕様·型式	用途	導入時期	台数·単価	必要な経費	うち消費税	備 考
			年 月		PI	円	
	슴		計		Д	円	

- (注) 「備考」の欄には購入、リース・レンタルの別を記載する。
- (注2) 補助事業完了後、処分制限期間のある機器については、その後の使用方法を「備考」の欄に記載すること。

(3)農地中間管理機構との連携検討会出席

開催時期	開催場所	出席者所属·役職	検討内容	必要な経費	うち消費税	備考
					プライト	
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(4) 荒廃園地対策栽培管理研修会

開催時期	開催場所(園地)	研修内容	講師所属・役職・専門分野等	参加予定人数•対象	必要な経費	うち消費税	備 考
年 月					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
	合	計			円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金、研修に必要な資材費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(5)その他

		必要な経費	うち消費税	備考
		田田田田	円円円円	
合	計	円	円	

(注) (1)~(4)の内容に該当しないものについては、(5)に必要な項目、その内容を記入すること。

3 大苗育苗ほの設置

・現状の状況 (問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標 「(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)大苗育苗ほの設置

設置場所	設置面積	大苗育苗する品目(品	品種:)	育苗する本数	管理主体	苗の配布(予定)農家数	必要な経費	うち消費税	備考
	m²		()	本		戸	円	円	
			()				円	円	
							円	円	
							円	円	
		合		計			円	円	

- (注) 1 大苗育苗ほで育苗する品目(品種)はすべて記入すること。
 - 2 「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、苗木購入費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)母樹園の設置

1-7-1-7 PA III 1-7 BA III									
設置場所	設置面積	母樹の品目(品種	1 :)	母樹として栽植する本数	管理主体	穂の配布(予定)農家数	必要な経費	うち消費税	備考
	m²		()	本		戸	円	円	
			()				円	円	
							円	円	
							円	円	
	•	合		計			P	円	

- (注) 1 母樹として栽植する品目(品種)はすべて記入すること。
 - 2 「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、母樹購入費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3)その他(

			必要な経費	うち消費税	備 考
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	合	計	円	円	

(注) (1)~(2)の内容に該当しないものについては、(3)に必要な項目、その内容を記入すること。

4-1 果樹生産性向上モデルの確立 ・現状の状況 (問題点・課題を含めて記入すること。) 目指すべき目標 (いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。) (1)現地検討会・講習会等の開催 開催時期 内容 参加人数•対象 場所 必要な経費 備考 うち消費税 年 月 円 円 円 円 円 円 円 合 計 円 円 (2)先進地調査 開催時期 内容 参加人数:対象 場所 必要な経費 備考 うち消費税 年 月 円 円 円 円 円 円 円 円 合 計 円 円 (3)普及啓発資料の作成、配布 開催時期 内容 配布対象 作成部数 必要な経費 備考 うち消費税 年 月 円 円 円 円 円 円 円 円 合 計 円 円 (4)省力作業体系等実証試験 開催時期 内容 機械・施設(能力、台数)等 必要な経費 備考 うち消費税 年 月 円 円 円 円 円

計

合

円

円

円

円

4-2 新技術の導入・普及支援

・現状の状況 (問題点・課題を含めて記入すること。)

目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)ICT等新技術導入

①ICT等新技術導入検討会開催

開催時期	開催場所	出席者所属•役職·専門 分野等	検討内容	必要な経費	うち消費税	備考
年 月				H	円円	
				H H	H	
				円	円	
	合	·	計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②ICT等技術導入調査

調査時期	調査者所属·役職	調査先	調査内容	必要な経費	うち消費税	備考
年 月				Ħ	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

- (注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。
- (2)ICT等実証展示

①実証展示の概要

実証する技術	地域での普及率	実証場所 面 積		品目名(品種名)		管理主体
	% 未満		m²			
開催時期	場 所	参加予定人数•対象	技術サポート者	必要な経費	うち消費税	備 考
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合	計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、実証用資材費、資料作成費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②ICT等機器導入

機器等の名称	仕様·型式	用途	導入時期	台数·単価	必要な経費	うち消費税	備考
			年 月		円	円	
					円	円	
					円	円	
					H	円	
	合		計		円	円	

- (注)「備考」の欄は、購入、リース・レンタルの別を記載する。
- (注2) 補助事業完了後、処分制限期間のある機器については、事業完了後の使用方法を「備考」の欄に記載すること。

(3)システム開発・管理コンサルタントの実施

(6/フハイム開発 音なコンテルアンドの大肥					
実施内容	実施期間			備考	
7,501.1	37.85	必要な経費	うち消費税	, mu	
①システム開発		円	円		
		H	н		
		•	Ħ		
②管理コンサルタント		円	円		
		_			
		円	円		
合 計		円	円		

(注)「必要な経費」の欄は、謝金、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。「実施内容」の欄に委託先がある場合は記載すること。

(4)技術普及研修会開催

開催時期	開催場所	研修の内容	講師所属·役職·専門分野等	参加予定人数·対象	必要な経費	うち消費税	備考
					П П	H H H	
		合	計		<u>円</u>	円	

(注)「必要な経費」の欄は、講師旅費、講師謝金、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(5)普及啓発資料の作成、配布

作成時期	作成部数	配布対象	必要な経費	うち消費税	備考
	部		円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	合	計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(6)その他(

(6) (4)		必要な経費	うち消費税	備考
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
合	計	円	円	

(注)(1)~(5)の内容に該当しないものについては、(6)に必要な項目、その内容を記入すること。

5 販路開拓・ブランド化の推進強化

・現状の状況

(問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)ブランド化・販路拡大の検討

①ブランド化・販路開拓検討会開催

開催時期	開催場所	検討会出席者所属·役職·専門分野等	検討内容	必要な経費	うち消費税	備考
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、会場借料、旅費、謝金、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②ブランド化戦略・管理等マニュアル作成

⑤ フランド 10 代末 日 日 左 キャーエン ルドル								
	作成時期	作成部数	配布先	産地としてブランド 化する品目・品種・ 加工品名	マニュアルの概要	必要な経費	うち消費税	備考
	年 月					円	円	
						円	円	
						円	円	
						円	円	
		合	_	計		円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、会議費、機器導入費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。 実績報告の際には作成したマニュアル、品質基準については添付すること。

③品質等管理機器導入

	機器等の名称	仕様·型式	用途	導入時期	台数·単価	必要な経費	うち消費税	備 考
П				年 月		円	円	
						円	円	
						円	円	
L						円	円	
		合		計		円	円	

- (注) 備考には購入、リース・レンタルの別を記載する。
- (注2) 補助事業完了後、処分制限期間のある機器については、その後の使用方法を「備考」の欄に記載すること。

(2)ブランド・マーケティング専門家の招へいによる指導、講習会

開催時期	開催場所	講師所属·役職·専門	専門家の指導・講習内容	必要な経費		備考
加加を引が	701年-3077	分野等		20 文 5 社交	うち消費税	, mu
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		<u>=</u>	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3)先進事例調査

調査地	調査者	調査時期	調査項目	調査結果の活用方法	必要な経費	うち消費税	- 備 考
					円	円	
					円	円	
	合			計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、旅費、資料作成費、会場費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(4)意向調査(小売店、消費者、先進産地等)

調査時期	調査対象	調査方法	必要な経費	うち消費税	備考
			Ħ	円	
			円	円	
合	計	-	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、調査票作成費、旅費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(5)展示会への出展

イベント名・出展時期	出展する品種・加工品 名	PRの手法	出展場所等	必要な経費	うち消費税	備考
				円	円	
				円	円	
1	合	ā	†	円	円	

⁽注)「必要な経費」の欄は、展示会出展費、旅費、調査員謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(6)全国ブランド化に向けた連携会議出席

開催時期	開催場所	会議出席者所属·役職	検討内容	必要な経費		備考
ガ 庄 寸 対	刑性物が	去俄山市省川海 区城	ייין נואן	必要は呼真	うち消費税	畑 つ
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		ā†	円	円	

⁽注) 「必要な経費」の欄は、旅費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(7)その他(

		必要な経費	うち消費税	備考
		円	円	
		円	円	
合	計	円	円	

⁽注)(1)~(6)の内容に該当しないものについては、(7)に必要な項目、その内容を記入すること。

6 輸出用果実の生産・流通体系の実証

・現状の状況
(問題点・課題を含めて記入すること。)

目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)実証試験の実施及び検討会開催

	77大能的377大治众67大治众67大治众67大治众67大治众67大治众67大治众67大治众								
実証する防除等体系		実証場所	面積	品目名(品種名)	管理主体				
				m [*]					
開催時期	場所	参加予定人数·対象	内容	必要な経費	うち消費税	備考			
					円 円 円				
	合	計			円円				

⁽注)「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、実証用資材費、資料作成費、残留農薬分析費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)モデル防除暦の作成、配布

作成時期	作成部数	配布対象	必要な経費		備考
TFJ发时 列	TENSON SE	出って	必要なに良	うち消費税	VHI 75
	部		H	円	
			円	円	
	合	計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(3)病害虫防除等研修会開催

	A WAR ENAMA A ALLA ENAME						
	開催時期	場所	参加予定人数・対象	内 容	必要な経費	うち消費税	備 考
ı					円	円	
					円	円	
ſ		合		計	円	円	_

(注)「必要な経費」の欄は、会場費、講師旅費・謝金等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(4)輸出専用園地の設置

A THE TABLE OF RE						
取組時期	場所	参加予定人数・対象・数量	内 容	必要な経費	うち消費税	備考
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、資材費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(5)GAP・トレーサビリティー手法の導入

取組時期	場所	参加予定人数・対象・数量	内 容	必要な経費	うち消費税	備 考
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

(注)「必要な経費」の欄は、印刷費、会場費、システム借上費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(6)その他(

		必要な経費	うち消費税	備考
		H	円	
		円	円	
合	計	H	円	_

(注)(1)~(5)の内容に該当しないものについては、(6)に必要な項目、その内容を記入すること。

7 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会

・現状の状況

(問題点・課題を含めて記入すること。)

・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標(数値化)を達成するのか具体的に記入すること。)

(1)産地計画の改定等

①検討会の開催

開催時期	開催場所	出席者所属·役職·専門 分野等	検討内容	必要な経費		備考
州催咐郑	州唯物川	分野等	検討が各	必安は柱具	うち消費税	畑 つ
年 月				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合		計	円	円	

⁽注) 「必要な経費」の欄は、旅費、謝金、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

②リーフレットの作成

作成時期	内容	サイズ・ページ数の体裁	配布対象機関(者)・部数	必要な経費	うち消費税	備考
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
	合	計		H	円	

⁽注)「必要な経費」の欄は、印刷費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

(2)検討結果の情報発信

時期	情報発信の方法(媒体	情報発信のターゲット	情報内容(部数)	必要な経費		備考	
可规	の種類等)	機関(者)	1月報內谷(部数)	必安は柱質	うち消費税	1佣 右	
年 月				円	円		
				円	円		
				円	円		
				円	円		
	合		計	円	円		

(注) 1「必要な経費」の欄は、制作費、広告費、役務費等について、当該経費別に事業費を記入すること。

2情報発信の方法欄にはHP、新聞広告等の情報媒体の種類を書くこと。なお、新聞広告等の媒体の場合は実績の報告の際に具体的な新聞名等も()で追記すること。 3新聞広告等の場合には、備考欄にエリア・配布部数を記入すること。

(3)その他()			
			必要な経費	うち消費税	備考
			Pi m	円	

円

円

(注)(1)・(2)の内容に該当しないものについては、(3)に必要な項目、その内容を記入すること。

第4 添付資料

- 1 果樹産地構造改革計画
- 2 実施要件を満たしていることがわかる資料(果樹共済加入推進協議会等の議事録等)
- 3 実績報告の際には、リーフレット、検討会報告書等の事業の成果物を添付すること。

番 号 年 月 日

社団法人〇〇県(道) 果実生産出荷安定基金協会 理事長 殿

(○○○産地協議会経由)

住 所 ○○○生産出荷組合 代表理事組合長

果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援事業対象者)の (変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、果樹経営支援対策事業実施計画(及び果樹未収益期間支援 事業対象者)について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 支援対象者から提出された果樹経営支援対策整備事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業 対象者申告書(別添4-1)
 - 2 支援対象者の住所地を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
 - 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
 - 4 産地協議会の事前確認報告書

※果樹経営支援対策推進事業実施計画の(変更)承認申請も、この様式に準じる。

別添4-4-1 (Iの第1の1 (7)のア (ア) 関係)

(支援対象者が直接提出する場合)

果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)交付申請書

年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会 理事長 殿

> 住所 氏名

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金 円を交付されたく関係書類を添えて(変更)申請します。

(注) 別添書類として、果樹経営支援対策整備事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(別添4-1号)の写しを添付する。

※果樹経営支援対策推進事業の補助金(変更)交付申請も、この様式に準じる。

生産出荷団体が支援対象者から委任を受けて代理申請する場合

年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会 理事長 殿

> 住 所 ○○○生産出荷組合 代表理事組合長

果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金 円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて(変更)申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹経営支援対策事業(及び果樹未収益期間支援事業)補助金の 受領に関する権限の委任を証する書面・・・別紙1
- 2 支援対象者別の果樹経営支援対策整備事業及び果樹未収益期間支援事業補助金明細 書・・・別紙 2
- (注)1 農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、 本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。
 - 2 別添書類として、果樹経営支援対策整備事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者 申告書(別添4-1)の写しを添付する。

委任状

住所

氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく果樹経営支援対策事業 (及び果樹未収益期間支援事業)補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任 します。

(委任者一覧)

番号	住所	氏名

別添4-4-2の別紙2

果樹経営支援対策整備事業及び果樹未収益期間支援事業補助金(変更)明細書

			1	憂良品目・品種						<u> </u>	小規模図			7171112				用水・かんれ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	果樹未収益	期間支援事	
番号	氏名	改植	直	新机	直	高拍	妾	園内道0	D整備	傾斜の約	緩和	土壌土原	國改良	排水路0	D整備	放任園均 防止対	策	備	がん水施設の全 備 権 補助金額合		補助金額合計	
		計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	計画面積 (受益面積)	補助金	П
		m²	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	円	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	円
		m²	円	m°	円	m²	円	m°	円	m°	円	m°	円	m²	円	m°	円	m°	円	m²	円	円
		m²	円	m°	円	m²	円	m²	円	m²	円	m²	円	m°	円	m²	円	m°	円	m²	円	円
		m	円	m°	円	m°	円	m°	円	'n	円	m°	円	m°	円	m°	円	m°	円	m°	PI	円
		m	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m²	円	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	円	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m²	円	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m	Ħ	ŕ	Ħ	m°	А	m²	Ħ	m°	Ħ	m°	А	m	円	m°	Ħ	ñ	Ħ	m°	Ħ	円
		m²	円	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	円	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m²	円	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	円	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m²	円	m°	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m²	円	m²	Ħ	m°	Ħ	m²	Ħ	円
		m	Ħ	ŕ	Ħ	m°	А	m²	Ħ	m°	Ħ	m°	А	m	円	m	Ħ	ñ	Ħ	m°	Ħ	円
		m°	円	m²	円	m°	Ħ	m²	円	m°	円	m²	円	m°	円	m²	円	m²	円	m²	Ħ	Ħ
	合計	m²	Ħ	m²	Ħ	m	Ħ	m	Ħ	m	Ħ	m	Ħ	m	Ħ	m²	Ħ	m²	Ħ	m²	円	—— 円

⁽注)計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

番 号 年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会 理事長 殿

(○○産地協議会経由)

住 所 ○○○生産出荷組合 組 合 長 理 事

果樹経営支援対策事業実績(及び果樹未収益期間支援事業対象者確定)報告 兼補助金支払請求書

実施要領別紙3のIの第1の1(8)のア(及び2(8)のア)、○○業務方法書及 び貴協会の業務方法書に基づき、果樹経営支援対策事業の実績(及び果樹未収益期間支 援事業対象者の確定)について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金円の支払を請求します。

- ※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あて支払われたく申し添えます。)
 - (注) 1 別添書類として以下のものの写しを添付する。
 - (1) 果樹経営支援対策整備事業実績報告兼果樹未収益期間支援事業対象者確 定報告(別添4-1)
 - (2) 果樹経営支援対策推進事業実績報告(別添4-2)
 - (3) 果樹経営支援対策事業に係る事後確認報告書
 - 2 果樹経営支援対策事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが 異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた 者の住所及び氏名を記入する。

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金 (変更) 交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、未 来型果樹農業等推進条件整備事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

	補助事業に	負担区分			
区分	要する経費	国(本年度国 庫補助金)	自己負担	備考	
	円	円	円		
未来型果樹農業等推進条件					
整備事業					
計					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額(又は収支精算額)

(1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上 刀	精算額	予算額	増	減	佣石
国庫補助金	円	円	円	円	円
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	備考	
上	精算額	予算額	増	減	佣石
	円	円	円	円	円
未来型果樹農業等推					
進条件整備事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、果樹経営支援対策整備事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(別添4-1)及び未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(別添5-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

果樹農業生産力増強総合対策

未来型果樹農業等推進条件整備事業 実施計画(兼実績報告)書

都道府県名:			
策定年度:	年度_	目標年度	度: 年度
支援対象者名:			
対象地域:			
実施する取組(該当するもの)を〇で囲む) :	新産地育成型・	既存産地改良型

第1 事業実施体制

支援対象者名	
産地協議会名	
代表者名	
産地協議会の構成員	JA〇〇、〇〇市農業委員会、〇〇共済組合、農業生産法人〇〇、農地中間管理機構
事務局	JAOO
担当者:	
住所:	
電話番号:	
e-mailアドレス:	
関係機関による支援 体制	都道府県、都道府県農業試験場、普及指導センター、市町村 等

第2 産地の概要

1 産地の概要

注 果樹の栽培、出荷状況、担い手の確保、労働力の確保等産地の現状と課題を記載すること。

2 栽培面積

(ha)

品目・品種	事業実施年度 又は前年度の面積	産地計画の目標設定年度の 目標面積(〇年度)

第3 本事業とは別の国費や県費等が投入された基盤整備事業との関連概要 (※ 該当がある場合に記載)

新産地育成型の例)平成〇年度着工の〇〇地区での〇〇事業により、水田〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また、用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、令和〇年度までに〇〇(品目名)の省力樹形・機械作業体系を導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の実現及び水田の高収益化を図る。

第4	事業実施	₩.+	41
弗 4	事未夫	ᄜᄼ	ŧΤ

例)基盤整備実施と並行し、りんご・なしの新植の準備として、早期成園化のための大苗を育成する。基盤整備が完了した園地から順次、新植を実施する。成園化までの間、幼木の管理作業を実施する。また、省力樹形の管理技術、作業機械の操作方法等を習得するための研修に取り組む。

第5 目標年度までの事業実施計画

1 目標年度

年度

2 目標年度までの本事業の実施面積

本事業を実施する 園地の場所 実施面積(ha)		管理主体		

- 注 目標年度までに、省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入する面積について記載すること。
- 3 省力樹形又は整列樹形を導入する品目・品種
- 例)りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培、うんしゅうみかんの慣行栽培の整列樹形
- 注 本事業で取り組む品目、品種を記載すること。
- 4 導入する機械作業体系
- 例)スピードスプレイヤー、高所作業台車
- 注 本事業で導入する作業機械を記載すること。
- 5 導入する省力樹形(整列樹形)・機械作業体系により期待できる効果
- 注 導入する省力樹形(整列樹形)・機械作業体系の概要及び効果について分かる資料を添付すること。

6 目標年度までの事業実施計画

(1)基盤整備事業 単位:ha、千円

	<u> </u>			
	区 分	1 年目 (事業開始年度)	〇年目 (事業終了年度)	合 計
実施	面積			
総事	業費			
国	庫補助金額			
É	1己負担額			

(2)果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業等

① 果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業

① 水固花日2	区分		1年目 (事業開始年度)	〇年目	〇年目	〇年目	〇年目 (目標年度)	수 計
小規模	支援対象面積							
園地整備	総事業費							
取組内容:	国庫補助金額							
()	自己負担額							
	品目・品種名: 3	支援対象面積						
新植	()	国庫補助金額						
改植	品目・品種名: 3	支援対象面積						
	()	国庫補助金額						
m 1.	支援対象面	〕 積						
用水・ かん水	総事業費							
施設の整備	国庫補助	金 額						
"EIX V) IE III	自己負担	額						
特認事業		〕 積						
	総事業費							
取組内容:	国庫補助金額							
()	自己負担額							
未収益期間								
支援	国 庫 補 助	力金額						

単位:ha、千円

注1: 支援対象面積、総事業費等については、果樹経営支援対策整備事業実施計画(兼実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書 (兼確定報告)(別添4-1)から転記すること。

2: 目標年度は、新植又は改植を行った年度の翌年度から起算して8年以内とすること。

3: 事業開始年度は、②の未来型果樹農業等推進条件整備事業の事業開始年度と同一年度とすること。

4: 小規模園地整備を実施する場合は、取組内容の()内に「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」 のいずれかを記入すること。

5: 事業実施主体特認事業を実施する場合は、取組内容の()内に当該特認事業の名称を記入すること。

② 未来型果樹農業等推進条件整備事業

		区 分	1 年目 (事業開始年度)	〇年目	〇年目	〇年目	〇年目 ^(目標年度)	合 計
早	大苗	育苗ほの面積						
期成	の	支 援 対 象 面 積						
発園	育成	国庫補助金額						
一に代	代替農.	営農 面積						
「気経」る営	地での営農	支 援 対 象 面 積						
発展に係る取組早期成園化、経営の継続	呂辰	国 庫 補 助 金 額						
続	省力技	支 援 対 象 面 積						
•	術研修	国庫補助金額						
機械・ 等導入	施設 、	支 援 対 象 面 積						
機械・ 等導入 機械・ リース	施設 導入	総事業費						
導入区		国庫補助金額						
()	自己負担額						

注: 未収益期間支援、大苗の育成、代替農地での営農及び省力技術研修に係る補助金額については、事業開始年度から 目標年度までの新植・改植面積の合計を基に算出すること。 7 成果目標値(事業により整備する園地における、10a当たりの作業時間当たり収穫量の向上)

<u> </u>	<u> </u>	
	作業時間 当たり収穫量	事後評価の検証方法(※定量的な検証ができること。)
基準年(a) (〇年度)		
事業実施年 (〇年度)		
〇年目(b) (〇年度)		
達成率 (a/b) %		
〇年目(c) (〇年度)		
達成率(a/c)%		
目標(d) (〇年度)		
達成率 (a/d) %		

- 注1 単位は「t/時間」とし、現状値からの向上を図ることとする。
 - 2 実績及び達成状況の算出根拠となる資料を添付すること(事業により整備した園地における作業時間当たり収穫量、 県・市町村の経営指標、試験場のデータ等)。
 - 3 育成期間中であり、収穫作業が発生しない年度は記載不要。
 - 4 必要に応じて年度の欄は追加すること。

第6 本年度の申請・取組内容

1 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組

(1) 大苗の育成

(· / × + H · · · 11//4			
対象品目名	対象面積 (新植・改植面積を 上限)	補助金額 (対象面積×20万円 /10a)	備考
	ha	円	
計			

注: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること(以下1及び2(1)において同じ)。 (2) 代替農地での営農

対象品目名 (代替農地で取り 組む品目)	改植面積 (A)	改植により 途絶する収益(B)	代替農地での 目標収益(C)	対象面積 (A)*((C)/(B)) (改植面積 を上限)	補助金額 (対象面積× 28万円/10a)	備考
	ha	Ħ	Ħ	ha	Ħ	
計						

注:「改植により途絶する収益」及び「代替農地での目標収益」について、裏付けとなる参考データを添付すること。

(3) 省力技術の研修

取組(技術導入調 査・講習会等)	対象面積 (改植面積の うち省力技術を 導入する面積)	補助金額 (対象面積× 3 万円/10a)	備考
	ha	Ħ	
計			

注:省力技術の導入に向けて、産地における現状と課題、目指すべき目標を整理した資料を添付すること。

2 機械・施設等の導入、機械・施設のリース導入

(1) リース導入に必要な費用

リース期間	内容		リースする機械・施設	必要な経費			備考
リーへ期间	八台		(能力、台数)等	必安は社員	うち国費	その他	湘石
				田	円	 迅	
	合	†		円	円	円	

(2)) I	リース	内	宓

品目名	機械・施設名	せ 様 製造会社名 型 式	台数	管理者	保管・設置場所	備考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(3)農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格(千 円)	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

- 注1 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は 一般的な実勢価格(税抜価格))を記載すること。
- 注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、 単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(4) リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式 (いずれかに〇)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 • 指名競争入札		

注「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(5)農業機械のリース料等

Ⅰ リース期間 B	開始月~終了月(※1)		年	月	?	年	月	(月)	備考
	リース借受日から〇年間(※2)							(年))佣 行
リース物件取得予定価格(消費税抜き)		1						(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)								(円)	
リース料助成申請額								(円)	
リース諸費用(消費税抜き)		4						(円)	
消費税								(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み)①-②-③+④+⑤								(円)	

リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に〇を記入すること)。

				,					
1 1	т	リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2		Ì	π	(リーフ物件価枚 _	硅方価收)	v 1/2	ł
!!!	1	ソース物件価格 ヘソース期间 / 間用半数 ヘ 1/2	1	1 1	ш	(リース物件価格 一	%11于1111111117	^ I/Z	Į.
!				<u> </u>					

- 注1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 - 2 リース事業者の見積書の写し(実績報告では契約書の写し)等を添付すること。
 - 3 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。
 - 4 別紙のチェック票を添付すること。
- (6) その他機械・施設、資材の導入

導入する機械・施設、資材	事業費		 備考		
等八りる版版「旭設、負的	一 未 其	国庫補助	自己負担	その他	1 拥
	円	円	円	円	
合 計					

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
 - 2 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

第7 活動評価と改善の方法

1 評価体制

(例)協議会の下に○○、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例)協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第8 必要経費

1 経費の配分と負担区分

一性質の配力と質点に力			負 担 区 分		
区分	事業費				備考
E 71	并	国庫補助	自己負担	その他	ני הוו
	円	円	円	円	
1 大苗の育成					
2 代替農地での営農					
3 省力技術研修					
4 機械・施設等の導入、機械・施設のリース導入					
合 計					

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
 - 2 4については、事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算(又は精算)

(1)	Ţ	又	入	の	部

<u> </u>		L		比較均	曽減	
区	分 	本年度予算額	本年度精算額	増	減	備考
		H	円	円	円	
国庫補助金						
自己資金						
その他						
合	計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較均	備考		
	本 中 及) 异 俄	本 并及相异的	増	減	1	
	円	円	円	円		
未来型果樹農業等推進条件整備事業						
合 計						

注 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

第10 事業完了予定(完了)年月日

年 月 日

別紙	(別添5-1	第6の2	(5)	関係
()	機械リース道	λ)		

チ	I	w	ク	靊

① ② ③ ④ ⑤ ⑥	入札や相見積もりはどなたが行いましたか。 自身で行った JAを通じて行った 農機販売店を通じて行った 市町村を通じて行った リース会社を通じて行った 輸入代理店を通じて行った 協議会が行った 宏の他()
1	入札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。) 明らかにしなかった ② 明らかにした	
方 ① ② ③	入札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。また、指 がはその理由を教えてください。) 指定していない ② 複数メーカーを指定した ③ メーカーを一社のみ指定した ② 機種を指定した	定をされた
	指定した理由:	
ع (آ	入札や相見積もりの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定され 比較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えまし 想定していた価格: 円 ① ほとんど変わらなかった ② 高かった	
3	高かった理由:	
4		1 · · · ·
		につづく>

- 5 リース会社の選定はどのように行いましたか。
 - ① 従来から利用しているリース会社を選定した
 - ② 複数社のリース手数料を確認して割安な会社を選定した
 - ③ JA等から斡旋されたリース会社を選定した
 - ④ 近隣に営業所があるリース会社を選定した
 - ⑤ その他(
- 6 リース手数料の内容について、リース会社から説明を受けましたか。
 - ① 受けた
 - ② 受けていない
- 7 リース手数料について、引き下げ交渉を行いましたか。
 - ① 引き下げ交渉は行っていない
 - ② 引き下げ交渉を行い、当初の提示よりも引き下げてもらった
 - ③ 引き下げ交渉を行ったが、当初の提示どおりだった

~以下は購入先の販売店から聞き取って記入してください。~

8 導入する農業機械の定価及び平均的な販売価格(実売価格、本体部分のみ、税抜き)、入札・相見積もり時の価格が実売価格と比較し、5%以上高い場合はその理由

(単位:円)

)

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し5%以上高い理由

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の実績について別紙のとおり 報告する。

また、併せて、下記のとおり未来型果樹農業等推進条件整備事業補助金 円の支払いを請求する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

	補助事業に要	負担	区分	
区分	する経費	国(本年度国庫補助金)	自己負担	備考
	円	円	円	
未来型果樹農				
業等推進条件				
整備事業				
計				

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち 国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額

(1)収入の部

ロ 八	本年度	本年度	比	較	世 土
区分	精算額	予算額	増	減	備考
	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上 刀	精算額	予算額	増	減	加力
	円	円	円	円	円
未来型果樹農業等推					
進条件整備事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、果樹経営支援対策整備事業実施計画兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(別添4-1)及び未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(別添5-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施状況について別 添のとおり報告します。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況確認シート
 - 2 その他必要な書類

未来型果樹農業等推進条件整備事業実施状況確認シート

都道府県名									
支援対象者名			代表者名						
目標年度		年度	(事業実施	E 年目)					
対象品目・品種		<u>'</u>							
導入した技術名称	及び概要								
(省力樹形又は整	列樹形・機								
械作業体系)									
1 成果目標の達成									
注 成果目標は事業	美計画書と同じものと	すること。							
基準年	目標	当該年の	カ宝徳						
(○年度)	(○年度)	□ □ ○ 年		達成率	備考				
(〇千度)	(〇千度)	(04	· (支)	(%)					
	っる 10a 当たりの作業								
2 実績及び達成	対状況の算出根拠とな	よる資料を認	系付するこ。	と(事業により整	備した園地における				
作業時間当たり	収穫量、県・市町村	けの経営指標	票、試験場の	のデータ等)。					
3 必要に応じて	て年度の欄は追加する	らこと。							
2 事業の取組状況	<u> </u>								
3 取組の総評									
3 取組の総評									
3 取組の総評									
3 取組の総評									
		0.25							
	翌年度計画への反映#	六 況							
	星年度計画への反映状	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
	星年度計画への反映状	₹況							

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、未来型果樹農業等推進条件整備事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況確認シート
 - 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
 - 3 その他必要な書類

未来型果樹農業等推進条件整備事業目標達成状況確認シート

都道府県名										
支援対象者名			代表者名							
		左		+/	た ロ)					
目標年度		年度	(事業実	他	年目)					
対象品目・品種										
導入した技術名称	. ,, ,									
(省力樹形又は整列樹形・機										
械作業体系)										
1 成果目標の達成	:状況									
注 成果目標は事業	 計画書と同じものと	・ナストレ								
位 /		.) 2	0							
基準年	目標									
基毕 中	日保	当該年	の実績		***	/ # : / .				
(○年度)	(○年度)	(〇年	三度)		達成率	備考				
	, - , - ,	, - ,	,	(%)						
注1 成果目標であ	る 10a 当たりの作業	は時間当た	り収穫量の	り単位	は「t/時間」	とすること。				
2 実績及び達成	状況の算出根拠とな	る資料を	添付するこ	_と	(事業により整	備した園地における				
作業時間当たり	収穫量、県・市町村	けの経営指	標、試験場	易のテ	・ータ等)。					
3 必要に応じて	年度の欄は追加する	こと。								
2 事業の取組状況										
	' :業等推進条件整備事	業の実施	作 沿							
(1) 水水主水烟辰	宋 守证些不口正 佣 于	未少天心	1/1/1/1							
(2)取組の総評										
L										

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度未来型果樹農業等推進条件整備事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で導入した省力樹形又は整列樹形、機械作業体系の内容及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

事業実施後の状況			目標		改善計画			
基準年 (○年度)	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	(○年度)	達成率 (%)	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	達成率 (%)	

- 注1 成果目標である作業時間当たり収穫量の単位は「 t /時間」とすること。
 - 2 成果目標を変更する場合は、計画時の数値を上段に()を付し、下段に新たな目標値を記載すること。
 - 3 改善計画の根拠となる資料を添付すること。
- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度新品目・新品種導入実証等事業補助金(変更)交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、新品目・新品種導入実証等事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

	補助事業に	負担	区分		
区分	要する経費	国(本年度国 庫補助金)	自己負担	備考	
	円	円	円		
新品目•新品種導入実証等事					
業					
計					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額(又は収支精算額)

(1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上 万	精算額	予算額	増	減	1佣 石
国库埃斯人	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

(2)支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
运 为	精算額	予算額	増	減	佣石
	円	円	円	円	円
新品目·新品種導入実 証等事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、新品目・新品種導入実証等事業実施計画(別添6-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

果樹農業生産力増強総合対策

新品目・新品種導入実証等事業実施計画 (兼実績報告)書

都道府県名: ————————	
事業実施年度:	年度_
支援対象者名:	
対象地域:	

第1 事業実施体制 支援対象者の概要

支援対象者名	〇〇市町村、JA〇〇
代表者名	
事務局	
担当者:	
住 所 :	
電話番号:	
e-mailアドレス:	

第2 事業の実施について

1 事業実施方針

注: 現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2 目指すべき目標

(いつまでにどのような目標を達成するのか、数値化の上、具体的に記入すること。)

第3 取組内容

1 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	事業		車 業 弗		車 業 毒 _					備考	
刑证时规	川田・物川	换的内台	7	す 未		木!		うち消費税	国庫補助	自己負担	その他	ᄪᄼ	
年 月					田	円	円	円	円				
	合	計											

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること(2、3も同様)。 2 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること(2、3も同様)。

2 適地条件調査等

調査時期	調査地	調査内容	調査者	事業費┌		車 業 弗			備考		
<u> </u>	初且地	神且内台	沙里 日	尹 ;	未 貝	うち消費税	国庫補助	自己負担	その他	III 건	
年 月					円	円	円	円	円		
	合	計									

3 実証ほの設置

導入品目	実施時期	実施場所	実施面積	 				負担区分		備考	
(品種)	大心时初	天心物历	大心田识			経費	うち消費税	国庫補助	自己負担	その他	NH 73
	年 月		m [*]		円	円	円	円	円		
					円	円					
					円	円					
					円	円					
	合	計			円	円					

注1 実証するために植栽する品目(品種)はすべて記入すること。 2 「必要な経費」の欄は、ほ場借上費、苗木購入費、実証用資材費などについて、当該経費別に事業費を記入すること。

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

	区分		業	費			負 担 区 分		備考
			事業費		国庫補助自		自己負担	その他	1 拥
				田		円	円	円	
1	検討会の開催								
2	適地条件調査等								
3	実証ほの設置								
	合 計								

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。 2 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算(又は精算) (1)収入の部

区 分	本年度予算額本年度精算額		比較均	備考	
<u> </u>	本 中 及 了 异 积	本	増減		1佣 石
	円	円	円	円	
国庫補助金					
自己資金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較均	曽 減	備考
	本 千 及	平中及相昇 做	増	減	1佣 75
新品目・新品種導入実証等事業	円	П	円	円	
合 計					

- 注1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。 2 適宜、行を追加して記入すること。

第 5	事業完了予定	(完了)	年日日
20 0	TALIA	()[]	ーフノロ

月

第6 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 3 その他、事業主体及び事業実施者が必要と認める資料

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度新品目·新品種導入実証等事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、新品目・新品種導入実証等事業の実績について別紙のとおり報告する。

また、併せて、下記のとおり新品目・新品種導入実証等事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

	 補助事業に要する	負担		
区分	一 経費	国(本年度国庫 補助金)	自己負担	備考
	円	円	円	
新品目・新品種導入				
実証等事業				
計				

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
运 刀	精算額	予算額	増	減	加力
国庫補助金自己負担金	円	円	円	円	円
計					

(2)支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
运 为	精算額	予算額	増	減	加力
	円	円	円	円	円
新品目·新品種導入実 証等事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、新品目・新品種導入実証等事業実施計画(別添6-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度新品目・新品種導入実証等事業収益状況報告

○年度において、貴協会の業務方法書第○条に基づき、補助金の交付決定があった新品目・新品 種導入実証等事業に関する 年度の収益の状況について、貴協会の業務方法書第○条に基づき、 下記のとおり報告する。

記

1	事業の目的及び内容	円
2	補助事業の成果の企業化による収益額	円
3	補助事業に関して支出された総額	円
4	企業化に係る総費用	円
5	補助金の確定額	円
6	前年度までの収益納付額	円
7	本年収益納付額	円

(注) 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

〇年度優良苗木生産推進事業補助金 (変更) 交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

	補助事業に	負担	負担区分		
区分	要する経費	国(本年度国 庫補助金)	自己負担	備考	
優良苗木生産推進事業	円	円	円		
== h					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額(又は収支精算額)

(1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上	精算額	予算額	増	減	佣石
	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上	精算額	予算額	増	減	湘石
海点状去头衣状状 毒	円	円	円	円	円
優良苗木生産推進事 業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、優良苗木生産推進事業実施計画(別添7-1別添)の写しを添付する。 なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。
 - 2 その他必要な書類

果樹農業生産力増強総合対策

優良苗木生産推進事業実施計画(兼実績報告)書

都道府県名: —————————			
事業実施年度:	年度	目標年度:	年
支援対象者名:			
対象地域:			

第1 事業実施体制 苗木生産コンソーシアムの概要

<u> </u>	,一 0/m文			
中核機関				
中核機関代表者名				
コンソーシアムの構 成員	○○県、○○産地協議会、□□産地協議会、△△種苗(種苗会社)			
事務局	○○産地協議会(JA○○)			
担当者:				
住 所 :				
電話番号:				
e-mailアドレス:				
会計担当者	〇〇産地協議会(JA〇〇)			
担 当 者 :				
住 所 :				
電話番号:				
e-mailアドレス:				
種苗会社	〇〇株式会社			
氏名及び住所(法人	の場合には名称及び代表者の氏名)			
 取り扱う指定種苗の	種類(野菜、果樹、花き等の作物区分)			
営業所の所在地				
苗木生産施設(ほ場)の所在地				
生産を行っている主	な品目・品種			

- 注 1 苗木生産コンソーシアムの推進体制がわかる資料を添付すること。
 - 2 産地協議会については、果樹産地構造改革計画を添付すること。

第 2	事業の	宝坛	1-0	ハア
55		ᆓᄴ	ιーノ	し・し

1 事業実施方針

注1: 現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2:種苗会社については、地域内の業者を基本とするが、地域外(県外)の業者の場合はその理由を記入すること。

2 成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内	
容	
事後評価の検証方法	

3 苗の生産を必要とする品種

協議会名	品目名	品種名	現在の栽培面積 (年度)	事業実施後 3年目の 改植面積 (年度)	苗木の必要 本数	うち本事業で の供給本数	備考
	計						
	計						
	合計						

注1: 品目・品種は産地計画で「生産を振興する品目・品種」に位置づけられたもののうち本事業で生産する品目・品種について記入すること。

2: 栽培面積の現在の欄は、事業を実施する年度の面積を記入すること。

3: 備考には、苗の生産が必要な理由(省力樹形導入のためフェザー苗が必要、新品種の導入等)を記入すること。

4: 適宜、行等を追加して記入すること。

4 苗木の生産計画

1 田外447工注前日	ほ				口括		育苗	本数		備考
 育苗ほの設置場所	場 面	管理主体名 管理主体名	品目	品種名	品種 登録 の	事業実施 後1年目	事業実施 後2年目		後3年目	
	積 (a)				有無		(年度)	(目標年) (年度)	うち出荷 本数	
例)	50	△△種苗	りんご	M9(台木)		100	100	100		○○と接ぐ 台木のため出荷はしない
	50	△△惶田	りんご	○○(フェザー苗)	有		100	100	100	

- 注1:「設置場所」の欄は、苗木生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
 - 2: 生産する品目・品種は、コンソーシアムを構成する産地協議会が産地計画において「生産を振興する品目・品種」とすること。ただし、台木の生産を行う場合を除く。
 - 3: 管理主体名は、苗木生産ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
 - 4: 生産する苗が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
 - 5: 登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
 - 6: 品種名には()書きで、出荷する予定の苗の状態(例:フェザー苗、1年生苗等)を記入すること。
 - 7: 台木を生産する場合は、備考に接ぎ木する品種を記入すること。
 - 8:目標年の出荷本数と3の「うち本事業での供給本数」は整合をとること。一致しない場合理由を備考に記入すること。
 - 9: 適宜、行等を追加して記入すること。

5 栽培実証ほの管理・作業の内容

育苗ほの	品種名		作業内容				
設置場所	四俚石	事業実施後1年目	事業実施後2年目	事業実施後3年目	備考		

- 注1: 苗木生産期間中における主な管理・作業等について記入すること。
 - 2:年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。
 - 3:適宜、行を追加して記入すること。

第3 取組内容

1 検討会の開催

12443 1213 12							
開催時期	内容	参加人数・対象	場所	必要な経費	(円)		備考
洲连吋拗	內在	多加八致	<u>*</u> 例が		うち国費	その他	川州つ
	Λ=1						
	合計						

2 苗木育苗ほの設置

(1) 苗木生産ほ場借り上げ代

育苗ほの設置場所	面積(a)	必要な経費(円)			備考	
月田はの設造物が	面槓(a)		うち国費	その他	1佣 行	
合計						

注:複数年(3年相当分を越えないこと)を計上する場合、実績報告の際には、2年目以降の経費については、領収書(写)等を添付すること。

(2) 苗木生産ほ場整備費

<u> </u>						
育苗ほの設置場所	機械・施設(能力、台数)等	必要な経費(円)			備考	
月田はの設直物が	放城・心政(化力、口奴)寺		うち国費	その他	湘石	
A =1						
合計						

注: ほ場毎に記入すること。

(3) 省力樹形用苗木の育成

対象品目名	対象面積 (改植・新植面積 を上限)	補助金額 (対象面積×20万円 /10a)	備考
	ha	Ħ	
計			

注1:対象面積は、本取組により育成した省力樹形用苗木を用いて改植又は新植を行う面積とする。

2: 本取組において支援対象となる省力樹形は、Iの第1の1(3)のアの表のうち1の(1)イにおける省力樹形とする。

第4 活動評価と改善の方法

1 評価体制

(例)コンソーシアムの下に○○、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表 者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例) コンソーシアムの代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区公	区分 事業費 同時出 0.74年 7.8年			備考	
	尹 未 其	国庫補助	自己負担	その他	1 拥
	円	円	円	円	
1 検討会の開催					
2 苗木育苗ほの設置					
3 省力樹形用苗木の育成					
合 計					

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。 2 補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

 - 3 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること(3を除く。)。

2 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区	Δ	本年度予算額	本年度精算額	比較均	備考	
<u> </u>	分	一	本 中 及 相 异 俄 	増	減	1
		円	円	円	円	
国庫補助金						
自己資金						
その他						
合	計					

(2)支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較均	備考	
	本 中 及 了 并 假	本千及相并做	増	減	I用 ~
	円	円	円	円	
優良苗木生産推進事業					
合 計					

- 注 1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。
 - 2 適宜、行を追加して記入すること。

第6 事業完了予定(完了)年月日

年	月	日

第7 添付資料

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 3 その他、事業主体及び事業実施者が必要と認める資料

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、優良苗木生産推進事業の実績について別紙のとおり報告する。 また、併せて、下記のとおり優良苗木生産推進事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区分 補助事業に要する経費	は出す光に田	負担区分			
		国(本年度国庫補助金)	自己負担	備考	
	円	円	円		
優良苗木生産					
推進事業					
計					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度	本年度 予算額	比	較	備考	
	精算額	予算額	増	減		
	円	円	円	円	円	
国庫補助金						
自己負担金						
計						

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	備考	
	精算額	予算額	増	減	湘石
海	円	円	円	円	円
優良苗木生産推進事 業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、優良苗木生産推進事業実施計画(別添7-1別添)の写しを添付する。 なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。
 - 2 その他必要な書類

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業の実施状況について別添のとおり報告します。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の優良苗木生産推進事業実施状況確認シート
 - 2 その他必要な書類

優良苗木生産推進事業実施状況確認シート

都道府県名								
支援対象者名				中核機関				
				及び代表				
				者名				
目標年度			年度	(事業実施	年目)		
1 事業の実施状況	兄							
	ほ場				品種	育苗	状況	
育苗ほの設置場所	面積	管理	品目	品種名	登録	前年	事業実施後	備
月田は少以巨勿川	ш ₁ (а)	主体名	пп н	四1里石	の	(年度)	○年目	考
	(a)				有無	(平反)	(年度)	
注:適宜、行等を追	追加 して	記入するこ	と。					
2 事業の取組状況								
優良苗木生産丼	推進事業	の取組状況						
3 取組の総評								
4 A W ~ 3m Hz ? =		T 685	45 No.					
4 今後の課題と	24度計	<u></u> 画への反映	状况					

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、優良苗木生産推進事業の目標達成状況について別添のとおり報告する。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の優良苗木生産推進事業目標達成状況確認シート
 - 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
 - 3 その他必要な書類

優良苗木生産推進事業目標達成状況確認シート

都道府県名									
支援対象者	名				中核機	関			
					及び代	表			
					者名				
目標年度				年	度(事業)	尾施 年	三目)		
	 				1				
1 成果目標	の達成岩								
成果目標									
成果目標の	具体的								
な内容									
検証方法及	び達成								
状況									
)				計	画		実績	責
育苗ほの設	ほ場	管理		口纸力	事業実施	後3年目	-	事業実施領	发 3年目
置場所	面積	主体名	品目	品種名	(目標年)	うち	(目標	票年)	うち
	(a)				(年度)	出荷本数	(年	F度)	出荷本数
注:適宜、行	等を追加	加して記	入するこ						
2 事業の取	組状況								
(1)優良苗	i 木生産技		の取組状	 院況					
(2) 取組	lの総評								

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で借り上げ、整備した育苗ほ場での苗木生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

1 // 10 / 10 / 10 / 10	NO FIGURE
成果目標	
成果目標の具体的	
な内容	
検証方法及び達成	
状況	

					目標の達成状況		改善計画			
育苗ほ	ほ場	管理			事業実施後	3年目	1年目		2年目	
の設置	面積	主体名	品目	品種名	(目標年)	うち		うち	(目標年)	うち
場所	(a)	土平石			(年度)	出荷	(年度)	出荷	(年度)	出荷
						本数		本数	(平反)	本数

注:適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 支援対象者名 所在地 代表者指名

○年度優良苗木生産推進事業収益状況報告書

○年度において、貴協会の業務方法書第○条に基づき、補助金の交付決定があった優良苗木生産推進事業に関する 年度の収益の状況について、貴協会の業務方法書第○条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	事業の目的及び内容	円
2	補助事業の成果の企業化による収益額	円
3	補助事業に関して支出された総額	円
4	企業化に係る総費用	円
5	補助金の確定額	円
6	前年度までの収益納付額	円
7	本年収益納付額	円

(注) 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業補助金 (変更) 交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、果 樹種苗増産緊急対策事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

	補助事業に	負担			
区分	要する経費	国(本年度国庫補助金)	自己負担	備考	
	円	円	円		
果樹種苗増産緊急対策事業					
計					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額(又は収支精算額)

(1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	- 備考	
上 万	精算額	予算額	増	減		
国库埃斯人	円	円	円	円	円	
国庫補助金						
自己負担金						
計						

(2)支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上	精算額	予算額	増	減	佣石
	円	円	円	円	円
果樹種苗増産緊急対 策事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画(別添7-1別添)の写しを添付する。 なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。
 - 2 その他必要な書類

果樹農業生産力増強総合対策

果樹種苗増産緊急対策事業実施計画(兼実績報告)書

都道府県名: ———————		
策定年度:	年度_	目標年度:
事業実施者名 _(輸入苗木供給推進コン	ソーシアム):	
対象地域:		

第1 事業実施体制

中核機関	
中核機関代表名	
 	都道府県: 産地協議会: 大学又は試験研究機関:
	その他:
事務局	〇〇産地協議会(JA〇〇)
担当者:	
住 所 :	
電話番号:	
e-mailアドレス:	
会計担当者	〇〇産地協議会(JA〇〇)
担当者:	
住 所 :	
電話番号:	
e-mailアドレス:	

注1: 苗木生産コンソーシアムの推進体制がわかる資料を添付すること。 2: 地域協議会については、果樹産地構造改革計画を添付すること。

第2 事業の実施について

1 事業の実施方針

注: 現状の問題点を踏まえて、事業の実施方針を記入すること。

2_成果目標	
目標年度	
成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

注:成果目標の具体的な内容については、事業実施3年後までに隔離検疫を終えて、輸入する予定の品種名を記入すること。

3 隔離栽培計画

(1) 輸入ぶどう苗木等の品目・品種

	/ 干削ノへへ	<u> </u>	E				
	品目	品種	輸入本数	輸入相手国	隔離検疫の期間	産地協議会への 出荷予定時期	配布希望産地協議会及び配布希望数 量
1年目							
		合計					
2年目							
		合計					
3年目							
		合計					

注1:「配布希望産地協議会及び配布希望数量」の欄には、配布希望の産地協議会名の後に()書きで配布数量を記入すること。

2: 事業実施3年後までに隔離検疫を終えて、輸入する予定の品種については、2の成果目標と整合をとること。

(2)	隔離栽培施設の構	要职

隔離栽培施設の場所	施設管理者	施設の面積	栽培可能本数	施設の概要
		m [*]	本	

連携	してじ	る植物	防疫所
ᄹᄓ	\cup	、の161%	リツング又1八

注: 担当課、係まで記入すること

第3 取組内容

1 現地検討会・講習会等の開催

<u> </u>	時日女 (4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
開催時期	内容	参加人数・対象	場所	必要な経費	(円)		備考
刑性时期	八谷	参加八数· 对象	一切り		うち国費	その他	1佣行
	合計		•				

2 隔離栽培用施設の修繕等

作成時期	内容	機械・施設(能力、台数)等	必要な経費	(円)		備考
1月火町初	74	1成1成 1地段(形力、 口致) 守		うち国費	その他	川つ
	合計					

注 施設の見取り図、修繕等の内容がわかる資料を添付すること。

うち リースによる機械・施設の導入

リース期間	内容		必要な経費	(円)		備考
リーへ期间		数)等		うち国費	その他	洲石
	合計					

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数	管理者	保管·設置場所	備考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(2)農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格 (千円)	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格 (税抜価格))を記載すること。

注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した 計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(3)リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式 (いずれかに〇)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

(4)農業機械のリース料等

リース期間	開始月~終了月(※1)			年	月	~		年	月	(月)	備考
ソーへ朔间	リース借受日から〇年間(※2)									(年)	1佣 右
リース物件取得予定価を	格(消費税抜き)	1								(円)	
リース期間終了後の残る	存価格(消費税抜き)	2								(円)	
リース料助成申請額		3								(円)	
リース諸費用(消費税扱	(き)	4								(円)	
消費税	消費税									(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤										(円)	
リース料助成申請額③	リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に〇を記入すること)。										
T → 45/4.	T-15 1 → H088 / エトロケット 1/0		[. / 4		 + 4+	- / 14- \	1 /0	

I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2	Ⅱ (リース物件価格 — 残存価格) × 1/2
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

- 注 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。 2 リース事業者の見積書の写し(実績報告では契約書の写し)等を添付すること。 3 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。 4 別紙のチェック票を添付すること。

第4 活動評価と改善の方法

1 評価体制

「(例)協議会の下に○○、××、□□から構成される評価委員会を設置し、毎年度ごとに各取組の実施状況について評価を行い、代表者に報告するものとする。

2 評価に対する改善

(例)協議会の代表者は、評価委員会に改善を要するとされた取組について、改善計画を作成するものとする。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分		業	費		負 担 区 分		備考
		未り		国庫補助	自己負担	その他	1佣 右
			円	円	円	円	
1 現地検討会・講習会等の開催							
2 隔離栽培用施設の修繕等							
合 計			·				_

注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

² 事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算(又は精算) <u>(1)収入の部</u>

区分		本年度予算額	本年度精算額	比較均	備考	
<u> </u>	/1	本 千 及 广 并 嵌	本十及相并 做	増	減	I用 つ
		円	円	円	円	
国庫補助金						
自己資金						
その他						
合	計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較均	備考		
	本 中 及	平 中及相异的	増	減	1佣 行	
	円	円	円	円		
果樹種苗増産緊急対策事業						
合 計						

注1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。 2 適宜、行を追加して記入すること。

第6 事業完了予定(完了)年月日

年	月	日

別紙	(別添8-1	第3の2	(4)	関係)
()	機械リース道	λ)		

チェック票

1	1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	入札や相見積もりはどなたが行いましたか。 自身で行った JAを通じて行った 農機販売店を通じて行った 市町村を通じて行った リース会社を通じて行った 輸入代理店を通じて行った 協議会が行った なの他()
2	1	入札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。 明らかにしなかった 明らかにした
3	まで ① ② ③	入札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。 た、指定をされた方はその理由を教えてください。 指定していない 複数メーカーを指定した メーカーを一社のみ指定した 機種を指定した 指定した理由:
		旧足した柱田・
4	اع	入札や相見積もりの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定される価格 比較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えましたか。
		想定していた価格: 円
	_	ほとんど変わらなかった <u>高かった</u>
		高かった理由:
	3	安かった 安かった理由:
	4	わからない
		<裏面につづく>

- 5 リース会社の選定はどのように行いましたか。
 - ① 従来から利用しているリース会社を選定した
 - ② 複数社のリース手数料を確認して割安な会社を選定した
 - ③ JA等から斡旋されたリース会社を選定した
 - ④ 近隣に営業所があるリース会社を選定した
 - (5) その他(
- 6 リース手数料の内容について、リース会社から説明を受けましたか。
 - ① 受けた
 - ② 受けていない
- 7 リース手数料について、引き下げ交渉を行いましたか。
 - ① 引き下げ交渉は行っていない
 - ② 引き下げ交渉を行い、当初の提示よりも引き下げてもらった
 - ③ 引き下げ交渉を行ったが、当初の提示どおりだった
 - ~以下は購入先の販売店から聞き取って記入してください。~
- 8 導入する農業機械の定価及び平均的な販売価格(実売価格、本体部分のみ、税抜き)、入札・相見積もり時の価格が実売価格と比較し、5%以上高い場合はその理由

(単位:円)

)

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し5%以上高い理由

番 号

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の実績について別紙のとおり報告する。 また、併せて、下記のとおり果樹種苗増産緊急対策事業補助金円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

	補助事業	負担	区分	
区分	に要する	国(本年度国庫補	白コム和	備考
	経費	助金)	自己負担	
	円	円	円	
果樹種苗増産緊急対策事業				
計				

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち 国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税 額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度	本年度	比較		備考
公 刀	精算額	予算額	増	減	洲石
	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

年 月 日

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
运 为	精算額	精算額 予算額		減	佣石
	円	円	円	円	円
果樹種苗増産緊急対 策事業					
計					

(注) 別添書類として、次の写しを添付する。

- 1 別添書類として、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画(別添8-1別添)の写しを添付する。 なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を 加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 その他必要な書類

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の実施状況について別添のとおり報告します。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の果樹種苗増産緊急対策事業実施状況確認シート
 - 2 その他必要な書類

果樹種苗増産緊急対策事業実施状況確認シート

都道府県名					
事業実施者名			中核機関 及び代表 者名		
目標年度	年度		(事業実施	年目)	
1 事業の実施状況					
隔離栽培施設の場所		施設管理者	施設の	面積	栽培可能本数

注:担当課、係まで記入すること

連携している植物防疫所

	品目	品種	輸入本数	隔離検疫 の期間	配布時期 (予定)	配布先 (本数)	備考
前年							
	電車	+					
○年目 (年度)							
	言	+					

注:適宜、行等を追加して記入すること。

2	事業の取組状況
	果樹種苗増産緊急対策事業の取組状況

3	取組の総評				

4	今後の課題と翌年度計画への反映状況

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹種苗増産緊急対策事業の目標達成状況について別添の とおり報告する。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況確認シート
 - 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
 - 3 その他必要な書類

果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況確認シート

都道府県	:名							
事業実施	者名				中核機関			
					及び代表			
					者名			
目標年度				年度	(事業実施	年目)		
1 成果	目標の達成	戈状況						
成果目標								
成果目標	の具体的	な内容						
検証方法	及び達成	状況						
					計	画	実	績
			±∧ →	p→ →// 1 ∧ →				
品目	品利	重	輸入	隔離検疫	3年目(年度)	3年目	(年度)
			本数	の期間	111 ## ##	山世史	山井吐地	山世出
					出荷時期	出荷先	出荷時期	出荷先
	⇒1							
20 24 4	計	4. L						
汪:適宜、	行等を記	旦加 して	こ記入するこ	٤.				
0 本米/	도 다음 상태 시 E X	-						
	の取組状況		1.然ま光の氏	φπ. 4 [x.5m				
	助性田 瑁 <u>/</u>	主祭念》	対策事業の取	祖认优				
(2) E	 反組の総言	平						

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で整備した隔離栽培施設での隔離検疫の実施状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

* //* / //// -	
成果目標	
成果目標の具体的	
な内容	
検証方法及び達成	
状況	

			77 克化	目標の達成状況		改善計画			
品目	品種	輸入	隔離 検疫			1年目(年	三度)	2年目(年度)	
	口口 1里	本数	の期間	出荷時期	出荷先	出荷時期	出荷	出荷時期	出荷
			^ > 291 lp1				先		先
言	 								

注:適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度果樹種苗増産緊急対策事業収益状況報告書

○年度において、貴協会の業務方法書第○条に基づき、補助金の交付決定があった果樹種苗増産 緊急対策事業に関する 年度の収益の状況について、貴協会の業務方法書第○条に基づき、下記 のとおり報告する。

記

1	事業の目的及び内容	円
2	補助事業の成果の企業化による収益額	円
3	補助事業に関して支出された総額	円
4	企業化に係る総費用	円
5	補助金の確定額	円
6	前年度までの収益納付額	円
7	本年収益納付額	円

(注) 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

〇年度花粉専用園地育成推進事業補助金 (変更) 交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、貴協会の業務方法書第○条に基づき、 花粉専用園地育成推進事業補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

	補助事業に	負担	区分		
区分	要する経費	国(本年度国庫補助金)	自己負担	備考	
	円	円	円		
花粉専用園地育成推進事業					
計					

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

4 収支精算額(又は収支精算額)

(1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上 刀	精算額	予算額	増	減	加州石
	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	精算額	予算額	増	減	1佣 与
	円	円	円	円	円
花粉専用園地育成推 進事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添書類として、花粉専用園地育成推進事業実施計画(別添9-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所 を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

果樹農業生産力増強総合対策

花粉専用園地育成推進事業実施計画 (兼実績報告)書

都道府県名:			
事業実施年度:	年度	目標年度:	年度
支援対象者名:			
対象地域:			

第 1	事業実施体制							
支	援対象者の概要 対象者名(農業	<u> </u>						
又抜 去夕	対象有名(展末 又は生産出荷団							
体名								
代表	者名(以下、生							
産出	荷団体の場合)							
事務担住電	局							
担	当者	:						
	所 , 話 番 号	:						
e-	, 品 宙 ヶ mailアドレス							
		· ,						
	事業の実施に	ついて						
1	事業実施方針							
注	:現状の問題点	を踏まえて、事業の実施力	5針を記入すること。					
2	成果目標							
成果								
成果 容	目標の具体的な内							
	評価の検証方法							
3	花粉の供給を必	要とする品種		1 + 114 + 15 16 1/s			T	
協議会名			現在の栽培面積	事業実施後 5年目の新植・	花粉の			
商金	品目名	品種名	(a)	5年日の新他・ 改植面積	した材の 日標数量	うち本事業で	備	考
五			(年度)	(年度)	口 惊 蚁 里 (g)	の生産量		
<u> </u>			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	+ <i>i</i> Z/	(8/	<u> </u>		
	計							
	計		1	<u> </u>		<u> </u>		

合計

- 注1: 品目・品種は産地計画で「生産を振興する品目・品種」に位置づけられた品目・品種を記入すること。
 - 2: 現在の栽培面積の欄は、事業を実施する年度の面積を記入すること。
 - 3: 適宜、行等を追加して記入すること。

4 花粉の供給計画

ほ場の設置場所	ほ場 面積 (a)	管理主体名	品目	品種名	品種 登録 の 有無	事業実施	か生産量 事業実施 後〇年目 (年度)	(g) 事業実施 後5年目 (目標年) (年度)	備考
			(例)なし						
			(例)キウイ フルーツ						

- 注1:「設置場所」の欄は、花粉生産ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。
 - 2: 管理主体名は、花粉生産ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
 - 3: 生産する花粉が登録品種であれば、「品種登録の有無」の欄に「有」を記入すること。
 - 4: 登録品種の場合、備考欄に育成者の許諾を受けるなど増殖に問題がない旨を記入すること。
 - 5: 適宜、行等を追加して記入すること。

5 花粉生産ほの管理・作業の内容

ほ場の	品目•品種名 -		備考		
設置場所	四日·四性 	事業実施後〇年目	事業実施後〇年目	事業実施後〇年目	l/⊞ 2⊃

- 注1:花粉生産期間中における主な管理・作業等について記入すること。
 - 2:年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。
 - 3:適宜、行を追加して記入すること。

第3 取組毎の内容

1 検討会の開催

開催時期	内容	会加入粉 · 社会	場所	必要な経費	備考		
刑性时期	700	参加人数・対象			うち国費	その他	1用 75
	合 計	t					

2 小規模園地整備

取組内容	園地の 所在地	管理 主体	計画面積(受益面積)	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業量 (延長、 幅員)	事業費	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	補助金	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
			m [*]	m [*]	m [®]		円	円	円	円	円	円			
			合	計			Ħ	円	円	円	円	円			

- 注1 「取組内容」の欄には、「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壌土層改良」、「排水路の整備」、「用水・かん水施設の整備」のいずれかを実施すること。
 - 2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には 「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること(以下同じ)。

3 新植・改植(なし、キウイフルーツ、りんご等)

取組内容 (新植又 は改植)	導入品目 (品種)	(改植の場合) 現況の品目 (品種)	園地の 所在地	管理 主体	計画 面積 (受益 面積)	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業量 (植栽する 苗木の本 数)	助成単価	補助金	当年度 完了 (予定) 分	次年度 完了 (予定) 分	事業 着工 (予定) 年月日	事業 完了 (予定) 年月日	備考
					m [®]	m [*]	m [®]		円/㎡	Ħ	円	円			
			合	計					円/㎡	円	円	円			

4 花粉専用樹の育成管理

. 10 1/3 1/3 1/3 1/2 1/3			
対象品目名	対象面積 (新植・改植面積を 上限)	補助金額 (対象面積×11万円 /10a)	備考
	ha	円	
合 計			

5 機械・施設のリース導入

リース期間	内容	リースする機械・施設 (能力、台数)等	必要な経費			備考	
) 八州山	L14	(能力、台数)等	必安は紅貝	うち国費	その他	בי הו	
			円	円	円		
	슴 計		円	円	円		

(1) リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数	管理者	保管・設置場所	備考

注 対象機械が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記載すること。

(2) 農業機械・施設をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械名	リース物件価格(千円)	リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格)) を記載すること。

(3) リース機械の納入業者の選定方法の計画

入札方式(いずれかに〇)	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 · 指名競争入札		

注 「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記載すること。

注2 「リースする機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその 根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

(4)農業機械のリース料等

リース期間	開始月~終了月		年	月	~	左	₹ 月	(月)	備考
リーへ朔间	リース借受日から〇年間						(年)	1/11 /5	
リース物件取得予定価格(リース物件取得予定価格(消費税抜き)							(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き) ②								(円)	
リース料助成申請額 ③								(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	4	(円)					(円)	
消費税		(5)	(円)					(円)	
事業実施主体負担リース料	事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤							(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に〇を記入すること)。									
I リース物件価格 × リース期間 / 耐用年数 × 1/2 Ⅱ (リース物件価格 ー 残存価格) × 1/2									

- 注 1 リース事業者の見積書の写し(実績報告では契約書の写し)等を添付すること。 2 複数の農業機械をリース導入する場合、表を追加し、機械ごとに記載すること。 3 別紙のチェック票を添付すること。

第4 必要経費

1 終典の配公と台田区公

_ 柱負の能力と負担区力			
区分	事業費	負 担 区 分	備考
	尹 未 其	国庫補助 自己負担 その	の他
	円	円	Ħ
1 検討会の開催			
2 小規模園地整備			
3 新植・改植			
4 花粉専用樹の育成管理			
5 機械・施設のリース導入			
合 計			

- 注1 「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。
 - 2 新植等の補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。
 - 3 1、2及び5は事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算(又は精算) _(1)収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較	比較増減			
	不干及了并 跟	本一及相并 版	増	減	備 考		
		PI PI	l H	円			
国庫補助金							
自己資金							
その他							
合 計							

(2) 支出の部

区分			比較増減		備考
	本中及了异般 本中及相异 	本年度精算額	増	減	1佣 有
花粉専用園地育成推進事業	円	円	円	円	
合 計					

注1 経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

华 6	事業完了予定	(中マ)	左日口
弗り	争表元「ヤ正	(元.[)	平月日

年	月	В
l e	/ .	

第7 添付資料

事業実施主体及び事業実施者が必要と認める資料

² 適宜、行を追加して記入すること。

チェック票

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	
1	.札や相見積もりの際に助成金を活用することを明らかにしましたか。 明らかにしなかった 明らかにした
方は ① ② ③ ④	.札や相見積もりを行う際にメーカーや機種を指定しましたか。また、指定をされた :その理由を教えてください。 指定していない 複数メーカーを指定した メーカーを一社のみ指定した 機種を指定した 情定した理由:
	れや相見積もりの結果は、助成金を活用せずに購入する場合に想定される価格 較してどのように感じましたか。また、その理由をどのように考えましたか。
木	想定していた価格: 円
<u>2</u> _	ほとんど変わらなかった 高かった
	高かった理由:
	安かった 安かった理由 :
4	わからない
	<裏面につづく>

- 5 リース会社の選定はどのように行いましたか。
 - ① 従来から利用しているリース会社を選定した
 - ② 複数社のリース手数料を確認して割安な会社を選定した
 - ③ JA等から斡旋されたリース会社を選定した
 - ④ 近隣に営業所があるリース会社を選定した
 - ⑤ その他(
- 6 リース手数料の内容について、リース会社から説明を受けましたか。
 - ① 受けた
 - ② 受けていない
- 7 リース手数料について、引き下げ交渉を行いましたか。
 - ① 引き下げ交渉は行っていない
 - ② 引き下げ交渉を行い、当初の提示よりも引き下げてもらった
 - ③ 引き下げ交渉を行ったが、当初の提示どおりだった

~以下は購入先の販売店から聞き取って記入してください。~

8 導入する農業機械の定価及び平均的な販売価格(実売価格、本体部分のみ、税抜き)、 入札・相見積もり時の価格が実売価格と比較し、5%以上高い場合はその理由

(単位:円)

)

定価	実勢価格	導入価格	実売価格と比較し5%以上高い理由

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度花粉専用園地育成推進事業実績報告兼補助金支払請求書

貴協会の業務方法書に基づき、花粉専用園地育成推進事業の実績について別紙のとおり報告する。

また、併せて、下記のとおり花粉専用園地育成推進事業補助金 円の支払いを請求する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

	補助事業	負担	区分	
区分	に要する	国(本年度国庫補	占 ¬ 為 ₩	備考
	経費	助金)	自己負担	
	円	円	円	
花粉専用園地育成推進事				
業				
計				

- 注 備考欄には、消費税仕入れ控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
- 3 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

年 月 日

- 4 収支精算額
- (1)収入の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
丛 刀	精算額	予算額	増	減	1胂 石
	円	円	円	円	円
国庫補助金					
自己負担金					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度	本年度	比	較	備考
上	精算額	予算額	増	減	1佣 45
	円	円	円	円	円
花粉専用園地育成推 進事業					
計					

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
- 1 別添書類として、花粉専用園地育成推進事業実施計画(別添8-1別添)の写しを添付する。

なお、計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書)した該当資料ページを添付して提出すること。

2 その他必要な書類

番号年月

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度花粉専用園地育成推進事業の実施状況の報告について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、花粉専用園地育成推進事業の実施状況について別添の とおり報告します。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の花粉専用園地育成推進事業実施状況確認シート
 - 2 その他必要な書類

花粉専用園地育成推進事業実施状況確認シート

都道府県名								
事業実施者名				中核機	関			
				及び代表	表			
				者名				
目標年度			年度	(事業実	施年	∄)		
1 事業の実施状	況							
- 17/01/2007						花粉の生	産量 (g)	
	ほ場	管理		- 44 /	品種	事業実施後	事業実施後	備
育苗ほの設置場所	面積	主体名	品目	品種名	登録の	○年目	○年目	考
	(a)				有無	(年度)	(年度)	
注:適宜、行等を 2 事業の取組状		て記入する	こと。					
を		生車業の取る	阳小节					
10 初 守 用 图 地	月八八世世	三学未り以)	14/1/1/1					
3 取組の総評								
4 今後の課題と	翌年度記	十画への反	映 状況					

番 号 年 月 日

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度花粉専用園地育成推進事業の目標達成状況の報告について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、花粉専用園地育成推進事業の目標達成状況について別 添のとおり報告する。

- (注) 別添書類として、次の写しを添付する。
 - 1 別添の花粉専用園地育成推進事業目標達成状況確認シート
 - 2 必要に応じて実施状況報告を添付すること
 - 3 その他必要な書類

花粉専用園地育成推進事業目標達成状況確認シート

如光片旧夕								
都道府県名	h				H ++ +//	日日 ファッド		
事業実施者	名				中核機			
口捶左庄				左 8	代表者名			
目標年度				年月	度 (事業)	<u>実施</u> 年目)		
1 8 8 9 1	あるより	HZ VIII						
1 成果目標	長の達成?	1/\ (7L						
成果目標の) E #							
成果目標の	ノ兵 14							
的な内容	トマド本							
検証方法及 成状況	び達							
风机优								
	1	<u> </u>	<u> </u>			 花粉の供	公 弘 両	
				-			和可凹	
育苗ほの	ほ場	管理			Ē	計画	集	ミ 績
設置場所	面積	主体名	品目	品種名	事業実加	奄後 5年目	事業実施	短後 5 年目
版 医 物///	(a)	T 14-71			(目標年)	うち本事業で	(目標年)	うち本事業
					(年度)	の生産量	(年度)	での生産量
					1 27		- 1 27	1 1 11/11
注:適宜、行	空を迫っ	<u> </u> 加1 ア記	 オオスト	· ト				
	1 子で足/			- C o				
2 事業の取	如組狀況							
(1) 花粉専		育成推進:	事業の耳	文組状況				
, , , , , ,								
(2) 取組	1の総評							

都道府県法人等 理事長等

> 事業実施者名 所在地 代表者指名

○年度花粉専用園地育成推進事業における改善計画について

貴協会の業務方法書第○条に基づき、改善計画を実施することとしたいので、報告する。

記

- 1 改善計画の趣旨
- 2 事業で借り上げ、整備したほ場での花粉生産の状況及び取組の経過
- 3 成果目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業の実績及び改善計画

成果目標	
成果目標の具体	
的な内容	
検証方法及び達	
成状況	

				目標の達			改善言	計画		
育苗ほ	ほ場	hoho metre		n 44	事業実施後	5年目	1年		2年	目
の 設置場 所	面積	面積 管理 品	品目	品種 名	(目標年)	花粉の 生産量 (g)	(目標年) (年度)	花粉 の生 産量 (g)	(目標 年) (年 度)	花粉 の生 産量 (g)

注:適宜、行等を追加して記入すること。

- 5 改善方策
- 6 改善計画を実施するための推進体制

加工専用果実生産支援事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

公益財団法人 中央果実協会 理事長

殿

住 所 事業実施者 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の1の(4)のアに基づき、 下記のとおり加工専用果実生産支援事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 補助金交付申請額 内訳

事 業 内 容	事業費	補助金交付額	摘要
	円	田	
計			

注) 別添として事業実施計画書を添付する。

加工専用果実生産支援事業実施計画 (実績)

事業実施者名 担当者所属、氏名 電話番号 FAX メールアドレス

1 総括表

事 業 名	事業内容	市光弗	負担	区分	供老
事業名	事業内谷	事業費	補助金	事業実施者	備考
		円	円	円	

2	事業の目的			'	
3	事業の内容 (1) 検討会				
	検討会	開催時期	検討項目及び内容	参集者の構成 及び人数	備考
((2) 試作品開発	に当たっての)調査の実施(ニーズ	調査、反応評価等)(又は実績)
	実施場所	回数	調査対象及び人数	調査内容	備考

(3) 試作品の内容

試作品開発 時期	試作品の種類	原材料(うち果実の 品目、果実の割合等)	試作品のコンセプト	備考
年 月~年 月				

注) 備考に改良及び開発に必要な材料、資材等を記述すること。

(4) 栽培技術の実証

実証時期	実施場所	実証課題	実証内容	備考
年 月~年 月				

(5) マニュアル・調査報告書等の作成及び配布等

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考
		沿	

(6) 事業成果報告会・交流会

開催場所	開催時期	内容	参集者の構成 及び人数	備考

4 経費の配分

事業種目	事業に要する(又		負担区分		摘要
(取組名)	は要した)経費	補助金	自己負担	その他	個安
		B	円	П	
		1 1	1 1	1.1	

- 注) 1 負担区分その他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。
 - 2 事業種目の内訳として括弧書きで取組名ごとに記載すること。

5 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

6 収支予算

(1) 収入の部

	本年度予算額又	前年度予算額 又は本年度予	比較	増 減	備	考
区分	は本年度精算額	算額	増	減	7/用	与
A 1841	円	円				
補助金						
自己負担金						
その他						
計						

注) 備考の欄その他の内容を記入すること

(2) 支出の部

F /\	本年度予算額又	前年度予算額 又は本年度予	比較	増減	備	考
区分	は本年度精算額	算額	増	減	17用	与
	円	円				
補助金						
自己負担金						
その他						
計						

加工専用果実生産支援事業実績報告書兼支払請求書

番 号 年 月 日

公益財団法人 中央果実協会 理事長

殿

住 所事業実施者 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の1の(5)のアに基づき、 別添のとおり加工専用果実生産支援事業の事業実績を報告します。 併せて、下記のとおり補助金の支払を請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金実績額及び請求額 円
- 3 補助金実績額及び請求額 内訳

事 業 内 容	事業費	補助金実績額及び請求額	摘要
	円	円	
計			

注) 別添は、別添 10-1 に準ずるものとする。

国産果実競争力強化事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の2の(4)のアに基づき、 下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 今回交付額 前回交付額 残 額 計

2 今回補助金交付申請額 内訳

事業種目	事業費	補助金交付額	摘要
	円	円	
計			

国産果実競争力強化事業実施計画

事業実施者名 担当者所属、氏名 電話番号 FAX メールアドレス

1 事業の内容

(1) 部門別経営分析及び需要調査 ア 部門別経営分析・需要調査の目的及び効果

イ 部門別経営分析・需要調査の概要

取組事項	実施時期	取組内容	事業費	備考
ア部門別経			円	
営分析				
イ 需要調査			円	
計			円	

- 注) 取組内容の欄については、分析、調査の方法、スケジュール、実施体制等について 記入すること。
- (2) 果汁工場再編整備合理化 ア 工場合理化の目的及び効果

イ 工場合理化の概要

	<i>///</i> /		7 网络									
		現	状			計	画		合	理化	事業費	備考
	構	造	設備数	能力	構	造	設備数	能力	方	第		
合理化対象											円	
施設・設備												
000												
000												
労働力		年間	- 胃延べ人数			年間	 間延べ人数					
(常勤)				人				人				
(臨時雇)				人				人				
計				人				人				
合 計					I				<u>I</u>			

【労働力の月別内訳】

						現		‡	犬										計		[E	Đị					備	考
労働力	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計		
(常 勤) (臨時雇)																												
計																												

- 注) 1 搾汁部門の縮小、廃止を行う工場について記入すること。
 - 2 合理化方策の欄には、施設・設備については移設・廃棄を行う設備数、労働力については配置転換等を行う人数(現状と計画の差)を記入すること。
 - 3 製品製造計画について別表により作成の上、添付すること。
- (3) 原料供給体制再構築

ア 事業導入の目的及び効果

イ 事業の概要

輸	送	先	輸送距離	輸送数量①	左記輸送距離 におけるトン 当たり単価②	補助対象事業費 ①×②	備 考 (工場名)
			km	トン	円/トン	円	

(4) 高品質果汁等製造施設整備

ア 設備導入の目的及び効果

イ 設備導入の概要

施設名等	事業内容(構造、規格、能力等)	事業量(単価、台数、面積等)	事業費	備考
			円	

- 注) 1 備考には、施設所在地を記入すること。
 - 2 製品製造計画について別表により作成の上、添付すること。

(5)	휭	製品	• =	新	技術	の開	発促	建進	等		
-	r	新製	믺	•	新技	術開	発0	月C	的及	び効	果

イ 機械及び分析費等

17417177000	F 1 2 1 1					
項	目	事業	量	単 価	事業費	備考
					円	
合	計					

ウ 新製品等普及・啓発

_	7772411	1 0 1	10 /0					
	項	目	実施時期	事業内容	事業量(単価、回数等)	事業費	備	考
						円		
_	合	計						

- 注)1 分析機器等の機械を導入する場合、別紙にて導入する機械の用途及び必要性を整理すること。
 - 2 製品製造計画について別表により作成の上、添付すること。(新製品は備考欄に記入のこと。)

(6) 果実加工品等の需要増進

ア 健康への有益性に係る知識の普及等

項	目	実施時期	事業内容	事業量(単価、回数等)	事業費	備	考
					円		
合	計						

イ 消費拡大に資する人材育成

		/ 9/ 1/1/					
項	目	実施時期	事業内容	事業量(単価、回数等)	事業費	備	考
					円		
合	計						

- 注) 1 当該事業を実施する場合のみ、記述すること。
 - 2 「ア 健康への有益性に係る知識の普及等」には、若年層向け講座、企業と連携したセミナー、新たな摂取機会の提案等についてそれぞれ記入すること。
 - 3 「イ 消費拡大に資する人材育成」には、スーパー等の従業員向け、社員 食堂等の経営者向け等についてそれぞれ記入すること。

別表 製品製造計画等

ア 加工処理の現状

/ /// //	ことなったい												
加工施設名	原料果実名 (製品名)	1 日 当 た り 原	原料処理量 (t)			製品製造量 (t)					備考		
		料処理能力	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	ин У
		t											
合 計													

- 注) 1 1日当たり8時間として処理能力を記入すること。
 - 2 直近5カ年について記入すること。
 - 3 製品が果汁の場合は5分の1濃縮換算量を記入し、() 書きでうち ストレート果汁製造量を記入すること。

イ 加工処理の計画

(ア) 原料処理及び製品製造の年次計画

加工施設名	原料果実名(製品名)	原料処理量 (t)			製品製造量 (t)					備考		
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	VIII 3
合 計												

- 注) 1 1日当たり8時間として処理能力を記入すること。
 - 2 実施年度以降5カ年について記入すること。
 - 3 製品が果汁の場合は5分の1濃縮換算量を記入し、()書きでうち ストレート果汁の製造量を記入すること。
 - 4 備考欄に原料の自県産、他県産別の購入予定数量を記入すること。

(イ) 月別製品製造計画

区分	単位	1 日 当 た り 製		月別製造量									備	考		
		造能力	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
濃縮果汁が凍結濃縮	1/5t															
ストレート果汁	t															
副産物																

注) 1日当たり8時間として製造能力を記入すること。

(ウ) 管理運営計画

注) 当該事業で導入する施設等の管理主体、管理体制等について記入する。

ウ 収支計画

区分	当該事業 実施前年度	実施年度	年度	年度	年度	備	考
 売上高 売上原価 うち製造原価 販売費及び一般管理費 営業利益 (1-2-3) 							
営業外収支(損失) 経常利益(損失)							

注) かんきつ果汁部門について、記入すること。

エ 製造原価の見通し

	,	,	
項目	現状	年度	備考
1. 原材料費 2. 製造労務費 3. 製造経費 4. 製造管理費 5. 副産物収入			
合 計			

- 注) 1 計画年度は収支計画の最終計画年度と同様とすること。
 - 2 原料果汁の製造原価(1/5 濃縮換算)について記入すること。
 - 3 備考欄に主な諸元について記入すること。

才 添付資料

- (ア)工場設置位置図・・・5万分の1の地図に示すこと。
- (イ) 当該事業と既存の施設との関連を明らかにした配置図と施設周辺見取図 (電気委外線、給排水路、道路幅等を含む。)
- (ウ) 製品製造工程図
- (エ) 施設導入、工場の合理化、新製品等の開発に関する全体計画。
- (オ) 果汁工場の体質強化に係る基本計画。
- (カ) その他説明参考資料。

2 経費の配分

事業種目	事業に要する	負	担区	分	摘要
(取組名)	(又は要した) 経 費	補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	

- 注) 1 負担区分その他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。
 - 2 事業種目の内訳として()書きで取組名ごとに記載すること。
- 3 事業完了(予定) 年 月 日
- 4 収支予算

(1) 収入の部

σ Λ	本年度予算額 又は	前年度予算額 又は	比較	増減	備	± z.
区分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	17用	考
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円		
# <u></u>						

注) 備考の欄にその他の内容を記入すること。

(2) 支出の部

D /\	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	/ #	± z.
区分	(又は 本年度精算額)	又は 本年度予算額	増	減	備	考
	円	円	円	円		
計						

国産果実競争力強化事業実績報告書兼支払請求書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の2の(5)のアに基づき、 別添のとおり補助金の実績を報告します。

併せて、下記のとおり補助金の支払を請求します。

記

1 交付決定額 円

2 補助金実績額及び支払請求額 円

3 補助金実績額及び請求額 内訳

事業種目	事 業 費	補助金実績額及び請求額	摘 要
	円	円	
計	円	H	

注) 別添は、別添11-1に準じるものとする。

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の3の(6)のアの(ア)に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

注) あて先は、事業実施者が都道府県の区域を越えて事業を行う場合にあっては指定法人とすること。

記

1 補助金交付申請額

円 (変更前

円)

2 補助金交付申請額 内訳

事 業 内 容	事 業 費	補助金交付額	摘要
	円	円	
計	円	円	

(注)別添として事業実施計画書を添付する。添付する事業実施計画書は、第1の4の (4)のアからエまでの取組に準じた別添様式を活用し、作成すること。 (別添 12-1-1)

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画 (国産果実需要適応型取引手実証の取組)

1 総括表

菲米叶	系 事業費	負担区分		/++ : -+ x
事業内容		補助金	事業実施者	備考
	円	円	円	

2	事業の目的

3 事業の内容

(1) 供給・販売計画の作成

ア 検討会の開催

, DOLLA DIA	E			
検討会	開催時期	検討項目 及び内容	参集者の構成 及び人数	備考

イ 販売戦略検討のための需要調査

調査地域等	対象品目 ・品種	調査項目及び内容	実施時期	備考

ウ	生産	•	流通コス	ト分析
/	1 . /		1/11/2/11 - / 1	1 /1/1/1

	. > • • •			
調査対象	対象品目 ・品種	調査項目及び内容	実施時期	備考
①生産				
00				
②流通				
00				

(2) 計画的な取引の実施

ア 安定供給に向けた取組

<u> </u>		
項目	取組内容	備考

イ 流通の効率化・低コスト化への取組

項目	取 組 内 容	備考

ウ 国産果実の需要拡大への取組

項目	取組內容	備考

(3)報告書の作成

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考
	○供給・販売計画需要調査生産・流通コスト分析	部	
	○計画的な取引の実施・安定供給に向けた取組・流通の効率化、低コスト化に向けた取組・国産果実の需要拡大に向けた取組○総括		

4 経費の配分

事業種目	事業に要する	負	担 区 分	}	共
(取組名)	(又は要した) 経費	補助金	自己負担	その他	摘要
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注) 負担区分のその他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。 事業種目の内訳として、() 書きで取組名ごとに記載すること。

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区分		本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
	7,1	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	1
補助金 自己負 その他	担金	円	円	円	円	
⇒	+	円	円	円	円	

注) 備考の欄その他の内容を記載すること。

(2) 支出の部

区分		本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備考
),j	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	VIII ² -5
補助金 自己負 その他	担金	円	円	円	円	
111111111111111111111111111111111111111	+	円	円	円	円	

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画 (加工原料用果実の選別、出荷の取組)

事業実施者名 担当者所属、氏名 電話番号 メールアドレス

事業の	目的及び成	:果目標								
(1) 事業(の目的									
(2) 成果	目標									
		と実の出荷に	こより、農	農業所得	(再生産)	に繋れ	がる具体	体的な	目標を	詳組
に記	載すること	• 0								
- [+ 	o 1##. \									
2 協議会(
(1)協議会	会の名称									
(2) 所在	- lh									
(2) 17(11)	· [C									
(3)協議:	会構成員									
		∴ r	- <i>+</i>	l tla		عللد	115		7 <i>f</i> r 17	
名	称	所	f 在	地		業	種	争	務局	
	:) 事務局	欄には、協	議会の事	務局とな	る構成	員に〇	印を記	載する) ₀	

3 総括表

事类中态	本		負担区分		供字
事業内容	事業費	補助金自己負担		その他	備考
加工原料 用果芸 開出に係る 取組	円	円	円	円	
取組の成果、報告書の作成等に係る取組	円	田	田	円	
合計	円	円	円	円	

4 長期取引計画

果実名	長期契	用途	対象取			長期契約	出荷量(k	g)		関係
	約者名		引期間	等級 区分	〇〇 年産	〇〇 年産	〇〇 年産	〇〇 年産	〇〇 年産	農家数
計										

- 注) 1 長期契約者名欄には、契約を結んだ2者の名称を記入する。
 - 2 加工原料用果実の全ての区分について記入する。
- 5 加工原料用果実の取引価格(加工場渡し価格)の引き上げに係る目標
- (1) 取引価格の引き上げに係る目標

果実名	内容		Ē	目標取引価格	各		備考
木 大石	r 1 /1	○○年産	○○年産	○○年産	○○年産	○○年産	TIME 75

円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	

(2) 当該年の取引価格の引き上げに係る目標

果実名	前	j年産	(〇〇年	三産)	当該年産(○○年産)				至)	備考
	等級 区分	内容	取引 価格	長期契約 に基づく 出荷数量	区分	内容	取 5	引価格 ②-①	長期契約 に基づく 出荷数量	

- 注) 1 備考欄には、品種、品質又は大きさ等に基づく取引を新たに導入した 年若しくは既存の取引区分に新たに加工用果実の区分を加えた年を記入 する。
 - 2 前年産において、当該年産と同様の区分で取引が行われていた場合には、適宜当該年産の欄にある点線を前年産にも伸ばして記述する。

6 事業の内容

(1) 加工原料用果実選別出荷促進費の内訳

		1		
掛増し経費の区分	掛増しの具体的内容	対象数量	掛増し経費	備考
庭先選別経費 搬出経費 検査経費 保管経費		kg kg kg kg kg	円円円円円	
計			円	

注) 掛増し経費の区分欄については、適宜追加して記載する。

(2) 加工原料用果実選別出荷促進費の交付

١.	/4H==//1111/	19719746 1991 Hall 100 100 34 -	7414	
			掛増し単価	
	果実名	加工用果実出荷数量	(上限 30 円/kg)	交付総額

kg	円/kg	円

- 注)1 掛増し単価は6の(1)の掛増し経費の計を加工用果実出荷数量で除して得る。
 - 2 掛増し単価は、キログラムあたり30円を上限とする。
 - 3 交付総額は加工原料用果実出荷数量と掛増し単価の差額を乗じた額を記入する。

(3) 取組の成果及び報告書の作成等に係る取組

検討会

検討会	開催時期	検討項目及び内容	参集者の構成 及び人数	事業費	備	考
	年月日		人	円		

注) 開催時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、〇月〇 旬と記入する。

② 報告書等の作成

報告書等の名称	内容等	作成部数等	事業費	備	考
		部	円		

7 経費の配分

事業に要する(又は要	負担区分				
した)経費	補助金	自己負担	その他	摘要	
円	円	円	円		

- 注) 摘要の欄には、負担区分のその他の額の内訳等を記入する。
- 8 事業完了予定年月日(又は完了年月日)
- 9 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額(又 は本年度精算額)		比 較	増減	備	考
	(4年)及相异识	予算額)	増	減	N用 N用	7
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円		
計						

注) 備考の欄には、その他の内訳等を記入する。

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精	前年度予算額		増減	備	考
区分	算額)	予算額)	増	減	7/用	与
	円	円	円	円		
計						

(添付書類)

実施計画には以下の(1)~(6)を添付する。

- (1) 規約·役員名簿等
- (2) 長期契約書の写し(参考:別紙1)
- (3) 生産者団体等と長期契約先との合意書の写し(参考:別紙2)
- (4) 加工原料用果実価格引き上げ計画の写し(参考:別紙3)
- (5) 掛増し経費・単価を算定する(した) 根拠となる資料の写し
- (6) その他、都道府県法人が必要と認める書類

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画 (省力型技術体系等の導入の取組)

事業実施者名 担当者所属、氏名 電話番号 メールアドレス

				メー	ールアドレ	ス
	事業の目的及び) 産地の現状と					
(1)	生がシラがた					
(2)	取組内容					
	(注) 本事業	の目標も	含めて記載すること	0		
(3)) 対象品目と用	途				
	対象品目			用途		
	(注) 用途の欄 る品質等	-	「カットフルーツ用」 る。	などと具体的な月	用途及び実	需者が求め
2	総括表					
		声		負担区分		備考
	事業内容	事業費	補助金	自己負担	その他	佣石
		Р	円	円	円	
	合計					

3 目標

指標項目	現状 (○年度)	実績 (○年度)	目標 (○年度)
労働時間(梱包作業を 含む)(時間)			
単価(円/kg)			
単収の向上 (kg/10a)			
収益性(円/10a)			
E) 指標項目に記載するP	内容は、いずれかー	つ以上を目標として	選択する。なお、こ

(注) 指標項目に記載する内容は、いずれか一つ以上を目標として選択する。なお、これらの項目以外で本事業の取組を達成するための目標を掲げる場合は、新たに欄を設けることができるものとする。

4 省力型栽培技術体系等の実証と内容

実証課題	実証内容	実証面積(a)	備考

- (注) 備考欄には実証場所について記載すること。
- 5 果実の品質評価に係る取組

(対象品目:

評価項目 評価内容 備考

(注) 評価品目ごとに表を整理し、必要に応じて表を増やすこと。

- 6 事業の内容
- (1) 省力型栽培技術体系等の導入に係る経費の内訳
- ①省力型栽培技術体系等の実証に係る経費

費目 単価・数量 経費 備考

	円	
計	円	

②果実の品質評価に係る経費

対象品目	評価内容	経費	備考
		円	

(2) 取組の成果、報告書の作成等に係る取組

検討会

検討会	開催時期	検討項目及び内容	参集者の構成 及び人数	事業費	備	与
	年 月日		人	円		

注) 開催時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、○月○旬と記入する。

② マニュアル・調査報告書等の作成及び配布等

報告書等の名称	内容等	作成部数等	事業費	備	考
		部	円		

7 経費の配分

事業に要する(又は要	負担区分				
した)経費	補助金	自己負担	その他	摘要	
(検討会の開催) (省力型栽培技術体 系等の実証)	H	PI	円		

(果実の品質評価)		
(マニュアル等の作成)		

- 注) 摘要の欄には、負担区分のその他の額の内訳等を記入する。
- 8 事業完了予定年月日(又は完了年月日)
- 9 収支予算(又は精算)
- (1) 収入の部

F /	本年度予算額(又 前年度予算 は本年度精算額) (又は本年 予算額)					考
区分			増	減	備考	与
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円		
計						

(注) 備考の欄には、その他の内訳等を記入する。

(2) 支出の部

	区 分	(又は本年度精 (又)	予算額 本年度精前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減			考	
				増	減	備	与	
			円	円	円	円		
	<u></u>	+						

(添付書類)

実施計画には以下の(1)~(4)を添付する。

- (1) 定款(又は規約)・役員名簿等
- (2) 実証予定の省力化技術体系の根拠(現状及び設定した目標の実現性が詳細にわかるものを含む)となる資料(研究成果等)
- (3) 省力型栽培技術体系等の実証に必要な機械・機器 (レンタル・リース) 等について、メーカー、型番、能力等が記載された資料
- (4) その他、都道府県法人が必要と認める書類

ア検討会の開催、

イ 有機栽培への

合計

事例調査等

転換

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業実施計画 (有機果樹栽培の導入の取組)

事業実施者名 担当者所属、氏名 電話番号 メールアドレス

円

a

1	事業の目的及び目標			<i>,</i> , , , ,	, , , , , ,	
	現状と課題					
(2)) 取組内容					
(3)	 (注)本事業の目標も)対象品目と用途	含めて記載す	っること。			
(0)	対象品目			 用途		
	(注) 用途の欄には、 る品質等を記載 [*]		レーツ用」などと	と具体的な用途	及び実需者	が求め
2	総括表					
事業内容 事業費 負担区分						備考
		又は 助成単価	補助金	自己負担	その他	加力

(注)事業内容が有機栽培への転換の場合、備考欄へ対象面積(単位:a)を記載すること。

15 万円/10a

円

2	事業の	九次
o .	サポリノ	四十二

(1)検討会の開催、事例調査

ア 検討会の開催

			,	,
検討会	開催時期	検討項目 及び内容	参集者の構成 及び人数	備考

イ 事例調査

1 1/1/1/11				
調査地域等	対象品目 ・品種	調査項目及び内容	実施時期	備考

⁽注) 実施時期の欄は、日程が具体的に決まっていない場合は、○月○旬と記入する。

(2) 有機栽培への転換の実施

対象品目 ・品種	対象面積 (単位:a)	取組内容	実施時期	備考

⁽注1) 取組内容の欄には、有機栽培への転換に要する施肥・防除等に必要な導入資材について記載するとともに、資材導入以外での取組についても記載すること。

(3) マニュアル・調査報告書の作成及び配布等

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考
		恐	

4 経費の配分

⁽注2) 備考欄には、有機栽培へ転換する園地の場所について記載すること。

事类1z m 4 7 (刀以m		負担区分		
事業に要する(又は要した)経費	補助金	自己負担	その他	摘要
(検討会の開催)	円	円	円	
(事例等調査)				
(有機栽培への転換)				
(マニュアル等の作成)				

- (注) 摘要の欄には、負担区分のその他の額の内訳等を記入する。
- 5 事業完了予定年月日(又は完了年月日)
- 6 収支予算(又は精算)
- (1) 収入の部

区分	本年度予算額(又 は本年度精算額)		比較	増 減	備	考
区分	(4年)及相异识》	予算額)	増	減	7/用	与
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円		
計						

(注) 備考の欄には、その他の内訳等を記入する。

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精	前年度予算額		増減	備	考
	算額)	予算額)	増	減	7/用	与
	円	円	円	円		
計						

(添付書類)

実施計画には以下の(1)~(3)を添付する。

- (1) 有機栽培への転換に取り組む場合、事業実施園の配置図
- (2) 有機栽培への転換に取り組む場合、導入する資材等について、メーカー、能力等が記載された資料
- (3) その他、都道府県法人が必要と認める書類

別添 12-2

加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金実績報告書兼支払請求書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領の別紙3果樹農業生産力増強総合対策のⅢの第1の3の(7)のアに基づき、 別添のとおり加工原料安定供給連携体制構築事業補助金の実績を報告します。 併せて、下記のとおり補助金の支払を請求します。

注) あて先は、事業実施者が都道府県の区域を越えて事業を行う場合にあっては指定法人とすること。

記

1 交付決定額 円

2 補助金支払請求額 円

3 補助金支払請求額 内訳

事業内容	事 業 費	補助金支払請求額	摘 要
	円	円	
計	円	円	

- 注1)加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業補助金の実績の報告書は、事業実施計画書に準じて作成すること。
- 注2)国産果実需要適応型取引手法実証の取組の事業実績報告兼補助金支払請求を行う場合は、別添として以下のものを添付する。
- (1) 口座振込伝票等の加工専用果実選別出荷促進費の支払いが確認できる書類の写し

- (2)長期取引先との合意により行う取組を実施した場合は、口座振込伝票等の支払が確認できる書類の写し
- (3) 事業実施者の振込先口座名義、口座番号等を記載した書類

別添13-1 (Ⅲの第2の4の(1)のア関係)

果実輸送技術実証支援事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領別紙3のⅢの第2の4(1)アに基づき、下記のとおり果実輸送技術実証支援 事業補助金の交付を申請します。

(注) 宛先は、事業実施者が都道府県の区域を越えて事業を行う場合にあっては指定法 人とすること。

記

1 補助金交付額

円

2 補助金交付申請額 内訳

事業種目	事業費	補助金交付額	摘 要
	円	円	
合 計	円	円	

(注) 別紙として事業実施計画書を添付する。

果実輸送技術実証支援事業実施計画 (実績)

1 総括表

事業内容	事業費	負担	国区分	備考
		補助金	自己負担金	VIII 177

注)	自己負担金には、	仕入控除消費税額を含む。	(以下同じ。))
111				,

2	事業の目的

3 事業の内容

(1) 果実輸出効率化支援事業

ア 検討会の開催

(ア) 検討会の構成

検討会の概要		構成員	
(目的、構成員の選定理由 等)	氏名	所属・役職	備考

(イ) 検討会の内容

開催時期 (年月日)	開催場所	検討内容	備考

イ 効率的な輸向 (ア)効率的な								
(イ) 効率的な	輸出に係る	関係者	音の調整					
調整の概	要	H	· h	調整			1	備考
		H	名		乃	近属・役職 一		
(ウ)調整の内	容							
開催時期 (年月日)	ß	催場	所			調整内容	1	備考
(平月日)								
(エ)効率的な	- 輸出の実証	試験						
実証時期	実証場		実証	課題		実証内容		備考
年 月~								
年月								
ウ 報告書の作成	`					I		
報告書の名称	<u> </u>	内容				作成部数・配布先		備考

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

ア 検討会の開催

(ア) 検討会の構成

検討会の概要		備考	
(目的、構成員の選定理由等)	氏名	所属・役職	1 湘 石

(イ)検討会の内容

開催時期 (年月日)	開催場所	検討内容	備考

イ 技術等の開発・応用による試作等

(T)	試作等の概	郠
(/ /		~

(イ) 試作等の内容

試作時期	試作場所	試作課題	試作内容	備考
年 月~				
年 月				

注) 備考に改良及び開発に必要な材料、資材等を記載すること。

ウ 技術等の開発・応用による試作等の実証試験

実証時期	実証場所	実証課題	実証内容	備考
年 月~				
年 月				

エ 報告書の作成

報告書の名称	内容	作成部数·配布先	備考

4 経費の配分

	事業に要する	,	負担区 2	分	
事業種目	(又は要した)	補助金	 自己負担金	その他	摘要
	経費	1111602 777		C 42 IEI	
合計					

- 注) 1 負担区分その他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。
 - 2 事業種目の内訳として括弧書きで取組名ごとに記載すること。
- 5 事業完了予定年月日(又は完了年月日)
- 6 収支予算

(1) 収入の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	
区分	(又は本年度	(又は本年度	抽	減	摘要
	精算額)		// 000		
補助金					
自己負担金					
その他					
合計					

注) 負担区分その他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。

(2) 支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	
区分	(又は本年度	(又は本年度	増	減	摘要
	精算額)	予算額)	頃	//叹	
合計					

(添付書類)

実施計画には、事業実施者が生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者 または資機材製造業者等の場合は別添1を、生産者、出荷団体、物流事業者、輸出事業者、 資機材製造業者等で構成する協議会の場合は別添2を添付する。

連携合意書(例)

〇〇〇(以下「甲」という。)と□□□(以下「乙」という。)は、乙が事業実施者として申請する実施要領別紙 $3 \, \sigma \, \blacksquare \, o$ 第 $2 \, o$ 2 の生産出荷団体が連携先との合意により行う取組について、次のとおり合意した。

連携概要

1	連携対象品目、	輸出先国・	地域

対象品目

000

輸出先国・地域 ○○○

- 2 連携の目標
 - 000
- 3 連携の課題
 - 000
- 4 連携の内容及び連携期間

連携内容 〇〇〇

連携期間 令和○○年○月~○○年○月

- 5 その他
 - 000

以上のとおり、甲と乙の間に事業実施に関する合意が成立した証として、本書を2通作成し、甲と乙それぞれ署名の上各1通保持する。

令和 年 月 日

(甲) 生產出荷団体 住所

会社名

代表者名

(自署又は記名)

(乙)事業実施主体 住所

会社名

代表者名

(自署又は記名)

(注)申請に当たっては、甲、乙の事業内容、規模、事業実績に係る資料を添付すること。

協議会の概要

- 協議会の名称
 (注) ふりがなを付すこと。
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名 (注) ふりがなを付すこと。
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月~月)
- 6 協議会の構成員

名称	所在地	代表者氏名	業種	事務局

- (注)事務局欄には、協議会の事務局となる構成員に○印を記載する。
- 7 設立目的
- 8 事業の内容
 - (注) 当該団体の当該事業年度における事業実施計画の内容(申請する活動を含む。) を記入すること。
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)、 総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別添13-2 (Ⅲの第2の5の(1)関係)

果実輸送技術実証支援事業実績報告書兼補助金支払請求書

番 号 年 月 日

都道府県法人理事長 殿

住 所 事業実施者名 代表者氏名

実施要領別紙3のⅢの第2の5 (1) に基づき、別紙のとおり果実輸送技術実証支援事業 実績を報告します。併せて、下記のとおり補助金の支払を請求します。

注) 宛先は、事業実施者が都道府県の区域を越えて事業を行う場合にあっては指定法人とすること。

記

1 交付決定額

円

2 補助金実績額及び請求額

円

3 補助金実績額及び請求額内訳

事業種目	事業費	補助金実績額及び請求額	摘要
	円	円	
合 計	円	円	

- (注) 1 別紙は、別添13-1の別紙に準じるものとする。
 - 2 別添として事業実施者の振込先口座名義、口座番号等を記載した書類を添付する。

果汁特別調整保管等対策事業(果実製品の調整保管又は果実の産地廃棄)補助金交付申請書

番 号 年 月 日

都道府県法人 理事長 殿

> 住 所 事業実施者名 代表者氏名

貴協会の業務方法書第 条に基づき、下記により果汁特別調整保管等対策事業(果実製品の調整 保管又は果実の産地廃棄)補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付額

今回交付額 前回交付額 残 額 計

2 今回交付額内訳

(果実製品の調整保管の場合)

()C)CACHI *> HIJLE /C)	п · / /// П	/				
果実製品の種類	事	業	費	補助金交付額	備	考
	円			円		
計						

(果実の産地廃棄の場合)

(7)17) () () () () () () () () () (<i>≫•</i>		
選果場名	事 業 費	補助金交付額	備考
	円	円	
計			

(別紙(別添14-1 (IVの第2の1 (4)のア関係)))

果汁特別調整保管等対策事業実施計画

1 事業の内容

(果実製品の調整保管の場合)

果実製 品の種 類	調整 保管場	保管計画数量	数 量 通常 保管 数量	特別調整 保管 計画数量①	果汁1 トンり調 整保価 ②	補助 対象 事業費 ①×②	調整期始期		製造時期	備考
合計		トン	トン	トン	円	千円	年月日	年月日	年月日 ~年月日	繰越在庫量 年月日現在 (トン) 年産搾汁(缶詰製造) 実績見込み (トン) 在庫量 年月日現在 (トン) 果汁調整保管単価=果汁等 製造経費○○円×○○(利率)+倉庫料○○円

- 注)1 果実製品の種類欄には、果汁又は缶詰の区分を記入すること。なお、果汁については濃縮果汁とストレート果汁の名称を記入すること。
 - 2 調整保管の始期及び終期が数回に分かれる場合は、最初の回と最終の回の始期と終期をそれぞれ記入すること。
 - 3 年月日現在繰越在庫量は前年度までの搾汁 (缶詰) 在庫量とし、当該○年産に係る搾汁分 (缶詰製造分) は含まない数量とすること。

(果実の産地廃棄の場合)

選果場名	品質・規格	選果方法	廃棄数量 (A)	廃棄処理料金 (B)	産廃処理経費 (C=A×B)	運搬費 (D)	事業費 (C+D)	備考
			(kg)	(円/kg)	(円)	(円)	(円)	
合計								

- 注)備考の欄には、産業廃棄物等処理施設の名称、住所を記入すること。
- 2 経費の配分

	事業に要す	負	担 区	分	
事業の内容	る(又は要し	県基金	自己負担	その他	備考
	た)経費	補助金			
	円	円	円	円	
果実製品の調整保管の場合					
果実の産地廃棄の場合					
合 計					

- 注) 負担区分その他の欄については、内訳を摘要欄に記載すること。
- 3 事業完了(予定)年月日
- 4 収支予算

(1) 収入の部

(1) (1) (1)						ı
事業の内容	区分	本年度予算額 又 は 本年度精算額	前年度予算額	上較 増	増減 減	備考
果実製品の調整保管の場合	県基金補助金 自己負担金 その他	PI	P	円	円	
果実の産地廃棄の場合	県基金補助金 自己負担金 その他					
	計					

注)備考の欄にその他の内容を記入すること。

(2) 支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較均	曽減	
事業種目	ス は 本年度精算額	【 又 は 本年度予算額 】	増	減	備考
	円	円	円	円	
果実製品の調整保管の 場合					
果実の産地廃棄の場合					
合 計					

- 5 都道府県・都道府県法人との連携 注) 本事業の推進体制を記載すること。
- 6 その他本事業の効率的な実施に必要な措置

別添 14-2 (Nの第2の1 (5) のア関係)

果汁特別調整保管等対策事業(果実製品の調整保管又は果実の産地廃棄)実績報告書

番 号 年 月 日

都道府県法人 理事長 殿

> 住 所 事業実施者名 代表者氏名

貴協会の業務方法書第 条に基づき、別紙のとおり果汁特別調整保管等対策事業(果実製品の調整保管又は果実の産地廃棄)の実績を報告します。

(別紙)

果汁特別調整対策事業(果実製品の調整保管又は果実の産地廃棄)実績報告書 別添 14-1 (別紙) に準じる。

パインアップル構造改革特別対策事業補助金交付申請書

番 号 年 月 日

都道府県法人 理事長 殿

> 住 所 事業実施者名 代表者氏名

貴協会の業務方法書第 条に基づき、下記によりパインアップル構造改革特別対策事業補助金の 交付を申請します。

記

1 補助金交付額 今回交付額 前回交付額 残 額 計

2 今回交付額内訳

事業種目	事業費	補助金交付額	摘要
	円	円	
計			

1 事業の内容

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 全体計画

区 分	事業内容	事業量	単 価	事業費	摘要
 優良種苗増殖事業 (1) 増殖事業 (2) 育苗事業 (3) 配布事業 (4) 施設・機械の整備 2 優良種苗供給推進事業 			円	千円	
計					

- 注)1 優良種苗増殖事業については、増殖事業、育苗事業、配布事業及び施設・機械の整備に区分するとともに、品種ごとに明細がわかるように整理すること。
 - 2 単価算出の基礎となった経費の明細を添付すること。
 - 3 施設・機械の整備については、事業内容欄に名称、構造、規模、処理能力等を記載するとともに、カタログ、規模決定根拠等事業内容の説明に必要な書類を添付すること。

イ 優良種苗緊急増殖事業

(ア) 増殖事業計画

品種名	事業実 施場所	増殖ほ 設置面積	增 殖 作業名	処理員数	処理母茎数 (うち買上本数)	増 殖 ほ 植付個数	育苗用苗 生 産 量	備考
		m²		人目	本	個	本	
					(本)			
小	計							
小	計							
合	計							

注) 処理作業は増殖処理作業だけを記載し、別紙に母茎等の抜取り及び買上げから、育苗用苗の育苗ほ渡しまでの必要員数を作業ごとに整理し、添付すること。

特に優良種苗の種類が複数の場合は、品種毎の明細がわかるよう整理すること。

(イ) 育苗ほ設置管理計画

品種名	項目	設	:置	場	所			設	置	面	積	植	栽	配布用	苗	備	考
四浬泊	区分	臤		勿	ולל		直	営	委	託	計	本	数	生産	量	7/11	45
	1年生	市	(町村)		地区		a		a	a		千本				
	育苗ほ																
	小 計					•				·	•						•

2	2年生				
育	育苗ほ				
小	\ 計				
計					
1	L年生				
育	育苗ほ				
小	\ 計				
2	2年生				
育	育苗ほ				
小	\ 計				
合	計				

- 注) 1 年次別、品種別に記載すること。
 - 2 備考欄には、育苗ほの定植時期及び受託者の氏名等を記載すること。

(ウ) 種苗配布計画

品種名	配布場所	配布本数	備考
	市 (町村) 地区	本	
計			
計			
合 計			

注) 1 品種別に記載すること。

(エ) 施設・機械の利用計画

			延べ		J.	別利	用計画	画		年間生産		
施設・機械名	仕様・型式	利用期間	利用日数	月	月	月	月	月	月	・利用量	備	考
		月 旬 ~ 月 旬	日									

- 注) 1 利用計画について施設は生産量(本、kg)、機械は利用面積もしくは稼動面積(a)等を 記入すること。
 - 2 施設・機械の管理運営規程(案)を添付すること。
 - 3 機械については、備考欄へ格納場所を記入すること。

(才) 添付資料

- a 増殖ほ及び育苗ほの管理要領(案)及び管理を委託する場合には委託契約書(案) なお、同一の委託先に複数の品種が委託される場合は、品種毎にどれだけ委託するのか明 確にすること。
- b 増殖処理実施場所、育苗は設置場所及び本年度に当該事業によって優良品種の配布を受ける地区を図示した図面。

なお、優良品種が複数の場合は、品種毎に識別して図示すること。

c 配布決定の方法等種苗の配布に必要な事項を定めた配布要綱。

ウ 優良種苗供給推進事業

(ア) 推進協議会の構成及び推進体制図

(イ) 推進協議会開催計画

開催年月	日	開催場所	事業主体 (主催者)	出席構成員	主要協議及び検討事項

(ウ) パインアップル優良種苗の普及の現状及び計画

	区			年(5	見状)		年		年	目標年	備	考
品種	名000	栽培面積	(ha)	, (2					,	1 . 124 . 1	0113	
	1,000	(普及率(()	()	()	()		
	うち当該な	年度新植面積	漬 (ha)									
	うち事業は	による供給は	面積(ha)									
	(供給	本数(千本)))	()	()	()	()		
品種	名〇〇〇	栽培面積	(ha)									
		(普及率	(%))	()	()	()	()		
	うち当該年	年度新植面科	責(ha)									
	うち事業は	による供給す	面積(ha)									
	(供給	本数(千本))	()	()	()	()		
合	計 栽	治 培面積	(ha)									
	うち当該な	年度新植面和	責(ha)									
	うち事業に	による供給す	面積(ha)									
	(供給	本数(千本))	()	()	()	()		

- 注) 1 品種ごとに区分して記載すること。
 - 2 普及率欄には、栽培面積全体に占める当該品種栽培面積の割合を記載すること。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 全体計画

区 分	事業内容	事業量	単 価	事業費	摘要
1 推進事業 (1) 産地構造改革検討会の 開催			円	千円	

(2) 生食用パインアップル の普及に係る指導 2 栽培管理改善事業 (1) ○○○ (2) 施設・機械の整備 3 生食用パインアップル緊 急定着事業			
計			

- 1 単価算出の基礎となった経費の明細を添付すること。
- 2 施設・機械の整備については、事業内容欄に名称、構造、規模、処理能力等を記載するとともに、カタログ、規模決定根拠等事業内容の説明に必要な書類を添付すること。

イ 推進事業

(ア) 産地構造改革検討会の開催

(a) 開催計画

開催時期	開催場所	構成員	検討内容	備考

(b) 産地の構造改革の基本的な方針の概要

産地の現状	産地の構造改革の方針の概要
1 0000	1 ○○○○ (1) ○○○○ (現状○○%→改善目標○○%) (2) ○○○○ (現状○○ t →改善目標○○ t)
2 0000	2 0000
3 0000	3 0000

- 注) 1 産地の現状欄には要点を簡潔に記入すること。
 - 2 産地の構造改革の方針の概要欄には、産地の現状に対応する事項について、改善方法及び改善目標がわかるように記入すること。

(c) パインアップル栽培指針及び栽培管理改善の概要

栽培指針の概要	栽培管理改善の概要
1 0000	1 0000
0000	(1) ○○○○ (現状○○%→改善目標○○%)
	(2) ○○○○ (現状○○ t →改善目標○○ t)
2 0000	2 0000
3 0000	3 0000

- 注) 1 栽培指針の概要欄には、県知事が定める栽培指針の内容とし、項目の要点を簡潔に記入すること。
 - 2 栽培管理改善の概要欄には、栽培指針に対応する事項について、改善方法及び改善目標がわかるように記入すること。

(d) 生産計画

生産				用	途	別仕	向 量	ţ		
我控而積	収穫面積	生産量	出荷量	生食用	加	_	Ľ.	用	備	考
水和曲個	化 取面的	工/王重	四四里	工政/17	缶詰用	果汁用	その他	合 計		
(ha)	(ha)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)		

前年実績						
(〇〇年)			()	()		
当該年計画						
(〇〇年)			()	()		

注) 1 用途別仕向量の缶詰用、加工用の欄には () 書きで缶詰製造量 (3号缶3ダース入を1ケース (20.412kg) として換算した数量 (千ケース) を、果汁用の欄には () 書きで果汁製造量 (5分の1濃縮換算、数量 (トン))を記入する。

2 果汁用は全果処理分とする。

(e) 出荷計画

前年実績・当該年計画(○○年)

用途別仕向			月	別	出	荷	数	量	(トン)			計
用述別江門	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	丁盲
1 生食用 ((1)+(2))													
(1)沖縄本島分													
○○市場													
〇〇市場													
その他													
(2)八重山分													
○○市場													
〇〇市場													
その他													
2 加工用 ((1)+(2))													
(1)沖縄本島分													
缶詰用													
(缶詰製造量(千ケース))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
(果汁製造量(トン))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
缶詰用													
(果汁製造量(トン))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他													
(2)八重山分													
缶詰用													
(缶詰製造量(千ケース))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
(果汁製造量(トン))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
缶詰用													
(果汁製造量(トン))	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他													
3 合計 (1+2)													

- 注) 1 前年実績及び当該年計画について作成すること。
 - 2 缶詰製造量は3号缶3ダース入を1ケース (20.412kg) として換算した数量、 果汁製造量は5分の1濃縮換算数量とする。
 - 3 缶詰用の欄の果汁は缶の副産物に由来するものであり、果汁用の欄の果汁は全 果処理分である。

(f) 改植計画

現	状	改植	/	考	
品種名	面積	品種名	面積	備	45
	ha		ha		

注) 備考欄には改植する地番等実施地区を明記すること。

(イ) 生食用パインアップルの普及に係る指導計画

名 称	内 容	実施時期	実施場所	備考

ウ 栽培管理改善事業

(ア) 事業実施地区の改善計画

地区名(

					70E-11 (,
		現	状(年)	改善計画(年)	備考
栽培農家戸数	(戸)						
うち担い手	(戸)						
栽培面積 (うち生食専用品種)	(ha)	()	()	
うち担い手 (うち生食専用品種)	(ha)	()	()	
平均単収	(kg/10a)						
うち担い手	(kg/10a)						
出荷数量 (うち生食用)	(t)	()	()	
うち担い手 (うち生食用)	(t)	()	()	

- 注) 1 事業実施地区ごとに作成すること。
 - 2 備考欄に担い手の定義を記載すること。

(イ) 栽培管理改善

(a)全体計画

改善内容	事	業	内	容	実施時期	事	業	量	受	益	受	益	単	価	事業費	備	考
					7		,,,		農家		面	積					
										戸		a, ha			円		
展示ほの設置																	
72C 7 (0) 2 BX																	
栽培様式の改																	
善																	
栽培管理の改																	
善																	
施設・機械の																	
整備																	
事業費計																(A) +	- (B)
内	施設	· 機材	戒整備	以外												(A)	

	訳	施設·機械整備				(B)
その他特証	己すっ	べき事項				

- 注) 1 イの (ア) における検討内容に基づき補助対象となるものについてのみ記入すること。
 - 2 事業量欄は、導入する技術等に応じて 10a 当たり又は実数で記入すること。
 - 3 受益農家戸数欄及び受益面積欄は、実戸数及び実面積を記入すること。
 - 4 展示ほの設置において、品種展示を実施する場合は、備考欄に展示する品種及び管理委託先の団体・農家名等について記入するとともに、栽培暦を添付すること。

(b)施設・機械の利用計画

	延				月	別利	用計	画		年間生産		
施設・機械名	仕様・型式	利用期間	利用日数	月	月	月	月	月	月	・利用量	備	考
		月旬	日									
		~ 月 旬										

- 注) 1 利用計画について施設は生産量(本、kg)、機械は利用面積もしくは稼動面積(a)等を記 入すること。
 - 2 施設・機械の管理運営規程(案)を添付すること。
 - 3 機械については、備考欄へ格納場所を記入すること。
- エ 生食用パインアップル緊急定着事業

(ア) 改植を行う生食用パインアップル

品種名	特 徴	栽培面積 (年)	備考
		ha	

- 注) 1 事業実施地区における標準的な栽培暦を添付すること。
 - 2 備考欄にその品種のシェアを記入すること。

(イ) 改植計画

	_										
	現	状				改植実施計画			備	考	
品種名			面	積		品種名	面	積	事業費	7用 ⁷ 5	
					ha			ha	千円		

- 注) 1 事業実施位置図及び当該改植計画が位置づけられた産地計画又はこれに準ずる計画を添付すること。
 - 2 事業費については、経費の明細を添付すること。

2 経費の配分

事業種目	事業に要する	負	担 区	分	摘 要
	経 費	県基金補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比 較	洪	
	本年度精算額		増	減	備考
補助金 自己負担金 その他	円	円	円	円	
計					

注)備考欄にその他の内訳を記入すること。

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は	は	比 較	/	
	本年度精算額		増	減	備考
	円	円	円	円	
計					

パインアップル構造改革特別対策事業実績報告書

番 号 日

都道府県法人 理事長 殿

> 住 所 事業実施者名 代表者氏名

貴協会の業務方法書第 条に基づき、別添のとおりパインアップル構造改革特別対策事業の実績 を報告します。

(別添)

パインアップル構造改革特別対策事業実績報告書

別添 15-1 に準ずる。

- 注) 付属資料として次のものを添付すること。
 - 1 本事業を実施するため機械施設等を導入した場合にあっては、その仕様書、領収書、出来高設計書及び新品であることを証する書類。
 - 2 消費宣伝を実施した場合には、宣伝を行ったことを証する書類(放送確認証等)